

庚申信仰年譜

窪 德 忠

はしがき

さきに公けにした「庚申信仰」と題する小著においては、もつばら平明を旨としたために、きわめて重要なもしくは必要かくべからざる場合をのぞいて、不本意ながら一切資料を掲げなかつた。そのために、讀者の誤解を招いた點もすくなくなかつたようである。實は、最初の豫定では、簡単ながら年表を附錄として收め、平安時代からの庚申の日の行事の變遷を示めすことも計畫していたのであるが、準備の不足と出版の事情とから、それをも省略してしまつたのであつた。そこでここに、その後檢索した資料をも加えて、奈良以降江戸末期までの、原文による年譜を作製した。もちろん、すべての資料を網羅しているわけではないし、ことに江戸時代の資料にかけているから、不十分であることは、私自身が十分承知している。今後もなお檢索をつづける心算ではあるが、ここにもれている資料を御存じの方は、恐縮ながら、御教示頂ければまことに幸甚である。

本譜の作製にあたつて使用した資料は、史書・日記を主とし、それに詩歌集その他を加えたが、年月日の不明なも

のはのぞいた。もつとも年月が不明であつても、他の資料から明らかにされる場合には、その資料をも収録した。従つて、本譜によつて、庚申の日の行事、行事のよび方、まつり方など、日本の庚申信仰の一應の推移や變遷がたどれるのではないかと考えている。その意味で、文獻以外に、注目すべき三つの庚申塔をも加えた。當初は、宮中、貴族、武家、僧侶、民衆などの欄をもうけ、いかなる階層の人々が、いつごろから庚申の日に行事を行うようになったかといふ點を、文獻の面から明らかにする豫定であつたが、資料的に不備なために、このような體裁をとることにした。なお本譜の作製にあたつては、本研究所助手鎌田茂雄君の協力によるところがはなはだ多い。記して感謝の意をあらわす次第である。

年譜

724 神龜元年（養老八年）

召諸司長官并秀才及勤公人等。賜宴於中宮。賜絲各十絹。〔續日本紀〕

十一月四日庚申
○これは、宮中で庚申の日に賜宴を行つた最初の記事である。この賜宴が、後世の守庚申もしくは庚申待とよばれる行事に通ずるものであるか否かは、いまのところはつきりしない。けれども、一應ここにかかげておく。つきの二條も同様である。

834 承和元年

七月十一日庚申

是中旬之初也。上御紫宸殿。賜侍臣酒。乃至設親王大臣座於御床下。令以圍碁焉。夕暮而罷。賜親王大臣御衣。次侍從已上祿。各有差。〔續日本後紀〕

836 承和三年

一月二十日庚申

内宴於仁壽殿。以詩興爲先。同賦理殘粧之題。訖賜祿。〔續日本後紀〕

838 承和五年

十一月二十六日庚辰

夜人咸不睡。與本國正月庚申之夜同也。〔入唐求法巡禮行記〕

○本條が、日本で正月の庚申の夜に夜明しをしていたことを示す最初の記事である。この文面によつて、少くとも九世紀の前半には、日本でも中國の守庚申ときわめてよくにた行事を行つていたことが判明する。この記事以前に、このようにつきりとそのことを物語つてゐる資料は、いまのところ見當つていない。けれども、この文の書き方から、承和五年以前、すなわち圓仁が入唐する前から、庚申の日に夜明しをしていたことは事實であつたと推測される。しかし、それがいつごろから始まつたかということは、この文面からだけでは見當がつかない。私は前著「庚申信仰」でのべたとおり、八世紀の前半ごろからではなかつたかと推測している。またこのころ庚申の日に夜明しをしていた人々がいかなる階層の人であつたかという點も、いまだにはつきりとはわからない。けれども、お

そらく中國にあこがれをもつ一部の好事の貴族や僧侶たちではなかつたかと考えてゐる。そうして、そのような人々によつて、道教を含めた、中國の諸文化が日本に紹介されたのではなかろうか。なお、この日は「庚申」の日ではなく、「庚辰」の日であるが、おそらく圓仁の感ちがえであろう。しかし、このころ夜明しをするのが庚申の日だけであつたらしいことは、ここに「庚申の夜と同じ」とあることから推測される。

857 天安元年

一月十一日 内宴。命樂賦詩。自如舊儀。〔文德實錄〕

○本條の文面だけからでは、徹夜をしたかどうかは、わからぬ。なお、この年の一月庚申の日は、實は二十一日で、十一日ではない。私が使用した國史大系本では、本文に「庚申」とあり、その右肩上に小さく「十一」といれてある。おそらくその「十一」は「二十一」の誤記と思われるけれども、一應ここでは國史大系本の校訂者の考えを尊重して「十一日」としておいた。

863 貞觀五年

十月一日庚申 天皇不御前殿。宴侍臣於仗下。勅賜舉音樂。親王已下賜祿各有差。〔三代實錄〕

○本條の記述が果して庚申の御遊かどうかはつきりしないが、一應かかげておく。

902 延喜二年

七月十七日庚申

後院調饌賭物。依御物忌。御簾中。「簾外裝束如常」。有掩韻事。「西宮記卷十五」

○本條によつて、酒肴をだし、賭を行つたこと、物忌の際には天皇は簾中にいたらしいことがわかる。

903 延喜三年

二月一日

召王卿給酒奏絲竹。左大臣仰中納言湛朝臣令獻壽言。召公卿供御酒。以恩盃給式部卿拜舞。給祿有差。「西宮記卷十五」

○原文には干支がなく、ただ「三年二一」とあるにすぎない。けれども、一月には庚申日ではなく、一月十八日と三月十九日が庚申にあたる。従つて、なにかの誤りと思われる。ただし、本條は「御庚申御遊」の項にかかげられてゐる記事であるから、この記述が庚申の日の行事をのべたものであることだけはたしかである。

906 延喜六年

九月十日庚申

法皇召文人。賦桐華秋欲落詩。「日本紀略後篇」

○本條も、果して庚申の行事を示すものかどうかわからぬが、一應かかげておく。

916 延喜十六年

七月七日

御庚申。亥二魁事始。供天酒給侍臣。絃歌頻奏「之」。召屬文「者令獻詩」。諸蔭等今夜候内御書所。仍所召候。雜色之中。小舍人源相平舞輪臺。蔭孫源藏俊於東庭舞王饗。次

獻詩。藏人大學助紀淑行講詩。次給祿了。〔西宮記卷十五〕

○原文には干支がないが、「御庚申御遊」の項の記事であり、私がしらべた結果でもたしかに庚申の日であつた。

なお拾遺抄卷三には

いとどしくいもねざるらんと思ふ哉

けふの今宵に逢へる棚機

といふ藤原元輔の歌が收められ、「七夕庚申にあたりて待りける年」という題がついてゐる。おそらく貴族たちがこの日に守庚申を行い、その席上でよんだのではないかと思われるので、ここに附載しておく。

918
延喜十八年

八月二十日

御庚申。東真庇南三間御座。東面赴自東孫庇。自南四柱南双敷長筵四枚。自南四柱東折南面云々。立御屏風一帖。又南折立二帖。立燈臺一本。内藏寮調酒肴。侍臣又進碁手錢十三貫。亥時侍臣提賭物參上。供天酒給侍臣等。奏歌絃和歌。〔西宮記卷十五〕

932
承平二年

(月日なし)

召内給所錢爲碁手料。召贋酒兩殿給盃。延喜二三兩年。後院調酒肴。獻賭物等。供奉庚申。〔西宮記卷十五〕

935 承平五年

七月二十八日庚申

今日。於紫宸殿前。相撲召合。「日本紀略後篇」

○本條は、庚申の行事らしくない感じがきわめてつよいが、一應かかげた。

939 天慶二年

八月二十二日庚申

内裏有庚申御遊。侍臣獻和歌。「日本紀略後篇」

○本條が、倭漢三才圖會をはじめとする實に多くの文献に、日本の最初の庚申の日の行事として引用されている記事である。しかし、その説の誤りであることは、本譜に収めた本條以前の記事によつて明らかであろう。

944 天慶七年

六月二十日庚申

夜有殿上御遊。「日本紀略後篇」

953 天暦七年

十月十三日庚申

内裏にて庚申の御あそひありけり。女藏人菊の花のゆわり子を奉る。大納言高明卿。伊豫守雅信朝臣御前に候。樂所の輩は御壺にそ候ける。大納言琵琶を彈し、朱雀院のめのと、備前命婦簾中にて琴を彈しける。昔はかやうの御遊つねの事也けり。おもしろかり

けることかな。〔古今著聞集六〕

959 天德三年

五月十六日庚申

九月十八日庚申

殿上有宴。〔日本紀略後篇〕

天德三年九月十八日庚申に、中宮の女房歌合せむといふによめる、庚申

難波渴こけと小舟はあしわかの

えさる程こそ久しきりけれ 〔藤原元貞集〕

961 應和元年（天德五年）

十月三十日庚申

御製松經霜後貞。〔日本紀略後篇〕

○本條だけでは、守庚申の際の詩題か否かわからないが、一應かかげておく。次條同じ。

962 應和二年

三月三日庚申

命侍臣令獻詩。題云。仙桃夾岸開。〔日本紀略後篇〕

五月四日庚申

村上の御時五月四日庚申、をんな方男方哥合せさせ給ふに、男方勝にければ、八月二十
日にまけわさしていとをむすべることに松虫すゝむし入てをみなへしにつけて
女郎花くもにかゝりてはふくすの

まくるとや思ふ露の分めを

千世をへてくる秋ことに聞えなん

行末とほき松虫の聲。〔元輔集〕

963 應和三年

三月八日庚申

御製風來花自舞。〔日本紀略後篇〕

966 康保三年

十一月三十日庚申

今夜。召殿上侍臣於御前。聊打攤給酒。及曉令詠和歌。以納殿絹給侍臣。〔扶桑略記〕

969 安和二年

閏五月十四日庚申

五月ふたつある年庚申に人にかはりて

五月雨の數くははれる年たにも

山ほとときす聲にあかはや

さみたれのあまりもまたし時鳥

たた一聲に明もこそされ 〔元輔集〕

○これは 果してこの日によんだのかどうかわからぬが、閏五月がある年は安和二年しかないので、一應ここに比

定した。

973 天延元年（天祿四年）

三月六日庚申

今日有御庚申事。其儀上西廂南渡殿南御簾。其内敷滿侍小疊六枚。爲應召管絃侍臣座。南臺西欄板鋪長疊爲同座。儲饌於侍所。隨召衝重兩三前。居渡殿座通宵御遊。臨曉更給祿。內府獻鷺鳧十鯽。事了各退出。〔親信卿記〕

976 貞元元年（天延四年）

八月一十六日庚申

貞元元年初齋宮侍從のくりやに御座する間に、八月廿八日庚申の夜、人々あそひいはひの心をよむ。

神代より色もかはらて竹川の

よゝをは君そかそへわたらん〔源順集〕

○原文には「八月廿八日庚申」とあるが、この年の八月庚申の日は二十六日なので、二十六日にかけた。おそらく源順の記憶ちがいであろう。異本には二十五日とある。なおこの和歌は續詞花和歌集卷七にも收められている。

十月二十七日庚申 初の冬貞元かのえさるの夜、伊勢のいつきの宮にさぶらひて、松のこゑよることにい

るといふ題にて奉る哥の序。

いせのいつきの宮規子秋野の宮にわたり給ひて後、冬の山風さむくなりての初のはつか

七日の夜、庚申にあたれり、なかなかしき夜をつくつくとやはあかすへきとおもほして、みすのうちにさふらふおもと人、みはしのもとにまいれるまうちきみたちに、哥よませあそひせさせ給ふ、哥の題にいはく、松の風よることにいる、これにつけてきけば、あし引の山おろしにひくくなるまつのかみとりも、うは玉の夜はにきこゆることのおもしろさも、ひとへにみなみたれあひゆき通ひて、むへもむかしの人松風に入といふこの詩句をつくりおきそめけんとなむおもほえける、順かかしらのかみ夏も冬もわかぬ雪かとあやまたれ、心のやみはからにも大和にもすへてつきなく、おまへのやり水にうかへるのこりの菊に思ひあはすれば、いつみはかりにしつめる身はつかしく、なにたかききぬかさをかにてるもみちはを見わたせは、かかるまとゐにさふらふこときえまはゆけれど、さもあらはあれ、人こそききてそしりわらはめ、かけまくもかしこきおほんかみは、哀ともめくみさいはひ給ひてん、今いにしへを見るかことく、こよひの事を後の人もみよとて書しるして奉るは仰ことにしたかふ也。

夜を寒みことにしもいる松風は

君にひかれて千代やそふ覽〔源順集〕

野宮にて齋宮の庚申し侍りけるに松風入夜琴といふ題を詠み侍りける 齋宮女御

琴の音に峯の松風かよふなり

いづれのをより調べそめけむ

松風の音に亂るゝことの音を

ひけば子の日的心地こそすれ「拾遺抄卷十」

○源順集の文面によつて、庚申の夜には夜明しをするのが本質であつたが、その際に時間が早くたつように、もしくはその時間をつぶすために、歌をよむようになつたことがわかる。従つて、必ずしも歌にかぎらず、なにをしてよいことになるわけである。けれども、もともとは、やはりしづかに一夜を明かすことが本來の庚申の日の夜明しであつたわけで、平安時代の貴族たちが中國の道教でとく守庚申の意義と方法を知つていたらしいことが、この文面からでも窺われる。なお、山崎闇齋および崎門の人々は、この記事のうちの「かけまくも」から「めくみさいはひ給ひてん」までをひいて、日本の庚申侍が猿田彦をまつる祭りだといふ説の立論の一證としている。けれども原文を一讀すれば、この記述がそのような説とは全く無關係であることが明らかになるであろう。また拾遺抄には年月日が書いてないが、歌題の同一な點から推してこの日によんだ和歌に相違ないと思われるので、ここに附載した。なお第一首は金玉集の雑の部にも收められている。

982 天元五年

一月二十七日庚申

正月に庚申いできただれば、東三條の院の女御の御かたにも、むめつぽの女御の御かたにも、わかき人々、としのはじめの庚申なり、せさせ給へと申せば、さはとて御かたがたみなせさせ給ふ、男君達、この女御達の御兄弟三所ぞおはします、いと興あることなり、いとよし、こなたかなたと參らむほどに、夜も明けなむ、などのたまひて、さまざまの

事どもして御覽せさせ給ふに、歌やなにやと、心ばへをかしき御方方の有様よりはじめ、女房達、碁、雙六のほどのいどもいとをかしくて、この君達のおはせざらましかば、今宵のねふりさましはなからまし、など聞え思ひて、たびたび鳥もなきぬ、院の女御あけ方に、御脇息におしかかりておはしますまことに、やがて御殿籠り入りにけり、いまさら、など人々聞えさすれば、鳥もなきぬれば、いまはさばれ、なおどうかし聞えさせそなど、人々聞えさするに、はかなき歌とも聞えさせ給はむとて、この男君たち、ややものけたまはる、いまさらに、何かは御殿ごもる、起きさせ給へと聞えさするに、すべて御いらへもなく、驚かせ給はねば、よりて、やや、と聞えさせ給ふ。〔榮華物語卷二〕大入道殿姫君、庚申夜、脇息に寄懸つて令死給畢、仍彼御一門には、女房之庚申、永被止。云々。〔古事談第六〕

九條流ノ人女房ハ庚申ヲ不行。法成寺入道女庚申夜有事故也。〔世俗淺深祕抄卷上〕

985
寛和元年（永觀三年）

一月十五日庚申

秉燭參内。有御庚申事。於石灰壇有擲采之興。內藏寮獻茶手等。又儲衡重。依明日節會事不及通夜。丑時許退出。〔小右記〕

三月十六日庚申

入夜從内有召。是御庚申也。申障不參。〔小右記〕

988 永延二年

十月七日庚申

入夜歸參内。侍數多來宿所。皆云。今夜召酒殿不眠。依庚申者。仍卒爾求食物。令遂其志。侍臣淵醉。或歌或舞。覃曉更。相率參皇太后宮邊舞歌。〔小右記〕

993 正暦四年

四月二日庚申

院の殿上にて四月二日庚申ありけるに卯花隔牆根といふ題を

うの花のしけき桓ねとなるまゝに

隣にかよふ道そたえぬる〔藤原長能集〕

○所引の原文で明らかなように、年號が記るされていないため、正しい年は不明である。けれども、藤原長能は天元五年から寛弘六年までの間要職についていた人である。これに基いて、この間において四月二日が庚申の日に當る年をさがして、正暦四年をえた。そこで一應、正暦四年に比定したわけである。なお、この事實によつて、編年史や日記に資料がなくとも、實は守庚申もしくは庚申の御遊が多く行われていたことがわかる。

995 長徳元年（正暦六年）

五月十五日庚申

「今は歌の事思ひかけ侍らじ」などいひてあるころ、庚申せさせ給ひて、内大臣殿、いみじう心まうけさせさせ給へり、夜うち更くるほどに題いだして、女房に歌よませ給へば、

皆けしきだちてゆるがしげだすに、宮の御前に近くさぶらひて、物啓しなど、こと事のみいふを、云々。〔枕草子八十六段〕

○原文では、いつのことかわからぬ。金子元臣氏の研究に従つて、この日にかかげた。

999 長保元年（長徳五年）

六月九日庚申

1000 長保二年

有守三戸之御遊。〔日本紀略後篇〕

内有御庚申。有作文管絃。女房入菓子紙等。〔御堂關白記〕

十月十七日庚申

禁闈。初命詩宴。題云鸞雀相賀。〔日本紀略後篇〕

此夜有御庚申事。藏人兼宣依□奉仕御裝束如式。出御之後。左大臣右衛門督、左大辨□被召參上。侍臣等祇候。内藏齋賜酒肴。侍□爰益酌無算。絃歌遞唱奏。仙遊興酣。

天清□勅賜擲筭之戲。于時卿太夫賜酒醉德之者。其□□然不知夜之將闌。或吟詠詩句。或唱哥曲。人間勝□。於是而足。子剋左大臣奉綸命。仰左大辨。□式部權大輔匡衡朝臣令獻題。大辨獻云。燕雀相賀。匡衡爲序者。〔權記〕
初冬庚申侍宴。同賦燕雀相賀。應製詩一首。
長保初。天子勅左丞相修復禁園。（中略）天人合應。先御正南之紫宸。開朝會於百辟。續

傳老子之玄訓。守夜漏於三戶。于時衆庶悅豫。燕雀相賀。云々。〔江吏部集卷下〕

1001 長保三年

十月二十三日庚申

依要日欲參衙。而依甚雨遲緩之間。時刻推移。內堅告可參御庚申之由。參入。下格子有其儀。左大臣、右衛門督、弼宰相、左大辨參入。大辨獻題皇后者國母也。朔年之授未開其服今有此事人或云々。霜樹疑春花。以□爲韻。宮內丞道濟序者。侍臣應製者七、八人。絲竹間奏。亦有作文。少外記爲政序。題云。菊殘雪花中。〔權記〕

1003 長保五年

六月一日庚申

今夜有御庚申。道濟獻序。廣業題。瑤琴治世音。探韵。以此題御書所同應製。〔權記〕

殿上守三尸。〔日本紀略後篇〕

八月一日己未

今日內堅來告。藏人道濟仰。明日御物也。可有御庚申。今夜可參宿。即參候宿。〔權記〕

八月三日庚申

有御庚申。題秋是詩人家。以情爲韵。〔權記〕

1004 寛弘元年（長保六年）

六月七日庚申

候宿所。此夜女方參宮。有御庚申事。作文耳。〔御堂關白記〕

閏九月九日庚申

今夜於殿上守庚申。御書所學生給祿。詩宴。題云。再吹菊花酒。〔日本紀略後篇〕

依物忌重籠居。籠物忌人々時守庚申。賦詩讀和歌。〔御堂關白記〕

1005 寛弘二年

三月十二日庚申

有御庚申事。〔御堂關白記〕

御庚申。云々。〔權記〕

三月十三日辛酉
五月十三日庚申

去夜御庚申。有作文屬文。上達部籠候御物忌。題云。花顏水作鏡。以春爲韻。〔小右記〕
有庚申事。僧同之。作文。殿上人一種物持來。〔御堂關白記〕

參左府。庚申也。殿上人各隨身一種物。參彼殿。召馬射。左近右近三以上。此夜有作文
事。依故納言忌月不作文候。唯候而已也。〔權記〕

九月十五日庚申
上達部七八人許。殿上人會合。守庚申。有作文事。題池水後明月。韵澄。女方渡一條。
夜內歸。〔御堂關白記〕

今夕詣左府。庚申也。依明日遠忌退出。〔權記〕

1006 寛弘三年

一月十七日庚申

參內。女方入庚申折物筆墨岱包等。候宿。〔御堂關白記〕

五月十九日庚申

次參左府。講後有庚申事。〔權記〕

1007 寛弘四年

三月二十三日庚申

有御庚申事。作文。〔御堂關白記〕

參内。御庚申可有云々。仍罷出。亦參。題聞酒欲醒。〔權記〕

八月二十七日庚申

詣左府。庚申也。〔權記〕

1008 寛弘五年

五月一日庚申

守庚申。有作文。夏夜池臺即事。〔御堂關白記〕

○この日の守庚申は、本條の他の記述から、藤原道長の家で行われたことがわかる。

1009 寛弘六年

七月七日庚申

於殿上守三戸。有御遊。〔日本紀略後篇〕

藏人賴國來。(中略)仰可有御庚申事。可參者。參入從陣方。解裝束可候者。有作文。題織女理容色。爲時作序。夜半許。從齋院中宮琵琶琴等被奉。是其日七形也。入腹中扇等。使者仁久るを捕留給祿。云々。〔御堂關白記〕

參内。有御□□白地退出。〔權記〕

今夜可有御庚申之由。去夕奉誠。送書札頭中將許案内。報云。人々多申障。仍無御庚申。

云々。仍不參入。〔權記〕

1010 寛弘七年

六月十三日庚申

教通曹司人々來。守庚申。作文。題有風終夜涼。〔御堂關白記〕

八月十四日庚申

依有御庚申。參大內。有作文事。題明月逐人來。以遮爲韻。〔御堂關白記〕

1013 長和二年

十月一日庚申

上達部五六人許被來。作文者七八許人。守庚申。題落葉泛如舟。其次有管絃事。〔御堂關

白記〕

1019 寛仁三年

九月八日辛酉

宰相云。昨夕依攝政命參入。有庚申事。左大將已下兄弟納言近習人達等參會。有管絃和
歌攤等。〔小右記〕

1021 治安元年（寛仁五年）

六月十六日庚申

奉幣廿一社。依攘疾病之難也。〔日本紀略後篇〕

○ここに「廿一社」とあるのは、おそらく山王二十一社ではないかと思われる。もしそうだとすれば、とくに庚申の

日に「山王さん」に疾病をはらうために奉幣していることになる。ここに、庚申の日と山王信仰との関係が見いだされる。室町時代にたてられた庚申板碑に山王二十一社の種子を刻んだものがあり、諏岡縣駿東郡裾野町金澤に、「一念をかけて山王を捧持し」と刻んだ、寛文七年にたてられた庚申塔が現存していることなどから、私は一時山王が庚申の日によつた對象とされたころがあつたのではないかと推測しているが、この推測にあやまりがないとすれば、この文によつて、山王と庚申日の關係から、山王を庚申日の崇拜對象とするようにな開いたのではないかといふ憶測がたてられるのである。そのような意味から、この記事は注目すべきではないかと思う。この點御教示をえたい。

1022

治安二年

八月二十三日庚申

今夜於御殿守三戸。「日本紀略後篇」

寮用意御庚申事。及晚參内。上達部依召參入。束帶。入夜御裝束。其儀。下束御隔子。
南第三間敷茵一枚爲東宮御座。第一二間敷疊爲上達部。以畫御座爲御座。油。及剋亥東
宮令上給。依召上達部參御前。有仰居突衡。次御厨子所供御膳。又供東宮膳。數盃之後。
召葵手。集攤之後。有經哥事。及晚上達部殿上人引被中宮御方。忽北庭敷疊。羞酒肴。
數盃之後。有連歌事。被物。上達部、殿上人。及明人々退出。「左經記」

○左經記には、隨處に割註が施されているが、ここでは煩をさけて省略した。いづれ公刊豫定の拙著には、原文そのままで收めるつもりであるから、それによつて承知して頂きたい。

1025 萬壽二年

四月九日庚申

六月十日庚申

及昏黑退出。密々於大殿方有御庚申。云々。仍寮齋儲飯酒并茶□等云々。〔左經記〕
入夜有召參內。供夕膳。及丑刻退出。〔左經記〕

○本條は守庚申の記事か否かはつきりしないが、一應かかけておく。

十二月十二日庚申

有御庚申。寮齋飯酒、茶并紙。又別召女房折紙。仍百帖積折檻獻了。〔左經記〕

1026 萬壽三年

二月十三日庚申

今朝御物忌也。依有御庚申事。夜部有召參入。及晚內藏寮飯酒羞殿上。次有召侍從參御
前。先別前後小弓。次御遊。次內藏寮進茶手紙。集攤。次雜戲。及曉更有和歌。達明各
退出。〔左經記〕

1030 長元三年

七月九日庚申

從內有召。依爲服有憚宴座。〔左經記、類聚雜例の項〕

○この記述だけでは、宮中で御庚申が行われたかどうか、いささかはつきりしないが、どうも行われたらしいので一
應かかげておく。

1031 長元四年

一月十三日辛酉

右衛門督清談次。去夕依御庚申事。依召參入。御齋會間可無便之由彼此云々。亦奏斯由。仍停止。〔小右記〕

1035 長元八年

八月九日庚申

奉幣廿一社。〔日本紀略後篇〕

十月十日庚申

今日於齋院有和歌會。〔日本紀略後篇〕

○本條は庚申の御會かどうか疑わしい。

1050 永承五年

六月五日庚申

永承五年六月五日。於賀陽院一宮御方。有和歌合事。兼日關白殿下相分男女各六人賜題。令獻和歌。以西渡殿爲上達部座。聊有盃盤儲事。雖在前議。引以及今日。蓋爲相當庚申也。(下略)〔祿子内親王家歌合〕

1067 治曆三年

九月九日庚申

祿子内親王家にて歌合せあり。〔祿子内親王家歌合〕

○原文では九月九日庚申とあるが、治暦三年の九月には庚申の日はない。近いのは八月十四日か十月十五日である。

八月の分を九月にのばしたのか、あるいは何かの誤りか、その邊のことがわからぬるが、ここでは一應原文に従い、九月九日としてかかげた。

1068 治暦四年

十一月二十二日庚申

呂保殿において十人が集り、歌合せを行つてゐる。その序に「こよひ、ろほとののはさまにて、かし（庚申——筆者註）をまもらせたまはむとて、うたあはせあり、云々」とある。〔呂保殿歌合〕

1080 承暦四年

十月一日庚申

今夜於左大將御許有庚申事。云々。〔水左記〕

1081 永保元年（承暦五年）

一月三日庚申

今夜奠先聖。故殿御時。毎庚申有此事。予相次。欲奉奠之處。心事依違于今緩懈。仍今夜初所企也。〔水左記〕

○これまでかかげたところによれば、庚申の日には、詩歌管絃などのいわゆる「遊び」をやるだけで、宗教儀禮を行つたらしい形跡は見えなかつた。ところが、ここにはじめて「奠先聖」の文字がみえる。これは、水左記の筆者源

俊房が、なにか宗教儀禮を行つた鐵證である。しかも「故殿の御時には、庚申の日ごとにこのことがあつた」とか
いてあるから、俊房の父のころから、年代でいえば十一世紀の後半から、一部の人々のあいだで、庚申の日には必
ずある宗教儀禮を行うのが常であつたことがわかる。その儀禮の具體的な内容はわからぬにせよ、行われてい
た事實を示めすという意味で、本條はきわめて注目すべき價値をもつてゐる。天養二年（1145）以後には、後掲の
ごとく、藤原頼長が醫心方に引く大清經の敘述の趣旨に則つて、宗教儀禮を行つてゐる。あるいは俊房やその父の
場合も、同様であつたのかもしれないが、とにかくこの記事は藤原頼長の場合の先縱といふことができよう。なお、
ふつう「先聖」といえば孔子をさす。釋奠ならば、孔子をまつるとみてよいが、庚申の日に孔子をまつるのはおか
しいから、この場合の「先聖」を孔子とみることはできない。頼長が老子の御影をかけていることから類推して、
この場合の「先聖」は、おそらく老子であつたのではなかろうか。

八月六日庚申 今夜奉奠先聖。去一月庚申初奠之。其後四月六月忌不奠。奇恠事。〔水左記〕

○ここに源俊房が、四月および六月の庚申日に行事がなかつたことにつき、「奇恵事」と憤激してゐることから、文献
の記載はかけていても、おそらく十一世紀の後半には庚申日にある行事をすることが原則になつていたらしくこと
が推測される。

十月七日庚申 予晩頭歸。今夜奠先聖如常。〔水左記〕

十二月八日庚申 今夜依例奠先聖矣。〔水左記〕

二月十六日壬戌

内有御遊。和歌題梅華久薰。「水左記」

○庚申日は二月十四日なので、本條は庚申の御遊ではないかもしけないが、一應かかげておく。水左記の十四日の條には關係の記述は見あたらない。

1086 應德三年

九月五日庚申

入夜參宇治殿。有庚申事。「後二條師通記」

1089 寛治三年

八月二十三日庚申

四條宮女房於宇治和哥會。「百鍊抄」

秉燭之間天陰。雨不降云々。有歌合事云々。左講師權大辨基綱朝臣。右四位侍從宗忠朝臣。判者民部卿。泉殿例也。謂之宇治殿。(下略)「後二條師通記」

○この二條はともに庚申の關係かどうかわからぬが、一應かかげた。

1092 寛治六年

二月七日庚申

夜當庚申。懷紙百帖。律師貞禪奉之云々。入物頗風流。「中右記」

1096 永長元年(嘉保三年)

六月二日庚申

内々有庚申事。人々遊會云々。〔後二條師通記〕

1098 承德二年

一月十一日庚申

四位少將同車參内。宿侍。於御前終夜有管絃興。及曉更事了。殿上人三四人祇候。〔中右記〕

○守庚申か否かはつきりしないが、一應かかげておく。

1103 康和五年

十月十四日庚申

行向二郎大夫庚申所。暫遊興。夜半許歸了。〔中右記〕

1104 長治元年（康和六年）

十月二十日庚申

入夜參一條殿。女房達有庚申遊興。別當前金吾宗能、宗成等參入。夜遊興有和歌興。
〔中右記〕

1107 嘉承二年

二月三日庚申

晚頭參内。終夜候北面御所。人々七八許輩參會。及曉更御遊了退出。〔中右記〕

1108 天仁元年（嘉承三年）

十一月十四日庚申

夜行向。按察亭。治部卿、藤宰相、殿上人五六輩不期而會。終夜神樂。但夜當庚申。事及遊興。俄有和歌。予出題。曉天雪。永實序題。少納言定通爲講師。曉更講歌。後分散。

〔中右記〕

○本條によつて、きまつた列席者ばかりでなく、突然の參會者も庚申の行事に加わりえたことがわかる。また期せずして會した人々が、たまたま庚申だというので、庚申の行事をやる場合もあつたらしい。

1114 永久二年

八月十八日庚申

今夕大夫君初合庚申。一家人々被來。〔中右記〕

1133 長承二年

七月七日庚申

今夜當庚申也。世之人企遊興歟。〔中右記〕

自女院被仰云。七月七日當庚申時。於乞巧奠前。不論男女七人會同。各書舊歌百首。都合爲一卷。用歌占。如指不違云々。早可書進者。此事未聞。然而依仰奠之。於其前書。女房一人、大夫公、尼也。花見天。男五人師任、師仲。舞人近方男。近方男當時依來合也。（中略）事畢。結調納置。後知此事之人語云。件歌等都合作造紙一帖也。自其夜至明

年七夕。納置東向戸上。七夕取出問占也。若其間爲風爲鼠被吹落者。不待七夕聞之間事例事也。各百首中有同歌又無事妨云々。〔長秋記〕

今年七月七日。九月九日。共當庚申也。平座。皇后宮權大夫師時。右宰相中將成通。權辯宗成。藤大納言忠成參仕云々。〔中右記〕

1145 久安元年（天養二年）

一月十四日庚申

守三戸。懸老子影。講老子經。講師友業。問者實長三重。上卷。孝能二重。下卷。據庚申經。夜半已後。余及客皆向正南再拜。呪曰。彭侯子。黃帝子。命兒子。悉入窈冥之中。去離我身三度。唱之。鷄鳴後就寢。〔台記〕

○本條の重要性については、すでに拙著をはじめとしてしばしばとてゝるから、ここではくりかえさない。ただし、拙著では「黃帝子」を「彭常子」と誤寫した。ここに訂正しておく。

三月十五日庚申 守三戸。講老子。講師成佐。問者俊通重二。友業重三。夜半後有再拜呪等。〔台記〕

五月十五日庚申 守庚申。講老子。予爲講師鳥帽直衣。俊通、顯業爲問者。皆二重。依待賢門院御惱并慧星、月蝕等之事。不宴遊。〔台記〕

七月十六日庚申 守庚申。講老子。講師賴業。問者成佐、友業。〔台記〕

九月十七日庚申 守庚申。講老子如常〔台記〕

閏十月十九日庚申 土御門大納言來。守庚申。講老子。講師登宣。問者余重。敦任重二。余度々絶音。不足言。

講師孝能問。著頤業登宣。

登宣又如泥。〔台記〕

十二月二十日庚申
守庚申今年七度。講老子。講師敦任。問者孝能。登宣。問答共可謂優。就中登宣殊勝。先之有罪召籠。不堪感免之。〔台記〕

1146 久安二年

二月二十二日庚申

守庚申。講老子。講師成佐。問者賴業、登宣。注記孝善。成佐甚拙。登宣獨步。後生可恐々々。〔台記〕

○庚申日は二十一日であるが、ここでは原文に従つて、二十二日としておいた。

四月二十一日庚申

守庚申。講老子如常。講師廣季。問孝善、遠明。注記成佐。〔台記〕

六月二十二日庚申

入夜講老子。依庚申也。但講了就寢。講師俊通。問者孝善、成佐皆一。註記師元。成佐

有失。〔台記〕

八月二十三日庚申

因例講老子。但不待天明就寢。〔台記〕

十月二十四日庚申

依例講老子。講師賴業。問者敦任。注記成佐。但講了就寢。〔台記〕

十一月二十五日庚申

依庚申講老子。講師孝善。問俊通、登宣。注記賴業。〔台記〕

1147 久安三年

二月二十六日庚申

浴潮湯畢。講老子。講師賴業。問者孝善。〔台記〕

庚申信仰年譜

四月二十七日庚申

今日明物忌。依例講老子。講師廣季。問者賴業。〔台記〕

六月二十八日庚申

今夜依例講老子。講師孝善。問者賴業、登宣。深更向或所。〔台記〕

八月二十九日庚申

依例深更講老子。講師余。問遠明。〔台記〕

十月三十日庚申

守庚申。講老子。講師成佐。問俊通、敦綱。講了。文人相共作老子論義十條。明日辰刻就寢。〔台記〕

1148 久安四年

一月一日庚申

歸家講老子。依當庚申也。余爲講師。孝善、登宣爲問者登宣。〔台記〕

三月二日庚申

講老子。講師俊通。問廣季。〔台記〕

五月二日己未

依例講老子。講師敦任。問俊通、賴兼。又賴業。作彼論義十帖。〔台記〕

○本條は、おそらく三日庚申の條の誤記であろう。

閏六月四日庚申

浴祓。着衣冠。於西庭先念大神宮。次拜七社。及先聖先師。(中略)依例講老子。講師賴

業、俊通。〔台記〕

八月五日庚申

依例講老子。講師賴業。問遠明、敦綱。〔台記〕

八月二十一日丙子

次依例定明年庚子庚申講講師問者及詩題。庚申無詩題。了分散。〔台記〕

○本條で明らかに、講の際の講師や問者は前年中に決定されていたのである。

十月六日庚申

講老子。講師廣季。問余及憲孝。朝隆朝臣聽之。賴業造進論義。〔台記〕

十二月六日庚申

是夜依例講老子。講師登宣。問敦任、賴佐。〔台記〕

1150 久安六年

二月十三日庚申

依例講老子。講師俊通。問親佐。〔台記〕

四月十四日庚申

依例講老子。講師憲孝招廟所答。問敦任。〔台記〕

六月十五日庚申

入夜講老子。講師登宣。問敦任、憲孝。〔台記〕

八月十七日庚申

依例於五條家講老子。講師孝善。問敦繼。〔台記〕

十月十八日庚申

依例講老子。於大炊第行之。依禪閣仰也。余不臨其筵。講師憲孝。問者敦佐、親佐。

〔台記〕

十二月十八日庚申

依例講老子大炊亭。講師賴業。問者遠明、憲孝。〔台記〕

1151 仁平元年（久安七年）

二月十九日庚申

依例講老子。講師憲孝。問敦仁、廣季。〔台記〕

1153 仁平三年

八月三日庚申

依例講老子。講師登宣。問者賴業。〔台記〕

1154 久壽元年（仁平四年）

五月八日庚申

歸宅。講老子。須鶴鳴之前講之、而依因明學遲忘。〔台記〕
講老子。講師憲孝。問者廣季。〔台記〕

七月九日庚申

講老子。講師憲孝。問者俊通、孝善。〔台記〕

九月十日庚申

深更講老子。講師登宣。問者廣季、憲孝。〔台記〕

十一月十一日庚申

又內裏臨時祭儀如例。〔兵範記〕

○兵範記の記述が庚申に關係のある祭儀を示めすか否かは疑問であるが、一應かかげておく。

1155 久壽二年

五月十四日庚申

今明兩夜。於泰親私宅修泰山府君祭。余不臨之。〔台記〕

○本條は庚申の信仰や守庚申の行事などとは何の關係もない。ただ道教の神の一である泰山府君の祭りが、このころの日本において、宮廷貴族の自宅で、しかも庚申の日に行われてゐるのに、いささか興味を感じたことと、道教の日本傳播の姿をさぐる一つの手がかりになるようなのでかかげたにすぎない。

九月十六日庚申

入夜講老子。講師登宣。問者師尙、憲孝。〔台記〕

十一月十六日庚申

深更講老子。講師師尙。問者憲孝。〔台記〕

1157 保元二年

八月二十七日庚申

入夜馳參東三條殿。於上官廊有御庚申事日來御出居也。人々十七八許輩參會。〔兵範記〕

1181 養和元年（治承五年）

十月十七日庚申

今夜。侍從方。庚申之次有連句和歌等事。〔玉葉〕

1199 正治元年（建久十年）

一月二十八日庚申

秉燭以後。參八條殿。又歸參宮。深更退下。〔明月記〕

○本條では守庚申が行われたかどうかわからないが、一應かかげた。

1212 建暦二年

三月七日甲寅

又人々議奏。内裏可有庚申之由。風聞如此事。大嘗會以後可宜歟。被仰尤可然候由。云

云。〔玉葉〕

1213 建保元年（建暦三年）

一月十八日庚申

可歸參内裏庚申夙夜之輩伺候只小食亂舞等。歸入小念佛了付寢。不守三戸。〔明月記〕

庚申信仰年譜

三月十九日庚申

今夜御所守庚申。有御會。而及半夜。甲冑隱兵五十餘輩。徘徊于和田左衛門尉義盛宿館邊。是横山右馬允時兼依來彼金吾之許也。御用心之間。被停勝會。伊賀守朝光殊申止之。

〔吾妻鏡〕

1214 建保二年

四月二十六日庚申

酉三點參御前。良久還宿。〔後鳥羽院宸記〕

○本條は、疑いをいただきつつかかげておく。

1215 建保三年

十一月五日庚申

入夜。有庚申御會。〔吾妻鏡〕

1216 建保四年

一月六日庚申

建保四年正月六日權僧正成賢七庚申の會はじめ侍りけるに春の歌とてよめる

前權僧

正憲深

梅か香をこむる霞のたえまより

こぼれてにほふ鶯の聲〔續門葉和歌集、春歌〕

○本條によつて、鎌倉時代には僧侶が庚申會をやつていたことがわかる。

十月十一日庚申

山家落葉

嵯峨の鄉二品の第へ御幸ありて庚申に當座御會侍けるに
宿ちかき山はあらしの吹たひに

木のはの音も猶しぐれつゝ〔明日香井和歌集〕

1217

建保五年

二月十三日庚申

上皇於城南御所。有庚申御會。仁和親王令勤其事給。〔百鍊抄〕

四月十四日

院庚申御會。(和歌五首が收められるも省略)〔明日香井和歌集〕

○庚申の日は、前日の十三日である。なにかの都合によつて、一日延期されたのであるう。

六月十四日庚申

今日院御庚申。座主弟子宮令勤給。〔百鍊抄〕

六月十五日辛酉

昨日庚申。座主調進給色目。〔明月記〕

八月十五日庚申

鶴岳放生會。將軍御出如例。還御之後。望明月守庚申。有當座和歌御會。〔吾妻鏡〕

1219

承久元年(建保七年)

七月二十七日庚申

禁裏有百番哥合。〔百鍊抄〕

○はつきりとはしないが、おそらく庚申の御會であろう。

1224

元仁元年(貞應三年)

七月二十五日庚申

詠十首和歌。〔土御門院御集〕

○この十首の和歌のなかに、庚申と題した「南さす法のしるへにふたらくの、岸へゆきつけかのえさる舟」という一首がふくまれている。そうしてそのうち五首は、すべて隠題である。なお原文には「貞應三年」とあるが、ここでは「元仁元年」としてかかげた。

1226 嘉祿二年

七月七日庚申

所々展宴席。七夕相當庚申。貞觀元年、延喜十六年、永觀元年、寛弘六年、長久元年、

長承二年、是也。〔百鍊抄〕

1229 寛喜元年（安貞三年）

十月二十六日庚申

御鞠之後。有當座和歌御會。〔吾妻鏡〕

○本條の和歌の會が、果して庚申のそれかどうかは疑わしいが、一應かかげておく。

1235 嘉祐元年（文曆二年）

一月二十六日庚申

今夜爲御方違。入御周防前司親實大倉家。於此所有庚申御會。被講二首和歌。題簡譽寄

松祝。石山侍從、河内前司光行入道、大夫判官基綱、式部大夫入道光西、東六郎行胤等。
進懷紙。〔吾妻鏡〕

1237 嘉禎三年

三月九日庚申

今夜。新御所始有和歌御會。被守庚申也。題櫻花盛久。花亭祝言
左兵衛督類。氏朝臣獻之。左京兆、足利左典廄、相模三郎入道、快雅僧正、式部大夫入道、源式部大夫、佐渡守、城太郎、都筑右衛門尉經景、波多野次郎朝定等。候其座。吾妻鏡

1271 文永八年

八月二十九日庚申

有和歌御會。題月夜聽松風。詩御會延引。續史愚抄

○疑いを存しながらかかげておく。

1293 永仁元年(正應六年)

一月三日庚申

今夜。被停亂舞及中宮御方推舉事。續史愚抄

○一應疑わしいが、おそらく庚申の御會であろう。

1310 延慶三年

十二月十七日庚申

内々詩會。題雪月有佳趣。花園天皇宸記

○やや疑わしいが、一應かかげておく。

庚申信仰年譜

1313 正和二年

六月一日庚申 今夜終不著寢。短冊詩哥會。今夜無人無極。只公躬朝臣、爲基朝臣、公時許也。〔花園天皇宸記〕

八月二日庚申

今夜不睡眠。終夜守庚申。和哥會密々有之。今日物忌也。〔花園天皇宸記〕

十月三日庚申

今夜和哥會。其後猶夜長冷然。仍殿上人等種々雜談。或令亂舞。鶴鳴以後着寢。爲守庚申也。向南拜唱呪。呪在守庚申經。〔花園天皇宸記〕

○本條の末尾にみえる「守庚申經」が、「老子守庚申求長生經」か、いわゆる「庚申經」かは、いまのところ、まだ判斷がはつきりとはつかないが、おそらく前者ではないかと考えられる。

十二月五日庚申

終夜和哥。〔花園天皇宸記〕

○やや疑わしいが、おそらく庚申の御會であろう。次條も同じである。

1314 正和三年

二月六日庚申

今日於院有御哥合云々。終夜不睡哥會。衆議判也。〔花園天皇宸記〕

於新院御所有哥合御會。〔續史愚抄〕

1319 元應元年（文保三年）

一月四月庚申

入夜。於親王方聊有拜酌事。七歲人當七庚申年守庚申。世俗之說。云々。仍今夜於此方守庚申也。爲覺親王之眠。隆有、兼高等卿。終夜學種々事。或學兒女等。近日於門下立松。施雜藝才。學五節及亂舞。權大納言藤原朝臣兼季又候此座。兩女院又有渡御。同令守庚申給。及曉更酩酊。男等皆成亂舞退出。院還御。朕及侍臣等候御共。又於院御方有盃酌。朕依所勞今夜不飲一盞。獨醒同屈原。及天明分散。〔花園天皇宸記〕

五月五日庚申

入夜於親王方有庚申會。聊供盃酌。兼高、隆有以下男達祇候。或亂舞或物語。爲覺親王眠也。仍不及詩哥會。曉鐘後着寢。〔花園天皇宸記〕

七月七日庚申

晚頭院御方御幸也。爲今夜庚申也。(中略)乞巧奠了。於親王方如例庚申會。一向狂事也。時々有朗詠今様等。兼高、有賴等朝臣詠之。內々供酒盃如例。曉鐘以後還御。〔花園天皇宸記〕

八月八日庚申

今夜依庚申。於親王方種種狂事如例。〔花園天皇宸記〕

1320
元應二年

四月十一日庚申

今夜御幸土御門准后亭。女院并朕同參。及曉更還御。〔花園天皇宸記〕

○本條は庚申の御會かどうかわからないが、一應かかげておく。

十二月十五日庚申

今夜親王守三戸。有連句。朕不接也。〔花園天皇宸記〕

1322 元亨二年

二月二十二日庚申

今夜親王爲避三戶。召男等令候前。或散樂。或雜談。及曉鐘供酒盃。及終頭以孔子分懸物。依卒爾輕微也。今夜欲談義。而依無人止了。〔花園天皇宸記〕

○孔子は「くじ引」である。

四月二十三日庚申

入夜有還御。仰云。今夜親王守庚申。還御之便可參。云々。服藥香氣有憚之由再三雖辭之。不可有苦之由有仰。仍卽乘御車。蔭子又合乘。自北門入。於對妻下御。予直至親王方。卽有連句十韻。其後上皇并兩女院入御。有小勸盃。男共爲醒親王目散樂數番。及深更取懸物孔子。比明退出。〔花園天皇宸記〕

閏五月二十三日庚申

今夜親王守庚申。連句三十韻。其後散樂。及曉天聊有供酒肴。東方已白。卽分散。散樂三四番。雜藝等無數。及欲罷。以孔子分懸物。太以乏少。仍男等許取之。不及女房等。

〔花園天皇宸記〕

七月二十四日庚申

今夜守三戶不睡。賦六韻詩。勸。連句三十韻。親王始有詩。其後覺親王眠。□夜侍臣等散樂。聊有益酌。曉鐘後以孔子取懸物。〔花園天皇宸記〕

1346 貞和二年

閏九月十五日庚申

有和哥御會。〔續史愚抄〕

傳聞。主上幸廣義門院御在所新殿。云々。於彼有御會。云々。或云御百首少々被講。云々。
是臨期儀歟。〔園太曆〕

○この二條は、果して庚申の御會かどうかわからないが、一應かかげておく。

1359 延文四年

一月二十六日庚申

有詩御會始。題萬物感陽和。〔續史愚抄〕

○本條は、庚申の信仰とはほとんど關係がないらしいが、一應かかげておく。

1375 永和元年（應安八年）

三月日

庚申塔建立さる。（山形縣寒河江市谷澤、伊藤喜代志氏方裏）〔渡邊健一氏發見、筆者調査〕

○この庚申塔は、高さ六十四粁の自然石造りで、中央に「庚申供養」、向つて右に「永和元乙卯年三月日」、向つて左に「羽州村山郡寒河江郷谷澤村地主 伊藤重正」と陰刻してある。石を見したところでは、さほど古いとは思われない。塔は、小高く盛土をした塚の上にたち、周囲には木がうえられていて。伊藤重正は、現戸主伊藤喜代志氏の本家の祖先にあたる人との話であるが、その生存年代がはつきりしない。とにかく、ここに刻されている年號を信用すれば、從來發見された庚申塔の中で最古のものである。けれども、永和のころに、寒河江郷とか、谷澤村とかいう地名があつたか、またそのころ「地主」というようなよび方があつたか、いささか疑點もないではない。

さらに、永和と改元したのは、同年の二月二十七日であつて、それが三月に——何日かは不明ながら——その改元後の年號が刻まれるということは、そのころ都から遠くはなれた山形の地方に傳わる徑路から考へて、いさか早すぎる感がないでもない。その上、當時この地方は南朝方の勢力範圍なのに、北朝の年號が刻んであるのもおかしい。それらの疑點はあるけれども、一應ここにかかげておく。

1397 應永四年

月日不明

庚申塔建立さる。(長野縣更級郡川中島町南原、世茂井神社境内)。「兒玉信久・太田正治兩氏所報」

○この庚申塔は、高さ一米三五の自然石造りで、上部左右に雲を伴つた日輪と三日月が、中央に「青面金剛明王」と陰刻されているといふ。そうして右方には「應永四歲 講中」の文字もみえるようである。これらの文字が正しければ、從來發見された塔の中、山形縣寒河江市所在の塔について第二の古い庚申塔となる。けれども、當時雲を伴つた日月を刻し、青面金剛明王を庚申の本尊とするのは、他に類例もないので、いさか疑點がある。くわしい再調査を必要とするが、一應ここにかかげておく。

1409 應永十六年

八月二十日庚申

おなし年 六年 應永十八年 八月廿日庚申の會に

秋月

立田姫そむるにもあらぬ久方の

月のかつらも秋そ色そふ（以下四首略）〔砂玉和歌集〕

十月二十一日庚申

同年應永十
六年十月廿一日菊亭にて庚申まもり侍し人々に哥よませて、哥合にかきつがひて

常光院薨尋法印に判の詞點など申侍りしによめる。（歌詞略）〔砂玉和歌集〕

十二月二十二日庚申

教豊朝臣參内。御連歌。御發句御製

年や末松も名見する雪の浪

〔教言卿記〕

1410 應永十七年

二月二十三日庚申

有連哥御會。公卿、關白滿基已下六人。殿上人、藏人頭、右中將、實秀朝臣已下四人參仕。〔續史愚抄〕

禁裏御連歌。人數御製御發句云々。關白一條殿、萬里小路中納言、三條宰相中將、式部大輔、右大辨宰相、持明院三位、實秀朝臣、永俊朝臣、清長朝臣執筆、藤原長基。〔教言卿記〕

○前三條は、庚申の會かどうかわからぬが、一應かかげておく。

1411 應永十八年

十二月四日庚申

應永十八年十二月四日庚申の御會に

冬朝

あとおしき雪のあしたにとひとはぬ

人の心のなきけをそしる

冬野

冬されの野へのかれふに吹風

小篠にさやく音計して

冬涙

思へたゝひとりまろねの夜をさむみ

枕も袖もこぼる涙を

冬思

ふゆの日も物を思へは暮かたみ

春よりなき心地こそすれ〔砂玉和歌集〕

1416 應永二十三年

一月二十七日庚申

今夜庚申也。於新御所御方守之。新御所、予、乾藏主、綾小路三位、重有朝臣、長資朝
臣等候。同茶以下双六等有之。〔看聞御記〕

三月二十八日庚申

今夜庚申也。於新御所御方守之。重有、長資等朝臣候。〔看聞御記〕

1417 應永二十四年

二月三日庚申

今夜庚申也。守之。三位仙洞へ爲御使參。〔看聞御記〕

1433 永享六年

十月十一日庚申

夜有文字書。分左右。人數。予、前宰相、源宰相、三位、隆富朝臣、重賢、經秀、行資、基祐、承泉等也。予方勝。則負態面面申沙汰。妬文書。今度予方負。其後又有連歌。百日連歌也。今夜庚申之間守。曉鐘已後付寢。〔看聞御記〕

1434 永享六年

十月十七日庚申

今夜庚申也。仍爲守。連歌俄張行。源宰相、三位、隆富朝臣、重賢、經秀、行資、承泉等候。寅剋百韻了。付寢。〔看聞御記〕

1443 嘉吉三年

五月六日庚申

今夜庚申也。竹園、教季朝臣、有俊朝臣守。老者不交。樂、双六等有之。〔看聞御記〕

九月八日庚申

今夜庚申也。竹園守。有俊朝臣、重賢朝臣、政仲候。續歌三十首。當座詠之。樂、碁等有之。老者至深更休息。若衆曉鐘以後平臥。〔看聞御記〕

十一月九日庚申

今夜庚申也。爲守。連歌張行。宰相入道、新三位、隆富朝臣、有俊朝臣、重賢朝臣、經秀、政仲、茂成朝臣、尙成候。持經朝臣遲參。深更百韻了。一獻如例。持經朝臣聊續瓶。連歌了又一獻。曉更付寢。〔看聞御記〕

1444 文安元年（嘉吉四年）

八月十四日庚申

入夜月明々。參伏見殿。中龍房去十日指合。今日參。被讀申大經。今日上卷終者也。予聽聞畢欲退出之處。今夜者庚申也。可被遊御連歌。暫可祇候之由被仰之間。待申之處。晚御會被始之。予可勤仕執筆之由被仰下。於御座席内撤疊。被敷圓座。其上令參著了。御文臺御硯。常御會被用御物也。御發句御所樣被達之。脇句四條黃門也。第三宮御方被遊之。自四句目任闇之間。予第七句申了。

あすの名に兼て月まつ夕かな

松はなかばにちかき秋風

四條中納言

山は雨かけ野は萩に露散て

竹

御所様は内々御會之時、松と云字を作者に被遊也。宮御方は竹と云御字也。中様度々有御一獻。及夜半過御會終。退出了。〔康富記〕

今夜自伏見殿減人政仲奉書をもて、可有御會可參候之由、被仰下之聞。入夜參候了。和漢御會也。參御前。予前用圓座。終夜也。及曉更百韻終。其間有數獻。予執筆。御發句月に霽木の葉にくもる時雨哉

御所様也

松籟送寒聲

竹

宮御方也

四條中納言之息左衛門佐房卿。法樂百首和歌勸進之内。三首可詠進之由。被示之。短冊

十月十五日庚申

送給之間。詠進了。先奉受冷泉中將持爲朝臣商量了。「康富記」

○本條が庚申關係の御會であつたか否かは、文面からは窺いしれないが、一應かかげておく。

1448 文安五年

六月六日庚申

(前略) 其後。具康顯向武藏遠江守許。庚申之間連歌可興行之由。兼約之故也。山下同向之。各有携之儀。「康富記」

1449 寶德元年(文安六年)

十月十三日庚申

退出。伴之詣官務亭。有酒、將棗等。終夜儀也。「康富記」

○本條だけでは守庚申か否かわからぬが、次條に照らすと、守庚申らしく思われるるので、一應かかげておく。

1450 寶德二年

九月十九日庚申

於官務亭守庚申。參會人人用將棗矣。「康富記」

1451 寶德三年

十一月二十五日庚申

入夜。依招引向醫師刑部卿盛長卿亭。冷泉黃門、宮内卿朝臣等參會。可守庚申之由。兼約之故也。無人數之上。黃門爲違例之間。不及和漢興行。易一增一同音語乎家了。有粥。

有大酒。〔康富記〕

1454 享德三年

十一月十三日庚申

次依召參殿下。刑部卿被興行御粥。予沈醉。御粥以前早出。〔康富記〕

○よくわからないが、守庚申のようにも思われるので、一應かかげておく。

1455 康正元年（享德四年）

十月十八日庚申

參院御所之所。以綾小路中將被仰下云。今日内々祇候之衆許にて、御連歌被遊之、可祇候也。宮御方御讀重可參之由、被仰下。尤雖可祇候、今夜指合候之由申、退出了。〔康富記〕

○本條もいささか疑わしい。

1466 文正元年（寛正七年）

一月十七日庚申

今夜守庚申。終夜聞十種香。〔後法興院記〕

1472 文明四年

九月二十六日庚申

依庚申。有一夜百首。御製、予、右衛門督等百首詠之。勾當内侍、菅宰相、民部卿等五

十首也。橋通任十九首詠之。〔親長卿記〕

十一月二十七日庚申

入夜人々彦左衛門
朽木彌五郎來閑談。依庚申也。〔親長卿記〕

1473 文明五年

八月一日庚申

庚申也。〔親長卿記〕

十二月三日庚申

有召。入夜參内。依庚申可有御和歌之由。兼而被治定。但人々故障云々。仍有御連歌。

伏見宮、大納言入道、新大納言、予、源中納言、民部卿、實隆朝臣執筆、明□、二位候末席。曉天事了。御發句

三日月の影やまさこの雪の暮

八日のあとのさむきとをやま

伏見宮（下略）〔親長卿記〕

1474 文明六年

二月四日庚申

及晚參内。今夜主上渡御若宮御方。仍各申沙汰之祇候了。一獻終。候竹園了。〔實隆公記〕

於若宮御方有一獻。主上出御。初令申一獻給云々。祇候之輩。進上一種一銚子等。源大納言入道、予、右衛門督、源中納言、民部卿、實隆、俊量等朝臣、以量等祇候。及大飲。伏見殿同御祇候。〔親長卿記〕

予。自今夕始神事。祈年祭也。〔資益王記〕

○前の二條は、あるいは庚申の御會かもしけないが、第三條は、おそらく全く別のことであろう。しかし、いずれもあるいは關係があるかもしれないと考えたので、とにかくかかげておいた。

閏五月六日庚申

入夜有御連歌臘朝臣執筆賀。伏見殿、若宮御方、新大納言、予、右衛門督、源中納言、民部卿、橋通任、半井二位等也。今夜庚申也。今日論語御談義也。清三位宗賢祇候。翌朝事了。

〔親長卿記〕

○本條によつて、文明初年には、庚申會の席上で論語をよむ場合もあつたことがわかる。

七月七日庚申
庚申也。自兼日可有御會之由有御沙汰。雖然。依李部王事。被止之。例式御祝許也。

〔親長卿記〕

九月八日庚申
入夜重長朝臣參內。御不豫別而不苦云々。菊綿源中納言、民部卿、予等、令著之。於女中各賜御盃。依爲庚申。於竹園御連歌一折有之。及曉天參寢殿就寢。〔實隆公記〕

十一月九日庚申

依召參內直衣。有一獻。御臺巡御事也。曉天退出。〔親長卿記〕

○本條は庚申の御會かどうかわからないが、一應かかげておく。

1475
文明七年

一月十日庚申
自禁裏有召。及晚著衣冠參內。御繪之詞等御談合。例年之御扇拜領。可揚仁風條。幸甚々々。御連歌五十句御張行。依庚申。大略及曉天。各祇候。右衛門督、民部卿、俊量朝

臣等也。今夜直竹園。〔實隆公記〕

三月十一日庚申
今日當番也。仍參內東帶。參御前。御補歷直付之。今夜有御連歌。左大將、中院大納言、右衛門督等祇候。予執筆。至天明百韻終了。〔實隆公記〕

○はつきりとはしないけれども、本條はおそらく守庚申であろう。

五月十二日庚申

○本條もはつきりしないが、一應かかげておく。

九月十四日庚申

入夜於御前圍碁五盤。與俊量朝臣打之。有興。今夜伏見殿令守庚申給。中院亞相、四辻宰相中將以下祇候。管絃和歌等有之。及深更有大飲。〔實隆公記〕

十一月十四日庚申
入夜於御湯殿上有益酌。子刻許有召。參御前御學間所。庚申可令守給。宇治拾遺物語可讀申之由也。源大納言、大藏卿顯長等祇候。及鷄鳴就寢。〔實隆公記〕

1476

文明八年

三月十六日庚申

依庚申。有和歌當座御會。題。三首。〔續史愚抄〕

及晚著束帶參内。庚申令守之給。三首題各詠之。有十度飲。及鷄鳴。〔實隆公記〕

七月十九日庚申
今夜一身守庚申。十五首和歌獨吟及曉天。〔實隆公記〕

九月二十日庚申
今夜一夜百首詠之。〔實隆公記〕

○前條から推して、守庚申かと考えられるので、一應かかげた。

庚申信仰年譜

1477
文明九年

一月二十一日庚申

以外窮屈之間。不守庚申就寢。〔實隆公記〕

かうしんにて、御所さま、ふしみとのとの御ふた所、御百しゆあそはす。宮の御かたの御百しゆに、新す、こうとう、上らふ、内々のおとこによませらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

二月二十二日庚申

晩頭依召參内。庚申令守之給。五口首御續歌有之。源大納言、滋野井、民部卿、下官、言國朝臣、爲親朝臣、元長、菅原在數等祇候。中院前大納言、季熙朝臣等各詠進之。已及天明了。〔實隆公記〕

かうしん御まほり、御たうさあり。あくるまでにて、御さか月そとまいる。はてゝ宮の御かた、おとこたちなど御舟にめす。あけほののそらも、いつもよりことにおもしろし。〔御湯殿の上の日記〕

四月二十三日庚申
爰今夜爲庚申可參之由有仰。仍入夜祇候。有各三首和歌。各所存之所及懸點。於傍清書讀進。〔親長卿記〕

(頭書) かうしんにて御たうさあり。〔御湯殿の上の日記〕

六月二十四日庚申
入夜依召參内。有脂燭一寸和歌、十度飲等。及天明退出。〔實隆公記〕

○本條は、はつきりしないけれども、おそらく庚申の御會であろう。

八月二十五日庚申

入夜著束帶參内。百首御續歌有之。按察、兵部卿、滋野井、下官、元長、源富仲等祇候。若宮御方、勾當等同令詠給。及曉天就寢。〔實隆公記〕

依召入夜參内。依庚申也。有百首續歌。予、兵部卿、滋野井前宰相中將、實隆朝臣、元長、源富仲等之外無人。此外無召云々。〔親長卿記〕

○前條が庚申の御會を示す記述であることは、第二條によつて明らかである。

十月二十六日庚申

入夜參内。令守庚申給。源亞相、兵部卿、四相公羽林、下官、内藏頭、元長等祇候。宵程有御樂。狂歌十首詠之。及五更候御前。〔實隆公記〕

十月二十七日辛酉

未明退出。〔實隆公記〕

○本條は、前日の守庚申を終つて退出した記事なので、ここにかかげた。

1478 文明十年

二月二十七日庚申

自今朝有召之間。晚□著衣冠參内。四辻宰相中將、内藏頭等令同道。可令守庚申給。仍御連歌一折可有之云々。若宮御方、伏見殿、季□、下官、言國、俊量等朝臣、元仲、源富仲祇候。御連歌□韵。及天明事終。〔實隆公記〕

こよひかうしんにて御れん歌あり。〔御湯殿の上の日記〕

及晩有召。參内。仰云。明夜庚申也。褒貶歌合有御沙汰。度于今無御沙汰。可爲如何哉。予申。御沙汰有何子細哉。爲初度事之間。先堅固内々御沙汰可然歟。然者可被定御題云々

々。即被下勅題。江月、紅葉、秋祝。予書立御人數。分左右了。明日各可相触之由有仰。御祝之後退出。〔親長卿記〕

九月二日庚申
今夕事。以折紙相触了。滋野井前宰相中將故障之由奏聞。可仰內府云々。即申遣了。領狀。今日御人數。左御製、上薦局、權大納言典侍、勾當内侍、内大臣、勸修寺大納言、新大納言、源大納言、予、民部卿、四辻宰相中將、姉小路三位、宰相中將、元長等也。寄書以量書之。講師元長兼左右。讀師内大臣公教也。〔親長卿記〕

こよひはかうしんにて、ほうへんの御歌あわせありて、いつものしこう、そのほか内ふ、あねかこうちしこう。女共にも御三人あそはす。御さか月三さんまいりて、御しやくなとあり。めてたしめてたし。〔御湯殿の上の日記〕

十一月二日庚申
かうしん御まほりあり。御れん哥。ふしみとの、ないないのおとこたち、くわせう寺の中納言、あねかこうち、そうかうなとしこう。〔御湯殿の上の日記〕

今日有談義源氏。〔親長卿記〕

○御湯殿の上の日記にてらして考えると、親長卿記の記述は守庚申ではないかもしれないが、一應かかげておく。

1479 文明十一年

一月三日庚申

雖可守庚申。窮屈之間。半更以後就寢。〔實隆公記〕

三月三日庚申
今夜庚申可令祇候之由兼日被仰。仍御祝被相念云々。酉刻參内。新大納言、源大納言、申

民部卿、四辻宰相中將、下官、菅原長胤等也。入夜御聯句有之。謂冬。執筆大藏卿。梶井宮、勸修寺大納言、下官、承英、元修等也。五十句。及天明。「實隆公記」

五月四日庚申

今夜庚申可令守御可參候之由被仰下之間。秉燭時分祇候。顯長卿、公兼卿番代云々。番代宿可存知由被申送之間。令領狀了。終夜類句之事沙汰之。有文字書。及曙更退出。「實

隆公記」

九月七日庚申

抑庚申可令守御必可祇候之由。一昨日勅定之間。黃昏著直衣參内。勸修寺大納言、勸解由小路前中納言、勸修寺中納言熱筆。下官、元修藏主等祇候。發句依勅命僧元修申之。吟佳先節句。入韻御製。聽冷脆秋蕉、秋點已及四五更。風吟僅聯六十句。人々窮屈及睡眠之間。入御。小時退出。「實隆公記」

かうしんにて御れんくあり。宮の御方にては三十しゆの御たいにて、たうさあり。女はうたち、はんしゆにもよませらるゝ。「御湯殿の上の日記」

十月八日庚申

かうしんまほらせおはします。中院、あねかこうち、新宰相中將、しゅさうすはかりにて一日ののこり御れんく、又御わかんも御さたあり。宮の御方にて御哥一つきかさねらるゝ。御てうしとも、まいりて御ひし／＼なり。「御湯殿の上の日記」
春日まつりにて御神事。(中略)かうしんにて久しく御しつまりなし。夜ふけて御むしのけおこらせをはしまして、御くすりなとまいる。「御湯殿の上の日記」

十二月九日庚申

1480 文明十二年

一月九日庚申

ひめ宮の御かたかうしん御まほりあり。かち井殿御まいりありて御物かたりあり。おとこたちも御まへにしこう、もしかきなとあり。〔御湯殿の上の日記〕

六月十一日庚申

八月十二日庚申

今夜可令守庚申御。可祇候之由。兼日直被仰下之間。秉燭時分參内。勸修寺大納言、新宰相、宗巧、源富仲、承英、元修等祇候。有御和漢。予執筆。

萩の戸に鹿のねをくれ夕嵐

虫吟玉砌傍勸修寺大納言〔實隆公記〕

かうしんにて御わかんあり。二宮の御かたより御たいいてゝ、女はうたち、のこりのおとこなとによませらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

今夜幸庚申之間。令張行和漢。湜首座以下少々來。及天明事終了。〔後法興院記〕

十月十四日庚申
こよひかうしん御わかんあり。あんせん寺殿よりとしーーの御ちや、おけの御かぬまい。中院、侍從中納言、御れん哥のてんふるまゐとて、□□□の物五色、五かまいらせらるゝ。御しやうくわんありて、あけすくるまで御らんせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

二月十五日庚申

及晚參内。今夜庚申令守之給。有御連歌。中院一位、勸修寺、海住山、予、民部卿、新宰相、言國朝臣、元長、菅原在數、源富仲等參候。及天明日出之時分退出。(歌詞略)

〔實隆公記〕

かうしんにて御れんかあり。御かくもん所にて御ひさしにおとこたちしこう。〔御湯殿の上の日記〕

着衣冠參内。今夜爲庚申之間。爲千句之御稽古。御連歌一百韻可有御沙汰。可參候之由。

先日被仰下之故也。余參之時分無人。頃之海住山參。各遲參之間。先可被始之由有仰。

仍兩人參御前御學
問所。御發句御製。面以句上被置釋迦名號。第四折裏又如此。腋親王御方

御沙汰也。次中院一位、勸修寺大納言、侍從中納言、新宰相、元長、菅原在數、源富仲等參候。民部卿、言國朝臣等。自元祇候。後百韻發句。中院一位申。けふの名はくれても花の朝哉。腋御製也。二折及天明之間。五十韻にて被置了。〔宣胤卿記〕

四月十六日庚申

及晚小浴參内。今夜可令守庚申給。可祇候之由。兼日依被仰下也。中院一位、勸修寺大納言、海住山大納言、勸修寺中納言、下官、源富仲、元修等祇候。去月七日蕭韻御連句殘三十句有之。半更事終。御連歌五十韻被遊之。一折中院執筆。二折海住山大納言執筆。及曙事終。〔實隆公記〕

(頭書) かうしん御まほりあり。御わんいつもの人すにて御さたあり。「御湯殿の上の日記」

六月十七日庚申

八月十八日庚申

かうしんにて御まほりあり。宮の御かたにてくわんしゆうし、新もんしゆ御まいり、みなせのちこめして、くこんにて□□あり。ひる御まりあり。「御湯殿の上の日記」
かうしんにて御わんあり。つうけん寺殿御まいりにて、御ゆとうへにて御かひあそはしてくこんあり。宮の御方となる。けふの御たんさくあすか井まいる。「御湯殿の上の日記」

十月十八日己未

十月十九日庚申

伯民部卿來。明夜庚申可有御聯句。可參申云々。「後法興院記」

こよひはかうしんにて、御まほりあり。御れんく御さたあり。くわんはくをも御申。そのほか、中院、かちうけん、侍從中納言、新宰相、らんはたむき申さるゝつるてにそのまゝしこう。しゆさうすもしこう。くわんはくより折二かう、御たる二かまいる。つうけん寺殿御まいり。「御湯殿の上の日記」

酉刻許參内。御聯句御會也。御人數。下官、中院一位。蘭波、海住山大納言、侍從中納言、姉小路宰相、元修藏主、周洪侍者、源富仲等也。秉燭事始。卯刻事終。次有御一獻。以天酌被下天盃。一獻躰如毎月御會。予外退出。於閑所給一獻。今日余折二合柳二荷令持參。「後法興院記」

○後法興院記の記述だけみれば、庚申の御會か否か不明であるが、前條にてらしてみれば、明らかに庚申關係の記述

であることがわかる。よつてここにかかげた。

十二月二十日庚申

かうしんにて、五十しゆつゝ御たうさあそはす。〔御湯殿の上の日記〕及夜景參内。依召也。有各五十首哥。依庚申。〔親長卿記〕

1482 文明十四年

四月二十二日庚申

六月二十三日庚申

かうしんにて御まほりあり。御わかなあそはす。〔御湯殿の上の日記〕かうしんにて、御むろ、ふしみ殿、くわんしゆ寺殿、御そうちたちなど、入まらせられて、夜一よ御あそひあり。あもし御所もいらせおはします。〔御湯殿の上の日記〕

閏七月二十三日庚申

かうしんにて御わかんあり。れんき、はんせう御まいり。あんせん寺殿も入まいらせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

九月二十四日庚申

こよひはかうしんにて御まほりあり。れんき御まいり。〔御湯殿の上の日記〕

十一月二十五日庚申

よに入てはて、御かうしん御まほり。御れう所まいり候わぬにより、御せんぼうのへられ候よし、なかたにへ御申あれば、御れう所まいり候わんまでと御申ありて、三萬疋かしまいらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏法文御連歌御張行云々。〔後法興院記〕

○御湯殿の上の日記から推して、後法興院記の記述は庚申の御會のように思われるるので、一應かかげておく。

1483 文明十五年

一月二十六日庚申

入夜參内。今夜令守庚申御。仍中院一位、勸修寺、海住山、□、大藏卿執筆、下官、姉小路宰相等祇候。可漢和御會。曉鐘之後事了。(歌詞略)〔實隆公記〕

三月二十八日庚申

准后自長溪御參内。仍令祇候。既令參御前給。不能參會者也。參仕人々。大納言入道榮雅、(以下二十名の名あるも略す)親王御方御出產。伏見殿、太閤、安禪寺宮等御參。當座三十首御哥有披講。哥舞樂等有其興。及天明御退出。〔實隆公記〕

○守庚申の字はみえないが、おそらくそうであろうと推測されるので、かかげた。

五月二十八日庚申
かうしんにてみな／＼しこうにて、御さか月まいらせて、夜もすからうたるあり。〔御湯殿の上の日記〕

二十八日庚申に、二百首題をさくりてよみ侍しに

秋月

かけやとすしのふか原の秋かせに

露ちる月はなをみたれつゝ

夜灯

待いてし夕の月はかたふきて

軒端の竹にのこるともし火〔常德院殿御集〕

七月二十九日庚申

九月三十日庚申

今夜守庚申。拾遺同被守之。武家今度之五十首和歌。半分計今夜詠之。〔實隆公記〕

御こうしんにて御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕

○なお、御湯殿の上の日記の九月三十日の條には、「ひよしのまつりにて御神事なり」という一句の頭書がある。この一句により、このころには庚申の行事は「神事」とか、「まつり」などとはよばなかつたことがわかる。従つて、庚申の行事は、あくまで徹夜すなわち庚申の夜を「まもる」ことであつて、「神事」とは考えられていなかつたのである。そうして徹夜のつれづれに「和漢」や「連句」・「連歌」などを行つて、なるべく時を早くたたせようとしたわけである。

十二月一日庚申

今夜令守庚申御。和漢御會也。親王御方、式部卿宮御參。中院一品、海住山大納言、予、中山宰相中將等也。執筆但依重服暖鑑以後。退出自三折裏予執筆也。及鶴鳴終百韻功。入夜微雪降。

梅さきて雪をもまたぬ軒葉哉 御製。

歲寒松獨蒼 式部卿宮 〔實隆公記〕

1484

文明十六年

二月一日庚申

守庚申了。〔後法興院記〕

申下刻參内。今夜令守庚申御。親王御方、伏見殿、萬松軒、中院一位、海住山大納言、予、下官、重治朝臣、源富仲、正彝等祇候。和漢二百韵有之。天明以後終功。初度執筆實隆。後度百韵高清卿執筆也。

春雨の糸さへあをし柳原

遠村煙亦霞 中院一位

鴻回山向暮 實隆

鷗泛水無涯

猶さむき日をなかさねそ衣更著

鶯邊雪勒梅 宗山「實隆公記」

かうしんにて御わかんあり。宮の御方、ふしみ殿、はんせう御まいり。そのほか二三人
しこうともなり。御ゆつけともまじる。あんせん寺殿御まいりにて、御かひなとあそは
して、御まほりあり。「御湯殿の上の日記」

予、中將參了。如例御連歌。面八句。御歌各一首

藤

年へても老せぬ松に枝かはす

若紫の池の藤波「資益王記」

かうしんにて御わかんあり。あんせん寺殿、おか殿ならしまして、御かひあそはす。

「御湯殿の上の日記」

今夜庚申御聯句七十句。僧衆濟々祇候云々。〔實隆公記〕

かうしんにて御れん句御さだ。れんき、はんせう御まいり。そのほかそうちたちもしこう。

十月六日庚申

にはかに御もうきにてはて、御しつまりあり。〔御湯殿の上の日記〕

二月八日庚申

今夜依昨日之勅定參内。親王御方、伏見殿、下官、中山宰相中將、頭中將、基富朝臣、大貳經紀朝臣、四辻宰相中將、以量朝臣等。各圍碁局守庚申。尤有其興。又有二十首續哥。兵部卿、文地丸。依當番詠進之。天明之後各退出。抑予參御碁之片手。尤有其興。

〔實隆公記〕

かうしんにて、こ（碁）うたせられて、よもすからいらせおはします。御たうさもあり。ふしみ殿も御まいり。〔御湯殿の上の日記〕

閏三月九日庚申

月次和漢御會也。（中略）入夜終百句功。凡今日御會庚申之間。專可及夜之由存儲之處。無其儀。只白晝可終功之由勅定也。入夜有碁局□興。伏見殿御參。頭中將、基富朝臣參候。抑自室町殿被下御使。今夜被守庚申。可祇候之由也。當番之間。難治之□申入了。今夜候黒戸。〔實隆公記〕

かうしんにて、頭中將めして御こあそはす。あんせん寺殿、ふし見とのも御まいり。あくるまで御あそひあり。〔御湯殿の上の日記〕

七月十一日庚申

晚頭於彼方有盃酌。黃昏參内。今日宮御方以下被進御盃。於黑戸有此事。七條西川龜大夫參上。歌舞有興。事了退出之處。於長橋局。又有盃酌。保安寺宮、兩上庸、大、新大典侍、勾當等也。及天曙時分歸宅。滋野井令同道了。〔實隆公記〕

○本條には、一言も庚申にふれた文字はないが、おそらく「盃酌之事」は庚申の夜の「盃酌」であつたろうと思われるるので、かかげておく。

九月十二日庚申

參禁裏。自一昨夜今日可祇候之由。依被仰下也。入夜有連哥御會。式部卿宮、帥、中御門中納言、姉小路宰相、時顯朝臣熱筆、在數、宗巧等祇候。曉鐘以前終百韵功。今夜爲親長卿番代付着到黒戸。

菊の香にほへ紅葉の夕嵐

露そしくるゝ長月のかけ 宗巧

夜寒なる軒葉の山に秋深て 實隆〔實隆公記〕

かうしん御まほり。御れんか御さたあり。きたののしんまん院よりきくまい。〔御湯殿の上の日記〕

十一月十三日庚申

庚申也。終夜將菜張行。春日祭。依無通路。被付社家之由。先日仰南曹辨。今日次支干也。當庚申。無念事也。〔親長卿記〕
及昏參内。今夜令守庚申御也。就山、帥、勸修寺大納言、中御門中納言、下官、文地丸、和長熱筆、ト部兼致等祇候。睡眠無治術此□。及曉天御會終功。

御製 時雨さへしろく染なすみぞれ哉

松青知歲寒 就山

源氏夕霧卷宵柏讀之。宗祇在座。〔實隆公記〕

かうしんにて、よもすから御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

1486

文明十八年

一月十三日庚申

こよひかうしんにて御れんかあるへきとて、はむろ、中の御かと、しけはるのあそんめして、しこうのよし申につきて、小御所のめんたうへめして御しやくにてたふ。これもまゐまはせらるゝ。そののち又御れんか御さたあり。もんせき御所たちもととめまいらせられて、御かくもん所にてあり、ふしみ殿は御ゑひありて御たいしゆつなり。新しいし殿よりわさまいる。〔御湯殿の上の日記〕

今夕參内之由。兼日雖申入。依痢氣不參。〔實隆公記〕

三月十四日庚申
依召晩頭參内。有和漢御會。親王御方、就山、宗山、帥、下官、姉小路宰相、新宰相、和長^{熱筆}、源富仲等也。及天明終百韵功。

松に見んはふ木あまたの藤花 親王御方

御製 春晚綠成蔭

兩助流鶯曲 實鑑

風、歸燕吟 海佳山大納言「實隆公記」

かうしんにて御わかんあり。れんき、はんせう、かいちうせん、しうの中納言、あね
かこうち、かんしら、きょくらふ御人すにて、御さたあり。宮の御方もなる。あんせ
ん寺殿御かつしき御所なりて、こなたにてみなみな御かひあそはす。御ちやも御かきあ
り。「御湯殿の上の日記」

五月十六日庚申

守庚申。有双六。有連歌一折。「後法興院記」

及昏参内。今夜庚申御連歌也。式部卿宮御參。予執筆。御製以下只三人也。一座以外遲
々。七十句已及天明了。後日可被終其功之由勅定。

賦初何

葉より實そまつ色つける梅雨 式部卿宮

御製里わけて吹麥の秋風

蟬のこゑ山や夕をいそくらん 實隆「實隆公記」

夜來。慶雲春英、宜竹景徐、玉潤季材、東川□丈、以清藏主招之。有宴。聽鐘皆醉歸。

〔蔭涼軒日錄〕

○蔭涼軒日錄は永享七年から記るされてゐるが、文明十七年以前では、庚申にふれる文字は全くみえない。従つて、本條に記るされている宴も、あるいは庚申とは全く無關係の宴かもしれないけれども、念のために一應ここにかかげておく。というのは、文明十九年からは、わずかながら、守庚申を行つた旨の記載がみえてゐるためである。

七月十七日庚申

かうしんにて御わかなり。いつもの御人す五六人しこう。「御湯殿の上の日記」
○實隆公記には、七月十七日にかけて、月次の和漢連句の會があり、「曙更終」と記るされているから、あるいはそれも庚申の會かとも思われるが、はぶいた。

九月十八日庚申

今夜守庚申。實門被來。有栗打張行。「後法興院記」

入夜參内。今夜別殿幸勾當局。獻及數巡。源大納言、兵部卿、右衛門督、下官、源宰相、以量等候之。日連哥五十句計被遊之。予執筆候。還幸□及曉天。傾數盃沈醉。「實隆公記」かうしんにて御連哥御さたあり。はんしゆのほか、源大納言、侍從中納言などめす。御さか月七こんまいる。女中にはもしかき御さたともあり。「御湯殿の上の日記」

十一月十九日庚申

かうしんにて二宮の御かたの御月なみの御連哥あり。御人數いつものことし。あんせん寺殿より御かゆ、てんかくなとまいる。ならしましてかうしん御まほりあり。御かつしき御所もなる。「御湯殿の上の日記」

依兼日仰酉下刻參内。今夜二宮御□御連哥也。源大納言、大藏卿^{熱筆}、兵部卿、右衛門督、下官、源宰相、山科宰相、大貳、文地丸、以量朝臣、源富仲等祇候。及曉鐘終百句功。

雪待て塵をもすへぬ眞砂哉 親王御方

落葉やはらふさむき秋風 二宮御方「實隆公記」

○實隆公記の記述には、一言も守庚申についてふれていないが、御湯殿の上の日記に照らしてみれば、その連哥の會

が守庚申の會であつたことが明らかになる。

1487 長享元年（文明十九年）

一月十九日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

今夜庚申之間。及曉鐘不眠。與羽林雜談。源氏物語若紫卷見之。〔實隆公記〕

三月二十日庚申

大祥院來。藤中納言來。守庚申。〔後法興院記〕

及午后參內。今夜令守庚申御。有御連哥。兼以可爲和漢御會之口。依無人數。俄爲御連哥。帥、下官、重治朝臣、和長^{熱筆}等也。自晚頭被始之。及曉鐘終百句功。予廿七句申之。〔實隆公記〕

かうしん御れん哥夕かたよりはしまる。はむろ、しきうの中納言、たむき、かん少納言しきう。〔御湯殿の上の日記〕

五月二十一日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

予。江州大蓮坊逗留。令雜談。〔長興宿禰記〕

○本條は、あるいは守庚申ではないかもしれないが、一應かかげておく。

かうしんにてふしみ殿御まいり、大に、左大辨なとめして、こうたせらるる。〔御湯殿の上の日記〕

五月二十一日庚申によめる。（夏風以下三首の和歌あるもばぶく）〔常德院殿御集〕

○常徳院殿御集の記述だけでは、足利義尚が個人で守庚申を行つてよんだ和歌か、歌會をひらき、その席上でよんだものか、區別がつかない。けれども、當時の一般の風潮としては歌會をひらく場合が多いようであるから、おそらく歌會の席上でよんだ和歌であろうと思われる。

七月二十二日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

九月二十四日庚申

不守庚申。窮屈之間早就寝。〔實隆公記〕
守庚申。〔後法興院記〕

十一月二十四日庚申

れんき、はんせうひるより御まいり。かうしんにて、そのまゝ御しこう。大にめして御五あそはす。御たうさ御哥もあり。〔御湯殿の上の日記〕

守庚申。大藏卿、藤中納言等來。〔後法興院記〕

庚申。前頭中將基富朝臣來閑談。〔親長卿記〕

庚申之間。半更之之後就寢。〔實隆公記〕

かうしんにて、大になとめして御五あそはす。〔御湯殿の上の日記〕

守庚申。大祥院被來。〔後法興院記〕

午后參内。御連哥也。人數如例。今朝御發句事有被仰談之事。委細言上了。〔實隆公記〕
今夜庚申之故。祝、久、桂、昌、建等終夜不寢。曉來勸以雲門般若湯。〔蔭涼軒日錄〕

1488
庚申信仰年譜

長享二年

二月二十五日庚申

余向實門。有法樂和漢會。及深更歸宅。「後法興院記」

今夜庚申可參之由雖有仰。故障之由申入了。「實隆公記」

○後法興院記の記述は、果して庚申の歌會かどうかはつきりしないが、一應かかけておく。

四月二十六日庚申

かうしんにて、大にめして御五あそはす。宮の御かたもなる。「御湯殿の上の日記」

かうしんにて御まほりあり。仁わ寺の宮、れんき、はんせう御まいり。いは千代□□□

御五なとあそはす。「御湯殿の上の日記」

六月二十八日庚申

今夜於小御所令守庚申給。親王御方、伏見殿、連輝軒等御參。及鶴鳴還御本殿。予、以

量朝臣等候黒戸。「實隆公記」

晩來彥龍來。報樹云々。今夕秀峯西堂可被參。可見達于愚云々。樹公告愚。禪鐘之頃來臨。對面靜話。矢老懷。送門歸則春湖來。謝今午之他。不陪宴之罪。芳洲茂叔南伯又聯句。蓋守庚申也。愚破題云。涼在合歡扇。茂云。月臨行幸車。愚二十句過歸。聯四十二句。面白云々。「蔭涼軒日錄」

八月二十九日庚申

欲守庚申之處。虫所勞更發之間。空就寢了。「實隆公記」

かうしんにて、大にめして御五あそはす。「御湯殿の上の日記」

十月二十九日

庚申塔建立さる。(東京都練馬區春日町一丁目、稻荷社境内)「小花波平六氏發見」

○この庚申塔は、三輪善之助によつて折紙をつけられた、最古の塔である。高さ九十粁、幅三十粁の青石板碑で、上部に不動明王の種子「マン」が、蓮臺にのせて刻まれ、中央に「奉申待供養結衆」、その下部右側に「長享二年」、

左側に「十月廿九日」と記されている。さらに、これらの文字をかこんで、融秀阿闍梨、道珍門、與一五郎、右馬五郎、與一三郎、六郎三郎、彦八、彌右太郎、又二郎、右衛門四郎、助六、平次五郎、孫八、平六といら人名が刻まれている。従つてこの庚申塔は、おそらく文明年間の末ごろからこれらの人々が、融秀阿闍梨を中心として、後世のいわゆる庚申講のような集りをつくつていたことを物語る證據の一つとなるであろう。長享のころ、都から遠くはなれた江戸においてさえ、このように庚申講中のようなものがつくられ、庚申塔がその人々の力によつてたてられてゐるのであるから、當時の文化の中心地であつた京阪地方には、もう少し早く、このような庚申塔がたてられていたかも知れないと考えられる。あるいは、明治初年の廢佛によつて、すでに早く破壊されてしまつたかも知れないけれども、たんねんにさがせば、どこかで見つかるのではないかといふ、あわい豫測をもつてゐる。いま一つこの塔で注目すべきことは、これらの人々が庚申の日に崇拜する対象をつくつて、庚申講のような集りを行つていたらしいことである。いままでかかげてきたように、台記や花園天皇宸記と水左記をのぞけば、文献の上ではそれらしい形跡は認められない。ところがこの塔によれば、たしかに崇拜対象がつくられていたようである。しかもその崇拜対象が、後世のように青面金剛ではなく、不動明王であつたらしく。この點もまた注目しなければならないところである。そこで、すくなくとも應仁・文明のころには、この塔に刻まれたような形の庚申の信仰が、一部の人々の間に生まれていたにちがいないと推測される。そして、そのような信仰を指導したのは、おそらく僧侶、それもとくに密教關係の僧侶、もしくは修驗者であつたのではなかろうか。ここに刻まれている不動明王の種子からも、そのことが考へられるのである。さういふに、この塔に「申待」と刻んであることも注意しなければならない。文獻の上で、庚申の日の行事を「庚申待」または「申待」とよんでゐるのは、後掲のように、蜷川親俊日記が最初

である。けれども、この塔にはつきりと「申待」と刻まれている以上、やはりおそらく應仁のころには、一部の人々の間すでにこのよび方を行わっていたに相違ないと思われる。そうして「待」とよんだよび方は、御湯殿の上の日記などの記載から考えて、やり方が同様なところから、日待や月待のよび方からとつて、名づけられたのであろう。御湯殿の上の日記によれば、延徳三年十月十五日の條に「日まち」の語がみえていくのにかかわらず、その前後に行われている庚申の日の行事は、「庚申待」とはよんでもない。とにかく、この長享二年の板碑製庚申塔は、日本の庚申信仰の變遷を考える上に、きわめて大きな意義と價値とをもつてゐるのである。

十一月一日庚申

こよひはかうしん。小御所にて御五などにて、御らむせらるゝ。いは千代、女はうたち
は、御かひあそはす。御ふせともたふ。〔御湯殿の上の日記〕

竹田周防携一壺來。盃酌有興。〔實隆公記〕

○實隆公記の記述は、あるいは守庚申かとも思われるので、一應かかげておく。

1489
延徳元年（長享三年）

三月一日庚申
かうしんにて、宮の御かた、ふしみ殿、仁わ寺宮、くわんしゅうしの宮、はんせう御ま
いりにて、十しゆつゝの□□□にてあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

三月三日辛酉
昨夜令守庚申御之間。及旰御寢。良久窺機嫌。密密有令奏聞之子細。〔實隆公記〕

九月五日庚申
今日内々和漢月次御會也。（中略）今夜可令守庚申給。各不退出可祇候之由被仰。賜御小
瀆。五首和歌各詠進之。曉鐘之後。被取重之讀申讀上之基綱卿。各傾一盞了。和歌御人數。御製、

親王御方、伏見殿、中御門大納言、中御門新大納言、下官、大藏卿、中山中納言、姉小路宰相、小倉宰相中將、□□等也。

紅葉々はおらまくほしき桂哉

章長

入韵爲學。庚耕清也忘却。〔實隆公記〕

こよひかうしんにて、五首つゝとをしたるにて御たうさあり。ふしみ殿も御まいり。おとこたちひるのまゝしこう。女はうたちは、おか殿なりて御かいあそはす。たけたまいらするどて、すべにてあか御まなまい。〔御湯殿の上の日記〕

十一月一日乙卯
來六日庚申夜連哥可有。褒貶付句五句被出之。各可相触之由被仰下之。各相觸了。〔實

隆公記〕

十一月六日庚申

心中念誦如例。守庚申。有連歌興百句。冷泉前亞相、大藏卿、慶琳、慶乘、其外家僕四五人。〔後法興院記〕

及昏參内。令守庚申御。有連哥褒貶各五句付句持參之。御人數。御製、親王御方、式部卿宮、仁和寺宮、源大納言、中御門大納言、中御門新大納言、下官、滋野井中納言、源中納言、民部卿、山科宰相、大貳、左兵衛督讀申、爲學爲書、宗巧進上之不參句計等也。爲四十番各打札。優劣之様大概書上之。有興。曉鐘事了。在數朝臣、爲學兩人書之。〔實隆公記〕

1490 延徳二年

三月八日庚申

今夜一身挑灯守庚申。嘉元百首書寫之。其外寫經、看經等及天明了。〔實隆公記〕
こよひかうしんにて、御所御所御まいりにて、御五あそはし、御ちや御かきあり。〔御湯殿の上の日記〕

五月八日庚申

今夜於黒戸令守庚申給。親王御方、下官、姉小路宰相、左兵衛督、在數朝臣執事。御連哥七十句之間。已及天明。諸人睡眠之間。不滿百句。無念無念。〔實隆公記〕

こよひかうしんにて、御連哥御さた、侍從大納言、あねかこうち、ありかすしこう。しけなかふとなきよし申。ふひんに□□□、をりかみつかはざる。〔御湯殿の上の日記〕

七月十日庚申

こよひかうしんにて、夜もすからうたわさせらる。〔御湯殿の上の日記〕
夜來春湖茂叔來。勸之以魯酒。酒了兩人於昌子寮聯句。蓋守庚申也。曉鐘之頃。愚起往

昌寮。則芳洲亦在座。愚亦五句聯之。五十句終。可期來日云々。皆退散。〔蔭涼軒日錄〕
今夜守庚申。及半更加校彼一卷(さきに禁裏から下された百首和歌のこと——筆者註)。
大略電覽。〔實隆公記〕

かうしんにて御れんかあり。宮の御かた、二宮の御かた、ふしみとの、御むろ、ためさ
ね御人す。はいかたの御ねんくの御いわゐに御かゆあり。めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

1491 延徳三年

二月十三日庚申

四月十四日庚申

庚申之間。及深更挑孤燈書花嚴經了。竹取物語校合了。〔實隆公記〕
かうしん。ふしみとの、御むろ御まいり。すゝめこゆみ、くれほとよりあそはす。宮の
御方なる。新中侍、權辨御人なり。わけてあそはし、はてて御れん哥御さたあり。
女中には御かいあり。ほうあん寺殿のなる。御さかつまいる。〔御湯殿の上の日記〕

六月十五日庚申

今夜。(中略)於小御所月御覽。室町手猿樂衆五人也小生。音曲有興。庚申之間。及深更御
座。番衆、予、在數朝臣等候之。〔實隆公記〕

八月十六日庚申

十月十七日庚申

及昏色參内。今朝依有召也。令守庚申御。和漢御會參仕人々。親王御方、勸修寺前大納
言、下官、源宰相、和長熱等、僧元修等也。以外無人。兼又和與漢必五旬宛相交被遊之。
仍彌遲々。及天明之時分終功。

御製 又やみん枯野のを篠霜の花

禁落雨晴初 實隆

不扇門迎月

親王御方

吹灯秋入墟 元修〔實隆公記〕

十一月十八日庚申

かうしんの御いわぬあり。五六人めす。御ゆつけともたふ。「御湯殿の上の日記」
かうしんにて、宮の御方御さしむかひにて御連哥御さた。「御湯殿の上の日記」

1492 明應元年（延徳四年）

二月十九日庚申

御こうしんにて、宮の御かたなりて、御ほうらくの御連哥御さた。神事なれども二宮の
御方は御くるしからて御人すなり。そのほかゆきかすのあそん、新宰相、ためさねこ
う。「御湯殿の上の日記」

四月二十日庚申

かうしんにて御わかんあり。「御湯殿の上の日記」

六月二十一日庚申

こよひはかうしんにて、ふしみ殿も御まいり、御こゆみあり。むしはらぬあり。「御湯
殿の上の日記」

夜來昌也就菅公取立之儀。密有所談。予乃含胡。珍重々々。昌云。今夜庚申而吉日也。
以故先入予耳。〔蔭涼軒日錄〕

○蔭涼軒日錄の記述によると、このころ庚申の日を吉日とする老え方のあつたことがわかる。

八月二十二日庚申

月次和漢會也。右府發句。毎月人數外。湜西堂、寅藏主、宗祇等來。殿下被來。今夜爲
庚申間。令抑留冷泉黃門同逗留。終夜有圍碁。〔後法興院記〕
こよひはかうしん。みなせの御ほうらくに百しゆをあそはす。ふしみとの御まいり。御
人す、四條大納言、なかの御門大納言、中御かと新大納言、侍從大納言、しけ野井中納

言、源中納言、おくらの中納言、あねかこうちの宰相、源宰相、ありかすのあそん、ためさね。女中にはめゝすけとの、のこりの御人すは御しやうしんにてなきにより、あそはさす。するゝとはてさしまして、めてたしめてたし。とん花院より、かららぬの物

とて、めつらしきもの一をりまゝる。「御湯殿の上の日記」
からしんにて御連哥あり。宮の御かたなる。おとこには、中御かと大納言、たむき新宰相めす。そのほか、はんしゆともなり。おかとのなる。「御湯殿の上の日記」

十月二十二日庚申

1493
明應二年

四月二十六日庚申

今夜寮衆守庚申。於丹寮。十種香之會有之。蓋初請待松英公也。予依虫氣不陪宴。寮衆外竹圃、叔龍、久老在席。曉鐘之半。予踏雪及歸替衣裳往丹寮。宴了。殘者七員。松、龍、悅、胥、悟、丹、藤也。留予行盃者二返。後盃者闔酒也。夜將白之頃歸。治具疊花也。「陰涼軒日錄」

七月二十八日庚申

かうしんにて、小御所へかうなん、かいみやうるんめして、ものかたりさせらるゝ。
「御湯殿の上の日記」

九月二十八日庚申

御やうきう、かうしんにあそはす。宮の御かた、ふしみ殿も御まいり。「御湯殿の上の日記」

十一月二十九日庚申

かうしんにて、御わかんあり。なかはしより御かゆ、御たるまゝりて、御ひし／＼なり。

〔御湯殿の上の日記〕

1494 明應三年

一月三十日庚申

行二來。天慶記不知。記載爲房卿。寛治三年記新渡書。道家書歟。有。此等持來。今夜庚申。電覽之。半更之後就寢。〔實隆公記〕

かうしん御連哥御きた。宮の御かたなる。〔御湯殿の上の日記〕

(頭書) かうしんにて御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕

四月二日庚申

八月四日庚申
月次和漢御會也。(中略) 入夜終百句功。今夜庚申也。當番也。仍不退出。候之。於議定所有一獻。女中申沙汰也。(親王御方、仁和寺宮、青蓮院宮等令候給——以上書き込み——筆者註) 彼哥合判詞。予讀申之。及曉鐘御寢。〔實隆公記〕

かうしん御まほり。〔御湯殿の上の日記〕

十月五日庚申

かうしんにて、小御所にて御たうさありて、御五などあそはす。宮の御方もなる。〔御湯殿の上の日記〕

湯殿の上の日記

十二月五日庚申

御かうしんにて、御連哥御きた。宮の御かたなる。一宮もなる。たゞこより御らいふくとりよせらるゝ。むしはらぬせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

1495 明應四年

八月十日庚申

十月十一日庚申

欲守庚申之處。睡魔相侵之間。空就寢了。〔實隆公記〕
こよひかうしんにて、御やうきうあり。御さか月三こんのほか、御とう人御申にてまい
る。めてたしめてたし。〔御湯殿の上の日記〕

十一月十一日庚申

かうしんにて、御ひしひしと御さか月まぐる。〔御湯殿の上の日記〕

1496 明應五年

一月十一日庚申

御やうきうにて、かうしん御まほりあり。さいりんなんより御ちやまいる。〔御湯殿の
上の日記〕

三月十二日庚申

宮の御かたの御くわいに、かうしんにて御やうきうあそはす。おかとのなる。御とまり
あるなり。〔御湯殿の上の日記〕

九月十六日庚申

かうしんにて、宮の御かた、ふしみ殿、御むろ御所御人すにて、三十しゆの御とうさあ
そはす。おここにあやのこうち、山しな、新宰相中將など、十しゆよませらるゝ。〔御
湯殿の上の日記〕

十一月九日壬子

大黒天供。如形。〔實隆公記〕

○本條は、庚申とは何の關係もない。ただ、江戸時代から現在まで、大黒天をまつるのを甲子待、大黒さんを甲子さ
んといい、甲子の日にまつることといわれてゐるのに、このころには甲子ときまつてしなかつたことが面白いと感
ぜられたために、ここにかかげたにすぎない。また日本民俗學者のなかには、甲子待も庚申待も本質的に同じだと

考えて、「マチゴト」という言葉で包括している人がいる。けれども、同一人が大黒天に對しては「大黒天供」といひ、庚申については、實隆公記の明應六年正月十七日の條によつて明らかのように、「守庚申」と異なつたよび方でよんでいる。江戸時代の一般の人々のやり方が、かりににたようなものであつたにしても、本源に溯れば、それぞれちがつていたことがこの一事からでも明瞭になる。そのような意味をもふくめて、ここにかかげたわけである。なお實隆公記の明應四年十一月九日戊子の條には、「大黒天供精進也」とみえている。

十一月十七日庚申

かうしんにて、いつその御まけ御ふるまの御さた、御ゆつけなどあり。ふしみとの、
御むろ、そのほかおとこたち、庭田、あやのこうち、とみなかよりも御てうしともまい
る。おさあい物とともにうたわさせられて、御ひしひしなり。五十しゆの御たうさもあり。
〔御湯殿の上の日記〕

1497
明應六年

一月十七日庚申

今夜守庚申。及曉鐘公忠公記愚昧。愚後。除目部類抄出了。〔實隆公記〕

かうしんにて、おとこたちせう／＼しこうにて、たゞ御物がたりにて御まほりあり。

〔御湯殿の上の日記〕

三月十八日庚申

かうしんにて、御連哥御さた。宮の御かた、ふしみ殿、めうぼう院とのも御まいり。そ
のほかおとこたちしこう。〔御湯殿の上の日記〕

こよひかうしん。御くたひれゆ／＼、なにことも御さたなくて御まほりあり。〔御湯殿の
五月十九日庚申

上の日記

七月二十日庚申

黃昏後參内。令守庚申給。有御連哥。中御門大納言、下官、中山中納言、姉小路宰相、源宰相、重經朝臣、爲學執筆等候之。親王御方、依准后正忌入夜御參。曉鐘以前。終百句功了。候黒戸。〔實隆公記〕

及晚參内。當番也。又庚申可令守之給□□候之由。今朝被仰下之。入夜有御連哥。於□□有此事。取籠。加左右兩座。左方。御製、式部卿宮、中御門大納言、姉小路宰相、執筆爲學。右方。親王御方、下官、中山中納言、源宰相、執筆基春朝臣。左方兩句計早速被終功了。左右大概同時之條神妙也。各二十五句宛申之了。干時寅下刻也。月明霜冷。今日當番經鄉卿同候也。

左方御發句

何人

遠山のみとりをそむる紅葉哉

御製

右方

何草

秋やいつ在明の月のうす紅葉

親王御方

松はつれなき露霜の山下官

〔實隆公記〕

かうしんにて、御連哥御人すわかりてあそはす。宮の御かた、ふしみとの御まいり。

〔御湯殿の上の日記〕

○御湯殿の上の日記では、本條を九月二十一日にかけてある。しかもこの二條は、ともに同一の歌會をのべた記事である。私がしらべたところでも二十二日が庚申の日にあたるから、ここでは二十一日とした。おそらく、御湯殿の上の日記の筆者のあやまりであろう。

十一月二十三日庚申

今夜守庚申。〔實隆公記〕

かうしんにて、御連哥御きた。宮の御かた、ふしみ殿、二宮、御むろ、このほかおとこ六七人しこう。上らう、新大すけ殿、いつもの御かゆ御申きた。ひるは御やうきうあり。

〔御湯殿の上の日記〕

1498
明應七年

一月二十三日庚申

守庚申。有十種香。〔後法興院記〕

かうしんにて、御連哥御きた。宮の御かた、二宮なる。ゑいさうともまぐる。上らふ御物まいりに御宮けまいる。〔御湯殿の上の日記〕

三月二十四日庚申
五月二十五日庚申
七月二十六日庚申

かうしんにて、御連哥御きた。宮の御方なる。〔御湯殿の上の日記〕
かうしん。御物かたりにて御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕
こよひかうしんにて、御やうきうをあそはして御まほりあり。宮の御方なる。〔御湯殿の上の日記〕

九月二十三日丙辰

今夜待月念誦。心中聊有宿願之事。於東隣拜月了。有一盡。象戲有其興。〔實隆公記〕

○本條は、庚申とは無關係の月待の記事である。ここにかけたのは、このころすでに、月を拜して宿願をいのる習俗が、一部の人々の間で行われてゐる由を示めそうとしたためである。また月待のときにも、守庚申とにた遊びがあつたこともわかるであろう。

九月二十七日庚申

自晚頭於御學問所有御連哥。御製、親王御方、下官只三人也。〔實隆公記〕

かうしんの御連哥あり。宮の御かたならします。〔御湯殿の上の日記〕

○ここにかけた御湯殿の上の日記にてらして老えれば、實隆公記の記述が、守庚申のときに行われた連歌があつたことがはつきりするであろう。

閏十月二十八日庚申

今夜守庚申。鷹司前關白父子令招引。大藏卿來。有連歌興。百句。〔後法興院記〕

斜陽程參内。今夜令守庚申給。御連哥百韻。親王御方、下官、姉小路宰相、以上四人。各二十五句沙汰之。執筆爲學也。曉天終功。今日爲元長卿番代祇候。

賦山河

過ぬるや雪にふりこんさ夜時雨

親王御方

こほりてのこる夕暮の雲

御製

風すさむ松のはこしに日は入て

實隆〔實隆公記〕

かうしんにて御れんか。宮の御かたなる。しゃうの大納言、あねのこうちの宰相、新少納言御人すにあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

十一月三日甲子 今日大黒天供如形。念誦如例。庚申御連哥合點。宗祇今日進上之。則進上了。「實隆公記」

記

十二月二十九日庚申

今夜庚申守歲。彼是不可須睡者乎。每事疎懶蒙々而已。「實隆公記」

1499 明應八年

二月三十日庚申

今夜守庚申。仍兩卿（四辻黃門。前藤中納言——筆者註）令抑留。「後法興院記」

御わかん御さた。宮の御かたなる。そうたちしこう。「御湯殿の上の日記」

○第二條は、あるいは庚申の御會ではないかもしないが、一應かかげておく。

五月一日庚申 かうしんにて、御かひあそはして御まほりあり。「御湯殿の上の日記」

七月二日庚申 守庚申。「後法興院記」

かうしんにて、御れんか御さたあり。「御湯殿の上の日記」

九月三日庚申 かうしん。おとこたち御物かたりにて御まほりあり。御れんかあり。「御湯殿の上の日記」

記

十一月四日庚申

守庚申。「後法興院記」

かうしんとて、御れんか御さた。宮の御かたなる。仁わ寺宮、二宮も御まひり。上らふいつもの御□□御申さた。御かわらけの物にて、御てうしまひる。「御湯殿の上の日記」

1500 明應九年

一月五日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

かうしんの御ふうまいる。こよひの御連哥夕かたほどよりはしまる。宮の御かたなりて、御さしむかひにて御さた。しひつかのふのあそん、御さか月まいる。けふのはんしゆはしめてしこうにて、御さか月たふ。とさまの御たいめんあり。〔御湯殿の上の日記〕

三月六日庚申
守庚申。〔後法興院記〕

五月七日庚申

守庚申有連歌。〔後法興院記〕

(頭書) かうしんにて御連哥。宮の御方、ふしみとの御まいり。御くたひれとて五十句御さた。〔御湯殿の上の日記〕

七月八日庚申

守庚申。前藤中納言、飛鳥井宰相等來。有連歌興歌仙。〔後法興院記〕

九月八日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

こよひかうしんにて、御所御所なりて、もんしかき御さたありて、かねのなるまで御らんせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

1501 文龜元年(明應十年)

一月十一日庚申

今夜守庚申。聞十種香。前藤中納言來。〔後法興院記〕

庚申信仰年譜

三月十二日庚申

今夜守庚申。大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等來。先聞十種香。次有雙六。〔後法興院記〕

五月十三日庚申

今夜守庚申。前藤中納言、飛鳥井宰相等來。去三月十二日庚申夜之双六勝負辯各今夜沙汰之。今夜又有双六。大祥院被來。〔後法興院記〕

閏六月十四日庚申

今夜守庚申。〔後法興院記〕

八月十四日庚申

今夜守庚申。前藤中納言、飛鳥井宰相等來。十種香、源氏香等聞之。次有栗打。今夜先度之勝負。有一種一瓶事。〔後法興院記〕

十月十五日庚申

守庚申。大祥院被來。飛鳥井宰相來。〔後法興院記〕

今夜庚申。及曉鐘守之。古今聞書至懸第五披見之。〔實隆公記〕

○なお、實隆公記の十月十九日甲子の條には、「大黒天尊像新造事。申常寂院了」という一句がみえている。

十二月十六日庚申

守庚申。田樂巡事余頭也。人數如例。〔後法興院記〕

1502 文龜二年

二月十七日庚申

守庚申。有貝勝負。〔後法興院記〕

四月十八日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

六月十九日庚申

今夜守庚申。大祥院被來。前藤中納言、飛鳥井宰相等來。有香合十五番。勝負也。余勝也。各有懸物。次有盃酌事。〔後法興院記〕

八月二十日庚申

守庚申。入夜飛鳥井宰相來。（有晚か）香合事。〔後法興院記〕

入夜伯一位携一桶來臨。又武田被官人兩三。同食籠等持來之。盃酌一兩巡。有興。但痢病不快之間。不及盡醉。庚申空就寢。無念々々。〔實隆公記〕

十月二十一日庚申

今夜守庚申。前藤中納言、飛鳥井宰相等來。本一勾當語平家。次有盃酌事。〔後法興院記〕

十一月二十一日庚申

守庚申。大祥院被來。〔後法興院記〕。

1503
文龜三年

二月二十二日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

四月二十四日庚申

守庚申。飛鳥井宰相來。〔後法興院記〕

六月二十五日庚申

守庚申。大祥院被來。入夜飛鳥井宰相、親就等來。終夜有盃酌事。〔後法興院記〕

八月二十六日庚申

今夜守庚申。大祥院被來。飛鳥井宰相逗留。有双六。〔後法興院記〕

今夜守庚申。曉鐘之後就寢。〔實隆公記〕

十月二十七日庚申

今夜庚申也。橘木與左衛門尉圍碁。深更後。予象戲興行之。〔實隆公記〕

楊弓後。入夜及大飲。〔後法興院記〕

○後法興院記の記述は守庚申かどうかはつきりしないけれども、一應かかげておく。

1505 永正元年（文龜四年）

二月二十八日庚申

守庚申。〔後法興院記〕

今夜庚申間。曉鐘後就寢。〔實隆公記〕

閏三月二十九日庚申

今夜庚申也。閏三月盡也。旁雖不可須睡。懶惰之間。二更就寢。〔實隆公記〕

○二水記の記述は、庚申の會はどうかはつきりとはわからないが、一應かかげておく。

六月一日庚申

及晚飛鳥井黃門來。今夜爲守庚申也。有双六。〔後法興院記〕

今日番祇候。御祝如例式。珍重々々。〔二水記〕

○二水記にいう「御祝」が、毎月一日ごとに行う祝か、庚申の祝かはつきりしないが、一應かかげておく。

八月二日庚申

今日當番祇候。内侍達典侍殿。憑佳例於常御所。五獻參之。番衆候縁。歌有之。〔二水記〕

○前條と同じく、本條もはつきりしないが、一應かかげておく。

十二月三日庚申

守庚申。前藤中納言、飛鳥井中納言等來。大祥院被來。〔後法興院記〕

1505 永正二年

二月四日庚申

守庚申。大祥院、飛鳥井中納言來。聞十種香。次有双六。〔後法興院記〕

今夜庚申。及半更不睡。素珊孫也 東子百首。關東長尾修理亮顯忠詠哥。尾州伊藤五郎左衛門、藤原定圓詠哥等合點事。頃者所望。今夜閑暇。各付墨了。〔實隆公記〕

四月五日庚申。大祥院、妙善院等來。前藤中納言、飛鳥井中納言等來。去々月庚申夜聞十種香。守庚申。其時之勝負余勝也。今夜有其辯。銚子事也。〔後法興院記〕

六月六日庚申。今日雨。暫時庚申。〔二水記〕

1506 永正三年

八月十三日庚申

伊長來一泊。守庚申云々。〔宣胤卿記〕

本年
「庚申之本地」つくる。〔天理圖書館藏「庚申之本地」〕

○「庚申之本地」の冒頭に、「大寶元年かとのうし、永しよう三年まで凡そ八百七年也」とあることから、これは永正三年につくられたものと判断される。天理圖書館藏本は、末尾に「慶長十貳年卯月吉日」と記るされてゐるから、そのときの寫本にちがいない。愛知縣學母市金谷の金谷山三光寺——俗稱金谷の庚申さん——には「攝州四天王寺庚申縁起之寫」と題し、「寛仁四庚申歲正月七日慈運記焉」という奥書のある庚申縁起が所蔵されてゐる。その奥書の年號を信用すれば、これが最古ということになる。けれども内容からみても、その奥書の年號にふさわしくない上に、「正月庚申日」というところに作爲めいたを感じさせるので、おそらくこれは後世の假托と思われる。私がいままでに集めた四十一部の庚申縁起をみて、天理本の「庚申之本地」が最古である。従つて、「庚申之本地」は、おそらく現存最古のものと考えても大過ないであろう。もつとも、筆寫の年代からいえば、奈良縣大和郡

山市小泉の金輪院——俗稱小泉の庚申さん——所藏の庚申待祭祀縁起が慶長二年に寫されているから、最古とはいえない。金輪院所藏本と「庚申之本地」とはそういう内容がちがつてゐる。はつきりとはいえないが、いまのことろ、金輪院所藏本は、その奥書にある年、すなわち慶長二年につくられたのではないかと考えてゐる。しかしこれらの點については再考する必要があることはいうまでもない。それはとにかく、永正三年のころ、後世坊間に多く流布した庚申縁起の祖型ができていたことは、大いに注目しなければならない。「庚申之本地」の内容は、前著にかけである。

1507 永正四年

七月十八日庚申

今夜庚申。及深更念誦。今日故入道右府百ヶ日也。故令廻向者也。〔實隆公記〕

十一月二十一日庚申

支干相當之間念誦。書般若心經一卷。〔實隆公記〕

○本條は、何をのべたのかよくわからぬが、「支干相當之間」の一句から、庚申の日には經典を讀誦する風が、この一部の人々の間で行われるようになつていたのではないかと推測されるので、ここにかかげた。

1517 永正十四年

八月十七日庚申

庚申也。於禁裏有御連歌。予祇候。〔二水記〕

○はつきりとはしないが、この御連歌はおそらく庚申の遊びであつたろう。なお、この條は古事類苑所收の條によつた。

十月十八日庚申

今夜爲守庚申。松殿相公以下。來中納言方々。〔宣胤卿記〕

1519 永正十六年

一月二十五日庚申 入夜參內。有十種香。御懸物竹内殿令領給。御香了。於御前聊盃酌如例。〔二水記〕
○私のみた史籍集覽本の二水記には、本條はない。本條は大日本史料第九編之九所收のものによつた。

十一月三十日庚申 西刻許參内。有御當座。三十首也。人數。親王御方、竹内殿、冷泉前中納言、予、重親、宗藤等朝臣、範久等也。於御前各令清書了。重親朝臣讀上之。今夜庚申也。御歌以後御碁。丑刻許令退出了。〔二水記〕

○前條同様、大日本史料第九編之十所引の記述によつた。

1520 永正十七年

一月一日庚申

帥參御所。御祝後有御和漢々。宿直了。〔實隆公記〕

今夜禁裏御會被遊。可參仕之由蒙仰。雖然依不具不候。後聞五十句。被遊々々。〔二水記〕

入夜參伏見殿。守庚申畢。〔二水記〕

○ここにかかげた三條は、すべて大日本史料第九編之十所引の記述によつた。

四月一日庚申 秉燭之程參内。於御三間有庚申御當座。帥卿、予、左大辨宰相、山科三品、傍頭高倉少納言等令候。夜半後各清書。左大辨宰相讀上之。五十首也。各六首計詠之。遅口赤面。

令況力訖。〔二水記〕

○本條も前條同様、大日本史料第九編之十一所引の記述によつた。次項も同じ。

六月四日庚申 禁裏庚申有御聯句云々。戌刻許果了。仍不及深更。各令退出云々。予向田向亭守庚申了。

〔二水記〕

禁裏御聯句。帥參入。〔實隆公記〕

九月五日庚申 晚頭參内。今夜庚申御當座有之。竹内殿御參。及曉天退出。〔二水記〕

○本條も、大日本史料第九編之十一所引の記述によつた。

十一月六日庚申 午時參内。(中略)入夜有庚申御會。五十首御當座也。丑刻許各令清書。重親朝臣讀上之了。御人數少々也。〔二水記〕

○本條も、大日本史料第九編之十一所引の記述である。

1521 大永元年(永正十八年)

一月六日庚申

傳聞。禁裏庚申御當座有之云々。番衆許也。〔二水記〕

入夜參伏見殿。守庚申。聞曉鐘令退出了。〔二水記〕

十一月十二日庚申

於姉小路。守庚申。有連歌。〔二水記〕

○前二條は、ともに大日本史料第九編之十二所引の記述によつた。

1525 大永五年

伊勢神宮の宮司荒木田守武、この夜「世の中百首」をつくる。「世の中百首」

○「世の中百首」とは、「世の中」の三字を一首ごとによみこんだ和歌を百首あつめた和歌集で、内容が教訓であるところから、一名「伊勢論語」ともよばれている。本書の末尾に、「世の中の大永五年長月の、かのえさるの夜百首 むむ也」とうたわれているところから、荒木田守武が庚申の夜に、守庚申を行いつつ、この百首をよみあげたことがわかる。このことによつて、大永のころには、神官の間にも和歌をよみながら守庚申を行う習俗のあつたことが確かめられる。なお私がみたのは、日本名著全集第十九巻の狂文狂歌集に收められている、寛政十年刊本である。

1527 大永七年

二月十二日庚申

廣中辨、予、大所にて雙六をうち候了。〔言繼卿記〕

○本條の記述だけでは、果してこれが庚申の夜の遊びであつたか否か明らかではないが、おそらく守庚申であろうと思われるので、ここにかかげておく。

四月十三日庚申

從白川少將、庚申之間可來由候へ共、蒙氣候間、不罷候。〔言繼卿記〕

1529 享祿二年

一月二十三日庚申

かう申御まもりあらします。やふに御あふきたふ。みなせ御くわんすまいる。〔御湯殿

庚申信仰年譜

の上の日記】

正親町へ暮々罷候。庚申まもられ候。□□□へ共無其儀候間、則罷歸候了。〔言繼卿記〕

1531 享祿四年

九月九日庚申

有御會。詩題。露菊滿紅英大内記長淳。朝臣出之。和哥題菊香春不如。〔續史愚抄〕

○本條は重陽の節句の歌會かもしけないが、あるいは庚申の御會とあわせたのかとも思われたので、一應かげた。

1532 天文元年（享祿五年）

十一月十六日庚申

今日當番參内。暮々參御前。夜半時分迄御雜談。〔言繼卿記〕

○本條ははつきりしないが、おそらく守庚申であろう。

1533 天文二年

七月十九日庚申

庚申に七時迄候了。少將恭をさし候了。〔言繼卿記〕

九月二十日庚申

かうしん御まほりあらせおはします。女中みなみな御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

1534 天文三年

一月二十二日庚申

暮々中御門へ罷向。猪熊三位、壽命院、嚴藏主等來候了。赤粥有之。夜半過時分歸宅候了。〔言繼卿記〕

○本條には一字も庚申にふれてないが、おそらく守庚申であろう。

八月二十六日庚申

かうしん御まもりあらします。おとこたちめして御わかんあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

1535
天文四年

九月一日庚申

もんせき、竹のうう殿、御てらの御所、おか殿なしまいらせられて、かうしん御まもりあらします。御ひしきなり。〔御湯殿の上の日記〕

曼殊院被參。青蓮院、善法院、大聖寺、大慈光院、各守庚申。有一獻。種々遊興及曉更也。〔後奈良院宸記〕

十一月三日庚申
こよひかうしん御まもりあり。御所御所なりて、御かいなどあそはして、御ひしきなり。〔御湯殿の上の日記〕

伊與チンカウ種々進上。今夜守庚申。大聖寺、大慈光院、青蓮院、曼殊院、同弟子女中許也。〔後奈良院宸記〕

1536
天文五年

庚申信仰年譜

一月四日庚申

こかうしん御まほりあり。御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

今夜。於中御門内々十炷香雙六等有之。〔言繼卿記〕

○言繼卿記の記述も、おそらくは守庚申であろう。

三月五日庚申

こよひのかうしん御まほりあり。おとこたち御五あそはす。もんせき御所御所なりて、
よる御かいあそはす。かすかまつりにて御しんし也。〔御湯殿の上の日記〕

五月六日庚申

たけのうち殿御まぐり。御五あそはす。二の殿より御しきろう、つぼ色々々まいる。かう
しん御まほりあり。おか殿、みな／＼御かいあそはす。くもしとも御ひし／＼とまぐり
候。〔御湯殿の上の日記〕

七月七日庚申

くわんはく御かくに御まぐり。かうしん御まほりあり。しいかの御くわいしかさねらる
ゝ。〔御湯殿の上の日記〕

九月七日庚申

かうしんにて御まほりあらせおはします。もんせき、御ひくに、御所御所御ときになし
ま／＼らせられて、御さか月まいる。大すけてんまいる。いよ殿よりく御の物まいりたる
とて、御てうしひさけまくる。〔御湯殿の上の日記〕

閏十月八日庚申

御所々々なしま／＼らせられて、かうしん御まほりあり。新大すけてん御てうしま／＼ます
る。いよ殿より御ふたまいる。〔御湯殿の上の日記〕

十二月九日庚申

かうしんに御所御所なしま／＼らせられて御まほりあり。いよ殿よりく御のもの御申さた
あり。御さか月まいる。〔御湯殿の上の日記〕

1537 天文六年

二月十日庚申

こよひかうしん御まほりあり。おか殿はうはん御さたあり。しゃうれん院殿、かち井殿、御てらの御所、おか殿、みなみの御所、竹のうち殿、御ふた所御まいり。御かいあそはす。「御湯殿の上の日記」

六月十三日庚申

八月十三日庚申

かう神に御所御所なしまいらせられて御まほりあり。「御湯殿の上の日記」

かうしん御まほりあり。もんせき、御所御所なる。御かいの御せうふくはうさま。女中御まけわさあり。御さか月まいる。「御湯殿の上の日記」

十月十四日庚申

かうしん御まほりあらします。御所御所なる。にやくわうし御れいにまぐらせらるゝ。

〔御湯殿の上の日記〕

守庚申 云々。〔鹿苑日錄〕

かうしん御まほりあらせをはしまして、御所御所なる。一せうゐん、へつたうしょくの御れいとて、三色五かしん上あり。しん大すけ三色御たるまい。「御湯殿の上の日記」

1538 天文七年

二月十六日庚申

こよひかう神御まほりあらせおはします。御所御所なる。御さか月まいる。「御湯殿の上の日記」

六月十八日庚申

○文献の上で、庚申の行事を「待」という言葉でよんでいるのは、いままでみたところでは、親俊日記の本條が最初である。庚申塔の銘文にあらわれてることについては、前述した。

八月十九日庚申

かうしん御まほりあらします。御所御所なる。「御湯殿の上の日記」

十月二十日庚申

かうしん御まもりあらします。御所御所なる。「御湯殿の上の日記」

十二月二十日庚申

野洲井所にて申待候。「親俊日記」

かう神にて、こよひ御所御所なる。「御湯殿の上の日記」

1539
天文八年

二月二十一日庚申

申待。浮氣彦六伽喚候。「親俊日記」

四月二十二日庚申

かうしん御まほりあり。もんせき、かち井殿、御ひくに、御所御所なる。竹のうち殿も御まいり。御所御所より御かいの御まけわさ御さたあり。日よしのまつりにて、けさは御しんしなり。「御湯殿の上の日記」

六月二十四日庚申

申待。河田二郎左衛門、浮氣彦六來候。「親俊日記」

庚神。御所御所御まほりあらせらるる。「御湯殿の上の日記」

申待候。「親俊日記」

かう神御まほりあり。御所御所なしまじらせらるる。「御湯殿の上の日記」

野洲井修理所にて庚申待候。〔親俊日記〕

かうしん御まほりあり。御所御所なる。みなみの御殿よりてん、御たるまいりて御ひし／＼なり。〔御湯殿の上の日記〕

庚申待。三上與次郎、袖留木、横川、服部、河田、浮氣來也。〔親俊日記〕
タ。庚申待於佛地院長延房所沙汰了。〔多聞院日記〕

庚申。〔策彦和尙初渡集〕

○策彦和尙初渡集および同再渡集——後掲——は、牧田諦亮氏「策彦入明記の研究」所收のものによつた。記して感謝の意をあらわす。

十一月二十六日庚申

かう神にて御所御所なしまいられて、御かいあそはす。たけのうちとのより、いなか一
か、一色まいりて、御さか月まいる。〔御湯殿の上の日記〕

1540
天文九年

三月二十八日庚申
守庚申。〔策彦和尙初渡集〕

五月二十九日庚申
あなたこなたより、御くわんしゆともまいる。かうしん御まほりあり。御所御所なまし
ます。もんせきより山もゝまいる。〔御湯殿の上の日記〕

八月一日庚申
守庚申。〔策彦和尙初渡集〕

十月一日庚申
かうしん御まほりあらします。御所々なる。〔御湯殿の上の日記〕

庚申。〔策彦和尙初渡集〕

十二月三日庚申

かう神に御所御所なしまいらせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕
今夜。池永新兵衛設田樂待予。偕守庚申。〔策彦和尙初渡集〕

○御湯殿の上の日記は、二日にかけて本條がのべられているが、策彦和尙初渡集でも、私がしらべた範囲内でも、庚申の日は三日なので、ここでは三日にかけた。おそらく御湯殿の上の日記の筆者の誤りであろう。

1541
天文十年

四月四日庚申

庚申。〔策彦和尙初渡集〕

六月五日庚申

御わからんあそはす。日よしのまつり、御しんしなり。〔御湯殿の上の日記〕

庚申。〔策彦和尙初渡集〕

十月八日庚申

入夜參座主宮。今夜中院前相公羽林御樽可持參之由申之間。予令召具參之者也。庚申之間。及夜半時分祇候。沈醉退出。今日番代。依不具不參。〔惟房公記〕

1542
天文十一年

二月九日庚申

千首法樂和歌あり。〔千首和歌太神宮法樂〕

○本條は、庚申の歌會かどうかわからないが、一應かかげておく。

閏三月十日庚申

庚申待。三上興次郎、横川掃部各來也。〔親俊日記〕

閏三月十一日

庚申待沙汰了。〔多聞院日記〕

○本條は、日の干支を誤つたのか、一日くりのべて庚申待をやつたのか、はつきりしない。けれども、同じ日記で他に干支が誤つてゐる個所はないから、おそらく何かの都合で一日くりのべて行つた例となるであらう。

五月十一日庚申

申待。〔親俊日記〕

九月十三日庚申

庚申待各沙汰了。〔多聞院日記〕

○第二條は、十三夜の名月の會だけをやつた記述か、それとあわせて庚申の歌會をもやつたのか、はつきりしないけれども、一應かかげておく。

1543

天文十二年

一月十五日庚申

かう神にもんせき、おとこたち御五あそはす。大すけあふら物まいる。〔御湯殿の上の日記〕

三月十六日庚申

日記

かう神御まほりあらせをはします。御所御所、おとこたちはうはん。御さか月などまい

りて、御ひしひしなり。〔御湯殿の上の日記〕

五月十六日庚申

御くわんしゆともまいる。御所々々なしまじられて、かうしん御まほりあり。なかはしよりはままい。〔御湯殿の上の日記〕

七月十七日庚申

くろき御所々々なりて、御かうしん御まほりあり。く御の物一月ふんまいる。〔御湯殿

の上の日記】

庚申待沙汰了。發心院にて談義在之。〔多聞院日記〕

八月十八日庚申
かう神に御所御所なしまいらせられて、おとこたちしこうにて、うたはせられて、御さか月御ひしひしとまいる。〔御湯殿の上の日記〕

1544 天文十三年

一月二十一日庚申

かう神御まほりあらせおはします。もんせき、たけのうち殿、おとこたちめす。御さか月まいりてうたいなと御ひしひなり。御てらの御所、おか殿なしまいらせらる。

〔御湯殿の上の日記〕

三月二十一日庚申

暮々親王御方へ御番に參。新中納言同祇候也。四時分御粥にて御盃參。又夜半時分御末にて、萬里小路前大納言、女中兩人に一盞被勸候了。御庚申之間、鶏鳴迄御雜談候了。

新中納言與予園基三盤打了。〔言繼卿記〕

五月二十二日庚申
七月二十三日庚申

かう神御まほりあらせおはします。御所御所なしまいらせらる。〔御湯殿の上の日記〕
かう神御まほりあらせおはします。もんせき、たけのうち殿、おとこたちみな／＼にて御ひしひと御さか月まい。うたいまく、御ひしひなり。めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

可令候之由被仰下之間。暮々參内。五時分參集。青蓮院宮、竹内殿、廣橋大納言、予、

大藏卿、四辻中納言、高倉宰相、前左大辨宰相、松木、左大辨宰相、以緒朝臣、公古、源爲仲等也。御盃二獻參。又青門以下計二獻參了。及數盃事外沈醉候了。音曲順舞等有之。御庚申。(中略)夜半過に退出了。〔言繼卿記〕

庚申之間待了。〔多聞院日記〕

九月十三日己酉

名月に御たうさあそはす。せうみやうなん御まいり。おとこたちしこうあり。はてゝ御さか月まいる。〔御湯殿の上の日記〕

○本條は、月待がいかに庚申待とていてるかを示めすため、参考までにかかげた。

九月二十四日庚申
庚申待沙汰了。〔多聞院日記〕

1545 天文十四年

二月二十七日庚申

當番之間。七時分參内。相番萬里小路中納言、宮内卿等三人也。予、萬里小路中納言參御前。四時分迄御雜談候了。御寢以後。於大所一盡有之。人數末衆兩人。廣橋、予、薄等也。夜半過迄雜談了。庚申故也。〔言繼卿記〕

八月三十日庚申
中御門へ夜五時分罷向。申待候了。田樂にて一盡有之。予計也。中將菴一盤差候了。

〔言繼卿記〕

1546 天文十五年

庚申信仰年譜

九月六日庚申

於東屋群參論有之。出了。今日庚申也。〔多聞院日記〕

1547 天文十六年

五月八日庚申

けうちやう寺にからしんまいらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

十二月十三日庚申

庚申。(中略)於鈞雲田樂。〔策彦和尙再渡集〕

1548 天文十七年

二月十四日庚申

各守庚申。〔策彦和尙再渡集〕

八月十八日庚申

かうしん御まほりあらせおはしまして、竹のうちとの、おとこたち、御やうきうあそはす。御かゆ、くこんなとまいる。〔御湯殿の上の日記〕

十二月十九日庚申

かうしん御まほりあらします。御やうきうあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

1549 天文十八年

六月二十二日庚申

庚申。〔策彦和尙再渡集〕

八月二十三日庚申

かうしん御まほりあり。御くわんすともまいる。〔御湯殿の上の日記〕

今夜御庚申有之。從親王御方雖被仰下不參。今夜御人數。曼殊院宮、前左大臣、下官、四辻中納言、新中納言、鶴壽丸、頭中將、滋野井中將、左衛門佐、極萬等也。盤二にて

燈臺亂暮有之。兩方之勝。下官、頭中將兩人也。又兩人拾之。下官石數一勝之。仍御懸物下官拜領。滿足候了。杉原五帖筆^{サカニ}也。次白粥。次一盞有之。音曲暫有之。御座御學問所。各内々番衆所上下壇に候了。八鐘以後各退出了。〔言繼卿記〕

庚申。〔策彦和尚再渡集〕

八月二十七日甲子

○参考までに宮中で甲子待をやることをかかげた。

十月二十四日庚申

禁裏御甲子待。晚天可祇候之由候間。申刻參内。〔下略〕〔言繼卿記〕

十二月二十五日庚申

御所々々なしまいらせられて、かうしん御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕
かうしん御まほりあらします。おことたちしこうあり。〔御湯殿の上の日記〕

1550 天文十九年

二月二十五日庚申

從寅刻御千句始了。日之中に二百韻有之。庚申之間、丑刻迄有之。以上三百五十韻了。

〔言繼卿記〕

四月二十六日庚申

御所御所なしまいらせられて、かう神御まほりあり。御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

日記

庚申待沙汰了。〔多聞院日記〕

七月二十八日庚申

禁裏御庚申可參之由有之間、暮々祇候。御人數、曼殊院宮、勸修寺大納言、新大納言、予、四辻中納言、新中納言、式部大輔、永相朝臣、範信、源爲仲等也。碁四五盤有之。

白粥有之。其後音曲有之。八時分各退出。次自親王御方。今日之祇候衆。又可參之由被仰下之間。各參。又音曲有之。七時分歸宅了。〔言繼卿記〕

九月三十日庚申
おとこたちめして、かう神御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕

禁中御庚申之間。暮々參内。被參之輩。廣橋大納言、予、四辻中納言、新中納言、伯二位、重保朝臣、基孝朝臣、永相朝臣、範信等也。御雜談計也。無殊事。赤粥にて一盞有之。丑刻各退出。予及深更之間。其間々祇候。當番之衆四辻中納言、重保朝臣兩人也。御添番予、基孝朝臣等也。〔言繼卿記〕

十二月一日庚申

竹のうち殿、おとこたちかうしん御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕

今夜禁裏御庚申。各祇候。御人數。曼殊院宮、勸修寺大納言、中山大納言、新大納言、予、萬里小路中納言、重保朝臣、基孝朝臣、永相朝臣、範信、源爲仲等也。御三間に出御。於三帖敷御焼火有之。田樂にて御酒被下候了。御雜談、音曲等有之。丑下刻入御。各退出了。〔言繼卿記〕

天文二十年

二月一日庚申

御かうしん御まほりあらします。竹の内殿、おとこたちしこうあり。〔御湯殿の上の日記〕

次御庚申有之。御基有之。曼殊院宮、四辻大納言、予等也。新中納言、基孝朝臣見物也。

四月二日庚申

丑刻迄有之。一盡被下了。〔言繼卿記〕

かう神御まほりあらせをはします。おとこたちしこうあり。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏御庚申之由候間。暮暮參内。御甚有之。臺物にて御酒有之。御人數、曼殊院宮、四大納言、予、廣橋中納言、重保朝臣、基孝朝臣、永相朝臣、範信等也。及鷄鳴之間。

予其間々祇候了。〔言繼卿記〕

六月三日庚申

おとこたちめして、御五うたせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

○本條は、はつきりとはしないが、おそらく庚申の御會であろうと思つてかけた。

八月四日庚申

おとこたちめして、かうしん御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕

十二月七日庚申

かうしん御まほり。みなみにしろき御かゆたふ。おとこたちしこうなり。〔御湯殿の上の日記〕

1552
天文二十一年

二月七日庚申

禁裏御庚申に可參之間カ由被仰下之間。雖目相煩。及黃昏參内。御人數、曼殊院宮、中山大納言、予、廣橋中納言、右大辨宰相、重保朝臣、龜壽丸、基孝朝臣、邦富等也。白粥有之。於番衆所受用。自戌下刻至丑刻。御楊弓三十七度有之。曼十八、中大十二、予十二、廣中五、右大六、頭中九等也。半御銚子被出之。御矢取龜壽、邦富兩人也。音曲等有之。予三十二枚負。深泥之間。曼殊院宮、予、廣橋中納言、基孝朝臣、邦富等。各御番へ祇

候。〔言繼卿記〕

御やうきうあり。御所々々なしまいらせられて、かうしん御まもりあり。御かいあそはす。御まけまさのはうはんみな／＼よりまいる。〔御湯殿の上の日記〕

六月九日庚申 晚頭自冷泉。庚申に可來談之由有之間。暮々寵向。兩人暫雜談。小漬有之。一盞有之。

亥刻計歸宅了。〔言繼卿記〕

かうしん御まほりあらします。御やうきうあり。〔御湯殿の上の日記〕

みな／＼めして、かうしん御まほりあらします。御やうきうあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

十一月十二日庚申 御所御所なしまいらせられて、かう神御まほりあり。御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

1553 天文二十二年

閏一月十三日庚申

御やうきうあそはす。おとこたちめして、かうしん御まほりあらします。くろき御所御所もなる。から井殿も御まいりあり。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏御楊弓可參之由有之間。則已下刻參内。未刻始。御人數、御矢九、中山大納言十三、四辻大納言四、予十三、永相朝臣^度二十五、經元六、源爲仲十一等也。予二枚負了。御矢取、公遠、邦富兩人也。於長橋局小漬如常。次御庚申之間。各可祇候之由有之、御楊弓御人

數之外。梶井宮、廣橋中納言、大藏卿等祇候也。御雜談、音曲、碁等有之。(中略) 餅入豆腐吸物、一盞有之。夜半鐘以後各退出了。〔言繼卿記〕

三月十四日庚申

おとこたちめして、かう神御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕

晚天。御庚申に可參之由御使有之間。直に參内。沈醉之間。聊睡眠。戌刻計參御前。御人數、曼殊院宮、中山大納言、予、廣橋中納言、右大辨宰相、若王子權僧正、重保朝臣、經元、邦富、源爲仲等也。餅豆腐にて一盞有之。音曲有之。予、廣中に二盤肴、經元一盤勝碁打了。夜半以後各退出。予沈醉之間。其間々番衆所に祇候了。竹内殿御寢也。番衆經元一身也。〔言繼卿記〕

五月十五日庚申

けふは御所々々御かいあそはす。こよひのかうしん御まほりあらします。御所御所、おとこたち御かいあそはす。ちくせん御あんを申いたして、すけ殿御わたくしまでとて、かたしけなきよし申て、三か三色まいる。〔御湯殿の上の日記〕

七月十六日庚申
竹のうち殿、おとこたちめしてかうしん御まほりあらします。こんすけ殿より御かゆまいる。〔御湯殿の上の日記〕

九月十六日庚申
御くわいののこり御さたありて、かうしん御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕
自禁裏夕方御番に早可參之由被仰下之間。申下刻參内。中山大納言、四辻大納言、予、廣橋中納言、菅宰相等祇候。先日被遊之御和漢之殘三十六句有之。子刻之過に終了。田樂にて一盞有之。丑刻各退出。〔言繼卿記〕

十一月十七日庚申

竹のうち殿、おとこたちにて、かうしん御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕
今夜禁裏御庚申可祇候云々。暮々祇候。先薄所へ罷向。來二十八日御神樂云々。談合子細
有之。次參内。御人數、曼殊院宮、中山大納言、四辻大納言、予、菅宰相、水無瀬三位、
重保朝臣、經元、源爲仲等也。豆腐に入餅一盞有之。御雜談、御碁、音曲等有之。丑刻
各退出了。〔言繼卿記〕

1554 天文二十三年

一月十九日庚申

かうしん御まほりあらします。竹のうち殿、おとこたちめして、御五、うたいなとあり、
御くわいはしめの御くわいしとも、いつものことくまいる。〔御湯殿の上の日記〕

和哥御會始。勅題椿葉長久。奉行按察中納言。〔續史愚抄〕

禁裏御庚申之間。雖令沈醉祇候。先白御粥有之。次御酒被下之。御碁、音曲等有之。丑
刻各退出了。御人數。曼殊院宮、中山大納言、四辻大納言、予、廣橋中納言、右大辨宰
相、永相朝臣、邦富、源爲仲等也。予碁二盤勝了。予其間々祇候了。中山、永相朝臣等
祇候也。御會始御懷紙共。飛鳥井前亞相、五條、伯卿、庭田等被進了。予持參了。予歌
稱名院所勞とて不被見之間。禁裏へ懸御目調之。〔言繼卿記〕

○御湯殿の上の日記は、本條を正月十八日にかけてあるので、十九日と
した。續史愚抄の記述が庚申の歌會をさしているのか否か、はつきりしないが、同日のこととて、一應かかげてお

いた。言繼卿記には、所引文のあとに歌がかかげてあるが、あまり關係もないのに、すべてはぶらた。

五月二十一日庚申

かう神御まほりあらします。御くわい御さたあり。〔御湯殿の上の日記〕

七月二十一日庚申

今夜庚申之間。新亞相、予兩人内侍所へ罷向。夜半以後迄了。〔言繼卿記〕

おとこたち御五うたせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

今夜番衆勧修寺一位、予兩人也。今日御碁有之云々。中山亞相其間々祇候也。御寢以後。三人内侍所へ罷向。庚申守了。予徳利隨身。又赤粥有之。地聲音曲有之。丑刻終了。

〔言繼卿記〕

○言繼卿記の記述から推して、御湯殿の上の日記の記事は、参内した人々の庚申の遊びをのべたものにちがいない。

九月二十二日庚申

御所御所なりて、かう神御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕

十一月二十三日庚申

御楊弓之由有之。午時參内。御人數。御矢二十四、曼殊院宮二十、中山大納言十三、予六十七、

右大辨宰相十五、經元十四、源爲仲二十五等也。於清涼殿五十一度有之。御矢取邦富、以清兩人也。於番衆所小漬有之。予四十一枚勝了。其間々御庚申也。御碁有之。御懸物、御薰物、三貝被出之。左右方に別。曼、予、源爲仲一方。中山、右大辨、經元一方。予勝方。一貝拜領了。私きみに杉原三十枚負了。田樂にて御酒有之。重保朝臣當番に祇候。子下刻各退出了。〔言繼卿記〕

1555 弘治元年（天文二十四年）

庚申信仰年譜

一月二十四日庚申

禁裏御楊弓之間。雖遲參内。予參之後。二十五度有之。於御學問所有之。御矢七、十、六度に、曼殊院宮二十、中山大納言五、廣橋大納言八、予穴十一、若王子僧正七、永相朝臣五、經元五

等也。御矢取。邦富朝臣、松壽丸兩人也。於番衆所小瀆如常。予五十一枚勝了。次御庚申有之。御雜談、音曲等也。御銚子出了。夜半之後。於御湯殿之上御貝覆有之。御庚申に四辻大納言、以清、源爲仲等祇候也。丑下刻退出了。〔言繼卿記〕

三月二十五日庚申

御所御所御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

○本條には庚申の文字はみえないが、おそらく庚申の遊びをのべた記事であろう。

五月二十六日庚申

かうしん御まほりあらします。こんしけ殿より御かゆまい。〔御湯殿の上の日記〕

九月二十八日庚申

かうしん御まほりあらします。御所御所なりて御かいあそはす。〔御湯殿の上の日記〕

閏十月二十九日庚申

かう神にて御まほりあらします。〔御湯殿の上の日記〕

1556
弘治二年

五月二一日庚申

かうしん御まほりあらします。御所々なる。おとこたちしこうあり。〔御湯殿の上の日記〕

日記

九月四日庚申

かうしん御まほりあらします。かち井殿、御所々、竹のうち殿、おとこたちしこうあり。御かいの御せうふとて、右大將、ゑもんのかみ、御たるとも、代の物、てんなとまいいて、御さか月まいりて、御ひしきなり。〔御湯殿の上の日記〕

十一月五日庚申

かうしん御まほりあらします。御所々々けふも御とうりう。あんせん寺とのよりとしと
しの御かゆまゝる。「御湯殿の上の日記」

1557
弘治三年

三月六日庚申

五月八日庚申

庚申之間。亥刻計迄住持の方に雑談。音曲等有之。餅にて茶有之。「言繼卿記」
かうしん御まほりあらします。おとこたちしこうあり。御さか月まゝりて御ひし／＼な
り。「御湯殿の上の日記」

1558
永祿元年（弘治四年）

五月十三日庚申

御所御所ならせられおはしまし候。かうしん御まほりあり。御かいあそはす。「御湯殿
の上の日記」

かうしんにて、御所々々ならせおはしまし候。「御湯殿の上の日記」

八月十六日庚申

かうしんにて、御はんしゅつねの御所へめして、くこんてんにてたゞ。御所つゝみあり。
「御湯殿の上の日記」

十月十七日庚申

御たうさあそはして、かうせらるゝ。「御湯殿の上の日記」

○本條は、庚申の御會かどうかわからぬが、一應かかげておく。

1559 永祿二年

八月二十一日庚申

かう神御まほりありて、なかはしより御かゆ、御てうし、かき、そのほか色々まじりて、おとこたちめして、うたいなとにて、御ひしきなり。めてたし、めてたし、めてたし。

〔御湯殿の上の日記〕

十月二十二日庚申

今夜御かう神なり。玉せん院胤秀よりてんかく、たゞの物、御たる二かまいる。大すけとのよりもてんかくまいりて、御ひしひしなり。御うたいなとあり。〔御湯殿の上の日記〕

記】

1560 永祿三年

二月二十四日庚申

こよひ御かう神にて、おとこたちめしてうたはせらるゝ。おかとの、あんせん寺とのもなる。一條のくはんおんたうへかんたううちとしめく。〔御湯殿の上の日記〕

長橋局へ罷向了。今夕御庚申に可祇候之由。被仰下了。酉下刻參内。今夜番衆、中山大納言、三條宰相中將、公遠朝臣等也。其外、予、持明院宰相、宗房朝臣、輔房朝臣、以繼等祇候也。三帖敷へ若宮御方、岡殿、安禪寺殿、女中衆御出也。音曲子下刻迄有之。赤粥、臺物、御酒有之。丑刻退出了。〔言繼卿記〕

四月二十四日庚申

こよひはかう神にて、御ふた御所、女中、おとことも、とり／＼めす。御さか月御ひし

六月二十五日庚申

／＼とまじる。うたじまいあり。おか殿より御庭のとて枝まじる。「御湯殿の上の日記」
こよひ御からしんにて、御所々々、おとこたちめす。ゑもんのかみなかすけめして、うた
はせらるゝ。御所々々、なかはし、御たうさすきて、せうみやう院へなしまじらせらる
ゝ。「御湯殿の上の日記」

八月二十六日庚申

十月二十八日庚申

御からしんにて、おとこたちにうたはせらるゝ。なかはしより、こよひのとて、かき、
御くり、色々そのほかまいる。しん大すけとのよりも御くりまじる。「御湯殿の上の日
記」

十一月二十九日庚申

かうしん御まほりあり。「御湯殿の上の日記」

1561
永祿四年

一月三十日庚申

御くわんしゆともまじる。わか宮の御かたより一か、たゞの物、御かわらけの物まじり
て、おとこたちめして、御うたいなどにて、かうしん御まほりありてひし／＼なり。
「御湯殿の上の日記」

六月一日庚申

かうしんにて候べとも、御はんしゆうはかり御しこなり。くこんはみなみなへたふ。

〔御湯殿の上の日記〕

十月四日庚申

1562

永祿五年

四月七日庚申

六月七日庚申

八月八日庚申

御かうしん御まほりあり。女中、おとこたち御かいあり。くはうにもあそはす。くこんたふ。大すけより御ふたまいる。御ゆとののうへにて御かいあり。〔御湯殿の上の日記〕みな／＼おとこしゆめして、御かうしんにて、うたはせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕かうしんにて、いろ／＼御あそひあり。いよ殿よりいろ／＼まいる。〔御湯殿の上の日記〕

御かうしん御まもりありて、おか殿、おとこたちめす。女中みな御さか月まいる。おとこたち、御所御所、女中と、もしかきあり。女中の御かた、御かち、きくを御らんせさせまいらせられ候へきとの御せうふあり。前大ふより、御かうしんの御めさましとて、そゝりの御ちやひきて、一やきんまいる。めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

十一月十日庚申
御かうしんにて、おか殿、たけのうち殿なしまいらせられて、御ゆとののうへにて御かいあり。中山たいこの水もと事にきやうふくとて、神くらのてんそうの事、したいのよし申さるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

永祿六年

二月十一日庚申

けふは御かくけちくわんにて、する／＼とてんきよくて、めてたしめてたし。おとこたちに又御さか月いて、御うたいありて、御ひしきなり。又かうしんにて、やかてやかてみな／＼おとこたちしこう。おかの御所もなりて、御さか月まいりて、御ひしきうたいなり。上下の御くらより正月ふんの御たる一色一かつゝまいる。「御湯殿の上の日記」

今夜禁裏御庚申待有之。暮々參内。若宮御方、岡御所、女中等御三間。男衆番衆所。臺物にて御酒有之。子刻於長橋局赤粥有之。音曲始終有之。被參之輩。勸修寺一位、中山大納言、四辻大納言、予、大藏卿、新宰相、輔房朝臣、公遠朝臣、爲仲朝臣、以繼、季長等也。子下刻各退出了。「言繼卿記」

おか殿なしまいらせられて、くわうしん御まほりあり。おとこたち、はんしゆのほかめして、みなみなうたいのみさせられて、ひしきと御まほりあり。「御湯殿の上の日記」禁裏御庚申之間。暮々參。被參之輩。勸修寺一位、四辻大納言、予、大藏卿、輔房朝臣、公遠朝臣、經元朝臣、爲仲朝臣、親綱、以繼等也。先於長橋局入麪一盡有之。次於御三間御酒有之。若宮御方、岡殿、女中衆御出也。及子下刻了。「言繼卿記」

くわうしんへながはしより御代くわんに人をまらせらるゝ。この月よりみやうねん六

月までまいるへし。めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

晚頭依召參内。御着到之和歌今日迄云々。各清書。於御三間五獻參了。今日者出御。御相伴。若宮御方、岡殿、曼殊院宮等也。其外女中各、勸修寺一位、中山大納言、四辻大納言、予、大藏卿、新中納言、藤宰相、公遠朝臣、言經朝臣、經元朝臣、爲仲朝臣、親綱、季長等也。音曲有之。及大飲巡舞等有之。丑下刻各退出了。〔言繼卿記〕

○御湯殿の上の日記の「くわうしん」が、「庚申堂」だとすると、このころすでに「庚申さん」を本尊としてまつる「庚申堂」が建立され、そこに參詣する風潮が一部の人々の間におこつていた例として、注目すべき一句である。

言繼卿記の記述は、はつきり庚申の會という文字はないけれども、おそらく庚申の和歌會であつたであろう。

八月十四日庚申
かうしんにて、みな／＼めして、つねの御所の御ゑんにて、うたはさせらる。おかの御所なる。たてり御くら七月ふん二色一かまいる。〔御湯殿の上の日記〕

十月十五日庚申
おとこたちみなく、たけのうち、おかの御所なりて、御ひまちあり。〔御湯殿の上の日記〕

日記

○本條は、たまたま日待と守庚申とが同一日に重なつた例である。これによると、日待のみを行つて、守庚申はやつてしない。よくわからぬけれども、守庚申より日待が、當時の宮中で重視されていたことをあらわしているのではないかと思われる。ただしこの點は再考を必要とする。

十二月十六日庚申

御かうしんにて、おかの御所なる。御ゆとののうへにて御たきひありて、おとこしうもまいりて、御物がたりとも申さるゝ。御方御ちやうもんあり。〔御湯殿の上の日記〕

一月十六日庚申

かうしんにて、おかの御所なる。御かいはしまり。くはうさま、わか宮の御かた、女中、おとこたち、みな／＼十三人御人しゆ。くはうさま御かち。たたし御しようふはいつる。めてたしめてたし。けふのは御きたうの御さか月御ひさしにて、みな／＼御ひしくと御まいり。「御湯殿の上の日記」

當番之間。暮々參。相番勸修寺一位、予、大藏卿等也。御庚申有之。於御三間御貝覆二番有之。御人數。御、若宮御方、岡殿、大典侍殿、めゝ典侍殿、長橋、御伊茶、伊與殿、一位、四辻大納言、予、大藏卿、輔房朝臣、公遠朝臣、經元朝臣、爲仲朝臣等也。於男末入麿有之。於御三間御酒音曲有之。至丑刻了。「言繼卿記」

三月十八日庚申

かうしんにて、みな／＼めして御かいあそはす。おかの御所なる。「御湯殿の上の日記」

○原文は「十九日」にかけてあるが、言繼卿記などの他の資料や私がしらべた結果では十八日が庚申の日なので、ここでは十八日にかけた。おそらく御湯殿の上の日記の筆者の誤りであろう。

五月十九日庚申

かうしん御まほりあり。おかの御所なる。みなみなおとこたちめしてうたはせらるゝ。

〔御湯殿の上の日記〕

晚頭御庚申に參内。被參之人數。勸修寺一位、中山大納言、四辻大納言、予、持明院宰

相、藤宰相、輔房朝臣、公遠朝臣、經元朝臣、重通朝臣、言經朝臣、親綱等也。先於番衆所音曲有之。臺物にて御酒被下之。次於男末白粥有之。次於御三間音曲、御酒等有之。岡殿、女中衆御出也。夜半鐘以後各退出了。〔言繼卿記〕

七月二十日庚申

又こよひ御かうしんにて、おとこたちめす。おか殿はとうろよりとめまいらせらるゝ。せいりやうてんのゑんにてくもしあり。うたもあり。〔御湯殿の上の日記〕

九月二十一日庚申

かうしん御まほりあり。御はんしゆ、おとこたちめし候。おか殿、御所なる。御かいあそはし候。うたいもあり、くこんみなみなまいりて、御ひしひしとめてたし。〔御湯殿の上の日記〕

十一月二十一日庚申

かう神御にてんにて、おとたちみなしこう申さる。御かゆ、てんかくにて御さか月まいる。御たき火あり。おか殿なる。御うたい、もしくさり、ひしかき、とり／＼御あそひ、めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

1565 永祿八年

一月二十二日庚申

ゑらせんの御れう所まいりて、めてたきとて、かうしん御まほりあらせおはします。おとこたちめして、うたはせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏御庚申に可參之由有之間。晚頭參。先於薄所湯治了。今夜被參之輩。中山大納言、四辻大納言、予、大藏卿、輔房朝臣、公遠朝臣、經元朝臣、重通朝臣、親綱、橘以繼等

也。於番衆所音曲有之。於男末餅入莖立有之。於番衆所臺物にて酒及數盃。子下刻各退出了。〔言繼卿記〕

三月二十三日庚申

かうしんにて、おかの御所なりて、御みまにて御さか月まいりて、おとこたちみな／＼御ひし／＼なり。〔御湯殿の上の日記〕

五月二十四日庚申

一日よりいまた御こころわろくて、こよひは御かうしん御まもりなし。御月なみの御くわぬしともまいり候。〔御湯殿の上の日記〕

七月二十六日庚申

御かうしんにて、をか殿なる。御はんしゆはかりにて、御まちあり。〔御湯殿の上の日記〕

九月二十七日庚申

當番之間。暮々參内。予、大藏卿、晴豐等也。内々御庚申有之云々。〔言繼卿記〕
おか殿なる。御はんしゆなとはかりにて、かうしん御まほりあり。御ひさしにて、くこ
んまいらせ候。〔御湯殿の上の日記〕

十一月二十六日庚申

御かうしん御まほりあらせおはしまし候。とんけいんとの、おかの御所なる。おとこた
ち、みな／＼まいらるゝ。とんけいんとのよりてん、たいの物、二かまいる。御ひし
しなり。〔御湯殿の上の日記〕

1566 永祿九年

一月二十七日庚申

庚申信仰年譜

かうしん御まほりあり。おかの御所、おとこたちもしこうなり。御むろ御なり。二色二

かまひる。御しもすかたにて、御みまで一こんまひる。「御湯殿の上の日記」
禁裏御庚申に参。御湯殿上御焼火。上、若宮御方、岡殿、女中衆、予、持明院宰相、輔
房朝臣、公遠朝臣、經元朝臣、晴豐、雅英等也。田樂、臺物等御盃一參。音曲有之。又
地聲に四番諷了。丑刻各退出。「言繼卿記」

庚申也。「多聞院日記」

三月二十八日庚申
かうしん御まほりあり。おか殿なる。御はんしゆみな／＼御ひし／＼とうたいなとあり
て、めてたし。「御湯殿の上の日記」

禁裏へ御庚申に可參之由有之間。暮々参。岡殿御參。常御所御庇御三間等各祇候。若宮
御方御出也。祇候之輩。予、輔房朝臣、重通朝臣、橘以繼等也。御盃一參。音曲有之。
先於男末赤粥有之。至夜半渡了。「言繼卿記」

五月三十日庚申
あなたこなたより御くわんしゆともまひる。かうしんにて、おかの御所なりて、おとこ
たちしこうにて、御ひし／＼なり。うたいなとにてめてたしめてたし。「御湯殿の上の
日記」

自禁裏御庚申に可祇候之由有之間。及黄昏參。御兩所、岡殿、女中衆。常御所、御三間
等御庇にて御盃一獻參了。被參之輩。予、持明院宰相、輔房朝臣、雅英、橘以繼等也。
丑下刻終了。「言繼卿記」

印書記來。與次上洛。雲泉衆各守庚申。予亦同。聽夜半鐘。而春輝漫興之一句。鐘動申

邪酉。予對。枕驚鳥與鶴云々。〔鹿苑日錄〕

○なお、この日には、三好三人衆と松永彈正とが、合戦を行つてゐる。兵火が動いてゐるのをよそに、守庚申が行われてゐるのである。

八月一日庚申

くわうしん御まほりあり。なかはしょりたいの物、御てうしまいる。はんしゆみなく
御うたいありて、御ひし／＼なり。おか殿なる。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏御庚申之間可參之由有之。暮々參。常御所之簾子江各參。若宮御方、岡殿、女中衆、
予、持明院宰相、輔房朝臣、經元朝臣、晴豐、橘以繼等也。臺物にて御酒兩三度有之。

音曲有之。子下刻御寢了。〔言繼卿記〕

御かうしん御まほりあり。くわんしゆ寺一位、やふ中將、右中辨、四辻大納言もまいる。
うたいなし。御ゆとののうへにて、五うたせらるゝ。たてり二色一かまいる。この月ふ
んなり。〔御湯殿の上の日記〕

かうしんにて、おこたちめして、御みまにてうたはせらるゝ。御ひしひしなり。おか
の御所なる。〔御湯殿の上の日記〕

月待了。明奉拜了。一食了。庚申亦。冬至。〔多聞院日記〕

○多聞院日記の記述によつて、僧侶たちがこのころ月待と庚申待とを同時にやる場合もあつたことがわかる。月待は
月のでのるのをまつておがむことであり、庚申待は一夜徹夜するのだから、同時に行うことができるわけである。後
世混同されるようになるのは、このようなことが原因の一つであつたろう。

1567
永祿十年

一月四日庚申

禁裏御庚申に可參之由有之間。暮々參。飛鳥井中納言於議定所御對面有之。藤宰相於御三間御對面。次若宮御方へ被參。予申次。御盃被頂戴了。次御局々予令同道參了。今夜於番衆所恭有之。御見物出御也。同若宮御方出御也。御懸物被出之。ふりふり杉原一帖にて作之、緒帶一筋、玉大、二作之。五番勝云々。被參之輩。勸修寺一位、中山前大納言、四辻大納言、予、三條中納言、公遠朝臣、雅英、橘以繼等也。臺物にて兩度御酒有之。至丑刻之間予退出。日野番代に參。但曉退出了。〔言繼卿記〕

三月四日庚申
五月六日庚申
三月四日庚申

ひし／＼にてめてたし。〔御湯殿の上の日記〕

こよひのかうしんにておか殿なる。おとこたちまゝらるる。おか殿なる。うたいなとありて、
かうしんにて、御はんしゆ、おとこたちまゝらるる。おか殿なる。うたいなとありて、
ひし／＼にてめてたし。〔御湯殿の上の日記〕

御庚申に暮々參内。倉部同道。被參之輩。勸修寺一位、四辻大納言、予、持明院宰相、
右大辨宰相、新宰相中將、經元朝臣、晴豐、橘以繼等也。常御所之賓子に各祇候。若宮
御方、岡殿、女中衆等也。臺物にて御酒兩三度有之。至丑刻音曲有之。次退出了。〔言
繼卿記〕

七月七日庚申

和歌御會。題庚申七夕庚申此日當。樂御會。御所作等。儲皇若宮等。及所作公卿等參仕。〔續

史愚抄」

こよひはかうしんにて、御まほりあり。〔御湯殿の上の日記〕

聖降日之間。鎮宅靈符如例。五座行之。次去四月四日之未進分又五座行之。尙六月七日之分未進也。(中略)牽牛織女手向。梶葉七枚和歌讀之手向了。任筆

あはれいかにねさる此夜の星合を

ことしあかりはあすにとや思ふ

星合のねさるこよひにあたりなは

かねてあるとは契りをかすや

彦星のねさる今夜にあたりなは

あひみてもたゞあかぬとやいはん

彦星は逢夜ながらも玉さかの

えさるましくや別かぬらん

とし月の戀しゆかしの袖の露

こよひやともにほし合の空

かはらねととしに一夜の星合は

心なかくもたのむ中かな

月に日に逢さへとをしいかなれは

年に一夜のぼし合の空

公宴御懐紙晩頭持參了。星合同詠庚申七夕和歌。太宰權帥藤原言繼

ぼし合のねさるこよひとしらはなと

かねてあすとは契らさりけむ。〔言繼卿記〕

かうしんにて、おとこたちめして御みまにて御五うたせらるゝ。おかの御所御心わろき
とてならず。大こくきやう所にいつものことくきくすゆる。(中略)こよひの御さか月一
こんまいる。若宮の御かたなる。〔御湯殿の上の日記〕

次長橋局へ罷向。今夕御庚申に可祇候之由有之。(中略)暮々參内。於御湯殿之上御庚申
御焼火。若宮御方、岡殿、竹内殿、大典侍殿、長橋、四辻大納言、予、新宰相中將、雅
英、橘以繼等也。音曲、地聲四五番諷了。田樂にて御盃二參。丑刻各退出。〔言繼卿記〕

1568 永祿十一年

一月十日庚申
こよひかうしんにて、おかの御所なりて、みなみなおとこたちもしこうなり。〔御湯殿

の上の日記〕

倉部依召參内。又庚申に祇候了。〔言繼卿記〕

庚申。(中略)中藏院講問在之。不出。〔多聞院日記〕

未刻參内。昨日の細工之殘仕立了。今夕御庚申に可參之由有之。暮々又參了。今日當番
三月十日庚申

衆。經元朝臣、橘以繼、外様藤宰相。予參御三間。碁三盤有之。田樂にて御酒盃被下了。

夜半之後御寢了。無殊事。〔言繼卿記〕

信讀仁王講へ出了。庚申也。〔多聞院日記〕

○このころ、庚申の夜に人々が集まつて、仁王經をよむことの行われていたことが、多聞院日記の記述によつてわかる。

五月十一日庚申

かうしん。なかはしより御てうし、大すけよりたいのものまゝる。みなみなめしてうたはせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

御庚申に可祇候之由有之間。暮々參内。予、新宰相中將、親綱朝臣、晴豐、雅英等也。於常御所簾子臺物にて御酒有之。至丑刻音曲候了。〔言繼卿記〕

今曉夢に英興庚申待間。基盤を可借之由申し、哥よむ也云々。

うすくこく花さく春にわかれつゝ

なをうつり香をしたふ夏哉〔多聞院日記〕

七月十二日庚申

今夜御庚申有之。於番衆所田樂にて先一盡。次於常御所簾子御兩度有之。若宮御方、岡殿、女中衆、四辻大納言、同新宰相中將被參。各音曲至夜半有之。〔言繼卿記〕

くわうしんまほらせらる。はんしゆ、山しな、右中辨めして、うたひあり。〔御湯殿の上の日記〕

自禁裏御庚申に可參之由有之間。暮々參内。然處從方々注進。尾州衆明曉出京必定云々。

倉部、薄等遣。相殘雜具内侍所、臺所等へ已刻取寄了。今夜於御三間御碁。若宮御方、晴豐、被遊之。出御。伏見院辰筆往生講私記被一覽。予讀之。今夜當番持明院宰相、橘以繼雅英兩人。其外予、晴豐計也。臺物又柿栗被出。御酒賜之。音曲有之。夜半鐘以後退出了。晴豐御添番云々。終夜京中騒動。不可說々々。江州悉落居故云々。〔言繼卿記〕○織田信長が攻めのぼつてくるとのしらせで「終夜京中騒動」しているにもかかわらず、宮中においては守庚申が行われていたのである。恒例の儀式的宴遊となつていたためか、他になんらかの理由があるためかわからぬけれども、守庚申が宮中において重要な行事の一つになつていたことだけは、これらの記述によつて窺うことができるであろう。

1569 永祿十二年

一月十六日庚申 月待沙汰之。(中略)庚申今日懃行了。〔多聞院日記〕

○本條で、僧侶がこのころ、月待と庚申待を同時に行つていたことがはつきりする。

三月十六日

かうしん御まほりあり。すけ殿より御てうしまる。「御湯殿の上の日記」

禁裏御庚申に可參之由有之間。暮々參内。倉部同道。於御三間。親王御方、岡殿、四辻大納言、予、勸修寺中納言、言經朝臣、晴豐朝臣、爲仲朝臣、道順法師、橘以繼等也。當番衆之外。四辻、道順計也。臺物御盃四五參了。音曲有之。予夜半に令沈醉退出了。

〔言繼卿記〕

五月十七日庚申

かうしんにて、おか殿、御はんしゅうにて御まちあり。御五あり。〔御湯殿の上の日記〕
自禁裏御庚申可參之由云々。沈醉勞煩之間不參了。〔言繼卿記〕

六月十八日庚申

暮々御庚申に參内。於御學問所有之。親王御方、岡殿、大典侍殿、新大典侍殿、長橋、
伊與殿、予、勸修寺中納言、持明院宰相、四辻宰相中將、親綱朝臣、道順法印、尊雅法
印、橘以繼等也。倉部雖召依不具不參。臺物にて御酒有之。御盃三參及數盃。音曲有之。
子下刻退出了。〔言繼卿記〕

八月十九日庚申

こよひはくわうしんにて、御まはりあり。おかとの、御所なる。御はんしゅみなへし
こう申さる。〔御湯殿の上の日記〕

十二月二十一日庚申

庚申。節分。雨風夜さわかし。如何。〔多聞院日記〕

1570
元龜元年（永祿十三年）

二月二十一日庚申

暮々參内。御庚申有之。於御三間圍碁、音曲、御酒等有之。被參之輩。四辻大納言、予、
四辻宰相中將、上乘院、經元朝臣、晴豐朝臣、宗房朝臣、親綱朝臣、公明等也。夜半赤
粥於男末有之。至鶴鳴御寢了。〔言繼卿記〕

六月二十四日庚申

かうしん。おか殿なる。〔御湯殿の上の日記〕

八月二十五日庚申

かうしんにて、おかの御所なしまいられ候。りしやうなんより、かき一おりまいる。ま
てのこうちよりありのみ一ふたまいる。けふも御やうきうあそはす。たけのうちとの、

おとこたち御まいり。大すけつほねにてくこんまいる。「御湯殿の上の日記」
禁裏御庚申に可參之由有之間。及黃昏參内。親王御方、岡殿御參。其外四辻大納言、萬
里小路大納言、予、新中納言、雅英、橘以繼等也。田樂にて御酒、音曲等有之。番衆之
外。予、新中計也。「言繼卿記」

庚申待了。陽教房、香賢坊、助二來。「多聞院日記」

○言繼卿記の同日の他の記述によると、この日飛鳥井中將等は攝州へ出陣し、また和州へ出陣したものもあり、合戦
も行われていることがわかる。そのような世情にもかかわらず、宮中でも、奈良でも、庚申待が行われているのは、
一體どう解釋すべきであろうか。

十月二十六日庚申

晚頭召之間參内。御庚申於御湯殿上有之。田樂にて御酒有之。親王御方、岡殿御參。被
參之輩。予、萬里小路中納言、新中納言、晴豊朝臣、爲仲朝臣、親綱朝臣、雅英、源元
仲等。音曲有之。本にて七八番諷之。至丑刻。「言繼卿記」

十二月二十七日庚申
こよひかうしんにて、おとこたちみなくしこうにて、うたひあり。やふ四つし新中納
言こしきうの事申さるゝ。中山前大納言申さるゝ。こよひおかとのなる。すゑみつし
う、三條少將きんあきら、四ほんけふちよつきよあり。中山前大納言申さるゝ。ものか
はちよしやすく申。ちよつきよ。「御湯殿の上の日記」

又庚申に可參之由有之間、其間々祇候了。御庚申に、親王御方、岡殿、四辻大納言、予、
源中納言、新中納言、左兵衛督、晴豊朝臣、爲仲朝臣、雅英等也。於御三間有之。音曲、

田樂、御酒有之。至丑刻各退出了。〔言繼卿記〕

1571
元龜二年

二月二十八日庚申

けふのかうしん御まほりあり。宮の御かたなる。おか殿もなる。おとこたちしこうにて、うたいなとありて、ひしゃくなり。御かゝみすましまいりて、ことしは一たんとすみまいりて、めてたきよし申。〔御湯殿の上の日記〕

禁裏御庚申。暮々參内。武衛同道。於御三間御酒、音曲等有之。親王御方、岡殿、四辻大納言、予、四辻中納言、持明院宰相、藤宰相、左兵衛督、親綱朝臣、雅英等也。夜半以後各退出了。〔言繼卿記〕

くわうしん御まいりあらせおはしまし候。おか殿なる。おとこたちみなみなしこうあり。ふしみより御くわんしゆまいる。まつのを、しゃうれんなんとの、しせいん、ほつしょうし、くらま、あなたこなたよりまいる。〔御湯殿の上の日記〕

御庚申之間可祇候之由有之間。暮々着衣冠參。於御三間有之。親王御方、岡殿、四辻大納言、予、四辻中納言、右大辨宰相、上乘院權僧正、晴豐朝臣、親綱朝臣、雅英、橘以繼等也。臺物にて御酒有之。及大飲。音曲有之。夜半過各退出了。〔言繼卿記〕
自禁裏御庚申に雖被召。暑氣煩之間。故障申候了。〔言繼卿記〕

かうしんにて、宮の御かた、おかの御所なる。みなみなしこうにて、御五あそはす。〔御六月二十九日庚申
九月一日庚申

湯殿の上の日記

十一月二日庚申

禁裏今夜御庚申。乍父子可參之由有之間。暮々令同道參内。於御三間田樂、臺物二等にて御酒兩度有之。音曲、御貝覆等有之。御人數。親王御方、岡殿、女中衆、予、右大辨宰相、左兵衛督、上乘院權僧正、重通朝臣、雅英等也。予重服之間。夜半鍾聞之退出了。左督同道了。〔言繼卿記〕

十一月六日甲子

暮々參内。左金吾同道。今夜子祭。如例年於長橋局被祭之。今日御楊弓有之云々。次於御三間御酒、音曲有之。予可參之由有之參。次予於長橋局林謫三反、小呪三百反、心經二卷。讀之看經。次如例借供令相伴了。〔言繼卿記〕

○本條は守庚申とは關係ない。たゞ、このころ宮中で大黒天を甲子の日にまつり、これを「子祭」とよんでいたこと、「子祭」といしながら、守庚申とあまり大差がないこと、および、後世では「甲子待」、「庚申待」とよんではぼ同格にとりあつかわれてゐるのに、このころの宮中では、「甲子待」を「子祭」、「庚申待」を「御庚申」などとよんでいたことなどを示めすために、あえてかかけた。

1572

元龜三年

一月三日庚申

こよひかうしんにて、御ゆとのへ御はんしめして、御たきひありて、御ひしきなり。宮の御かたもなる。なかはしより、うをのあふら物まいりて、みな／＼おとこたちにたふ。〔御湯殿の上の日記〕

一月四日庚申

こよひはかうしんにて、しんわうの御かた、おかとの、たけのうちとの、女中、おとこたちめして、にはかに御かうあり。そこへしたる御けんぶつともなり。いせのさじしゆこんのたゆふ御はらいもちて、なかはしまる。なかはしより御てうしまる。御かうしんのてんと、くこんと色々まいる。「御湯殿の上の日記」

四月五日庚申

こよひ御かうしん御まほりあり。けふにてうたいなともなし。うちの大納言の物かたりさうし、御はんしゆによませらるゝ。宮の御かた、おか殿なる。「御湯殿の上の日記」

庚申。「多聞院日記」

六月六日庚申

かうしんにて、宮の御かた、おかの御所なる。御はんしゆはかりにて、うたはさせらるゝ。「御湯殿の上の日記」

十月七日庚申

こよひは御かうしんにて、宮の御かた、おかの御所なる。そらくわうの御しやう月にて、御うたいたなし。「御湯殿の上の日記」

十二月十四日丙寅

いよ殿、くわうしん、いなはたらへ御代くわんにまいられ候。「御湯殿の上の日記」

○十二月の庚申の日は、八日である。御湯殿の上の日記の同日の條には、庚申關係の記述は、なにも見あたらない。ところが、十四日の條にかけて、本條のような記述がある。ここに「くわうしん」が「庚申」か、「荒神」か、わからぬけれども、もし「庚申」だとすれば、「庚申堂」へ参詣するのは、必ずしも「庚申日」には限らなかつたことになる。また、もし「荒神」だとすれば、このころから「荒神さん」に對する信仰が、宮中でも行われるようになつていた一證となる。いまのところでは、右のいずれに相當する記述なのかわからぬけれども、とにかく

かげておく。

1573 天正元年（元龜四年）

二月九日庚申

かうしんにて、おかの御所なりて、御さか月まいりて、みなくうたはさせらるゝ。

〔御湯殿の上の日記〕

四月十日庚申

十月十三日庚申

かうしんにて、御所々なりて御ひしきなり。〔御湯殿の上の日記〕
御たき物、御香あり。御さか月まいる。うたいあり。めてたし。〔御湯殿の上の日記〕

○本條は、庚申關係の記述ではないかもしないが、庚申の日のことなので、一應かげておく。

十二月十四日庚申

新大すけ殿より、こよひのかう神の御さか月、すいてんの御ぬわる申さた御申候。てん
かく、たいの物、御たるまいる。みやの御かた、御寺の御所、おとこたち御ひしきの

御さか月めてたしき。〔御湯殿の上の日記〕

1574 天正二年

四月十六日庚申

夕部庚申待。民部卿、常如院雇沙汰之。〔多聞院日記〕

閏十一月十九日庚申

庚申。各來語了。ヌシ來了。〔多聞院日記〕

1575 天正三年

五月二十二日庚申

こよひかうしんにて、宮の御かた、おか殿なる。みなみにてうたいあり。「御湯殿の上の日記」

七月二十四日庚申

かう神にて、宮の御かた、おか殿なる。きりこ、御うたいあり。「御湯殿の上の日記」
庚申也。一夜大雨下了。「多聞院日記」

十一月二十五日庚申

今日庚申也。夕陽教房來語。禪識房田樂設。座頭語了。「多聞院日記」

1576
天正四年

三月一十七日庚申

こよひかう神にて、十しゆ香あり。こうたいの心とも、けいふつにたくみにて、宮の御
かた、おかの御所、女中、おとこ御人數十八人あり。「御湯殿の上の日記」

五月一十八日庚申

こよひかう神ながら、御心わろかりにて、なかはしへ御代くわんまほり申さるゝ。「御
湯殿の上の日記」

七月二十九日庚申

かう神にて、宮の御かた、おかの御所、おとこたちしこうにて、うたひあり。「御湯殿
の上の日記」

十月一日庚申

葉室上洛。(中略) 今晚薄所へ庚申に被行云々。「言繼卿記」

1577
天正五年

二月一日庚申

こよひかう神にて、みやの御かた、おかの御所なる。「御湯殿の上の日記」

四月三日庚申

かう神あり。「御湯殿の上の日記」

九月六日庚申

寺内參。ソレヨリ連へ出、初夜過迄語了。庚申待衆在之。「多聞院日記」

十一月七日庚申

庚申夕部金蓮ゝ。「多聞院日記」

1578 天正六年

一月八日庚申

年玉停止尤々。庚申ノ日也。「多聞院日記」

九月十二日庚申

庚申。未剋社參了。「多聞院日記」

1579 天正七年

一月十四日庚申

こよひかうしんにて御まほりあり。「御湯殿の上の日記」

三月十五日庚申

こよひかうしんにて、御まほりあり。おとこたちしこうにて、御うたいなとあり。「御

湯殿の上の日記」

九月十七日庚申

こよひ御かうしんにて、おかとのなる。おとこたちまいる。みやの御かたもなる。うた
いあり。わかみやの御かたの御ちの人より、よるしろき御かいまいる。「御湯殿の上の
日記」

日記)

1580 天正八年

一月十九日庚申

宮の御かたけふは御とまり。かうしん御まほりあり。とんけんとのなる。「御湯殿の上の日記」

庚申。當社御田植也。「多聞院日記」

かうしんにて候へとも、御人なくて松木一人めす。とんけいんとのなる。わかみや御かた、御ちの人より、よるしろき御かいまいる。「御湯殿の上の日記」

六月二十二日庚申
（頭書）こよひかうしんあり。さりながら、御うたぐも、なに事もなし。「御湯殿の上の日記」

八月二十四日辛酉
おかの御所よへのかうしんになりて、けふも御とまり、御ときなかはしにてまいる。

「御湯殿の上の日記」

十月二十四日庚申
（頭書）こよひかうしんにて、おかの御所なる。御せうふに御こありて、御おひ一すちしゃくせんゐん御とり候。「御湯殿の上の日記」

庚申也。「多聞院日記」

十一月二十五日庚申
こよひかうしん御まほりあり。わかみやの御かたの御ちの人より、しろき御かゆまいる。上せうゐんひんかし山よりしゆつきやう。おかの御所なる。御とまり。「御湯殿の上の日記」

1581 天正九年

六月二十八日庚申

こよひから神にて、くこん、御さかな、たゞの物、すけとのよりまゝる。御うたいあり。

〔御湯殿の上の日記〕

八月二十九日庚申

庚申。從後夜雨下。於惣珠院信讀經在之。目煩間不出。〔多聞院日記〕

十月十五日丙午

こよひ御日まちにて、おとこたちも御まゝり。宮の御かた、わかみやの御かた、おかの御所、とんけんとのなる。御めさましとて、上らふ、大すけとの、なかはし、いよとのより、かきの御ふたともまゝる。〔御湯殿の上の日記〕

十月二十三日甲寅

こよひ御月待にて、宮の御かたより御たうさあそはし候とて明題抄、御すゝりなと申され候てまゝらせらるゝ。〔御湯殿の上の日記〕

○右の一條は、宮中の日待と月待とのやり方が、守庚申とほほ同じであることを示めすためにかかげた。

十月二十九日庚申

こよひから神にて、御せうふに御かいあそはす。左少辨も御人しゆなり。わかみやの御ちの人よりいつものしろき御かゆまい。大すけとのよりちん五兩、かいから十兩まいる。〔御湯殿の上の日記〕

庚申也。夕轉經院へ來了。アツキカニ申付之。〔多聞院日記〕

1582 天正十年

七月四日庚申

庚申也。〔多聞院日記〕

1583
天正十一年

一月六日庚申
こよひかう神にて、なかはしより大の物、くこんまぐる。上せうゐんよりはやししゅうたましてにはかにふとまいりて、御はやしあり。たましてなわ事に上せうゐんの申さた也。大の物、御たるも上せうゐんよりいよつほねへよりまいりて、うたいゆうへいつる。御はやし御ひし／＼と、みなみな（以下頭書）おとこたち御しこうあり。はてゝのち、おとこたち御うたいあり。〔御湯殿の上の日記〕

二月七日庚申
こよひかう神にて、いつものことく、わかみやの御かたの御ちの人より御かゆまぐる。なかはしよりも御てん、くこんまいりて、御はんしゆ、おとこたちめして、御ゆとののうへにて御うたいあり。みやの御かたも、おかの御所ならしまして、御ひし／＼。めてたしめてたし。〔御湯殿の上の日記〕
十月十一日庚申
法自相談義了。庚申也。〔多聞院日記〕

1584
天正十二年

六月十五日庚申

今日庚申也。善春待了。〔多聞院日記〕

十月十七日庚申

被行内侍所臨時御神樂。次被付行恒例歟。〔續史愚抄〕

○本條は庚申とは無關係の記述かとも考えられるが、念のために一應かかげておく。

1585 天正十三年

九月二十三日庚申 庚申例日也。大門様社頭一夜三日ノ參籠了。〔多聞院日記〕

1586 天正十四年

一月二十四日庚申

かう神にて、わかみやの御かたの御ちの人より御かゆ、いよよりあかのかちんまいる。みやの御かた、わかみやの御かたならしまして御てんあり。おとこたち申の口にて御うたいあり。〔御湯殿の上の日記〕

三月二十五日庚申

こよひかう神にて、なかはしより御てんまいる。わかみやの御かたの御ちの人より御かゆまいる。こよひ御かいはしめあり。みやの御かた、わかみやの御かた、とんけいんとのなる。おとこたちにはしゆそなとも御まいり。御ゆとのこうへにてあり。女中もいつものことく御はかまにて、かい御おほいあり。はてゝのち御こふ、あわの御さか月一こんまいる。おとこたち御うたいあり。めてたしめてたし／＼。〔御湯殿の上の日記〕

庚申。社參了。〔多聞院日記〕

天正十五年

二月一日庚申

かうしんにて御かゆ。女中、おとこたちみな／＼御いわむ。大すけ殿より御てんまいる。たい出てひし／＼也。〔御湯殿の上の日記〕

六月一日庚申

御からしん。おとこたちしこうあり。御かゆありて、女中、男たちへもひしひしとまいる。たい出てくもしあり。〔御湯殿の上の日記〕
御からしんにおとこたちしこうあり。御かうあり。しゅこう、女御、女中、おとこたち御からり。御けい物にすきはら十帖になか二は、五しきのじといつる。御かゆあり。
御かうはてゝくもしあり。〔御湯殿の上の日記〕

1588

天正十六年

二月六日庚申

御からしん。いつものことく御かゆあり。御かいはしめあり。あかのかちん、御こぶ、あわにて、一こんまいる。御しようふありて、二宮の御かたより御たる、大すけ殿より御てん、なかはしより御さかなまいる。しゅこうよりかゝせんへのおけまいる。今夜の御からしんに御からり。御所、女中、おとこたち御まいりにて、御みまにて御きゝあり。〔御湯殿の上の日記〕

四月七日庚申

御からしんあり。御かゆいつものことくあり。〔御湯殿の上の日記〕

閏五月八日庚申

御からしんあり。もんせきたち御まいり。「御湯殿の上の日記」

九月十一日辛酉

過夜庚申也。後夜ノ過ヨリ大雨下。夜明テ止了。「多聞院日記」

十月十三日癸巳

今夜より御日まちの御しんしあり。「御湯殿の上の日記」

○本條で、このころの宮中においては、日待を神事とみていたことがわかるので、参考までにかかげた。守庚申や庚申の遊びを神事とのべた文献は、今までのところでは見當らないから、この點で、日待と守庚申とが本質的に異なることがわかるであろう。

十一月十一日庚申

御からしんあり。御かゆいつものことくあり。たゞしてゝくもしあり。おとこたち御

まいり。しゆこうよりく御まいる。めてたし／＼。「御湯殿の上の日記」

庚申。蓮成院合木風呂入了。「多聞院日記」

1589 天正十七年

一月十二日庚申

庚申。仁王經修之。「多聞院日記」

三月十三日庚申

御からしんあり。正れん院殿、竹内殿、きくてい、御てならいかうにて御まいりありて、御かいおおいあり。御しようふにて、竹内殿、女御、しゆこう、すけ殿、大御ちの人、ひろはし中納言御まけなり。御かゆあり。たいいてゝ、御うたいにてくもしあり。「御湯殿の上の日記」

五月十四日庚申

御からしんあり。おとこたちみな／＼御まいり。十てう、まき物、くちとりになりてい

づる。めうぼう院殿、竹内殿、五のみやの御かたなる。御かけし有。たいの物いてゝくもし有。めてたしめてたし。「御湯殿の上の日記」

七月十五日庚申

こよひ御かうしんにて、おとこたちみな／＼御まいり。御かゆあり。月しょくにて御所つゝみあり。「御湯殿の上の日記」

九月十五日庚申

御かうしんあり。おとこたちしこう。十てう、御たき物けんふつにてゝくちとりあり。大かく寺殿、竹内殿なる。御かゆあり。いつものことくたい、くもしいてゝ、おとこたちひし／＼とまいる。しゆこうよりく御、御てうし、まつ、ゆの御ふたまいる。おとこたちしゆこうにてく御まいり。「御湯殿の上の日記」

庚申也。「多聞院日記」

十一月十六日庚申

御かうしんあり。めうぼういん殿、かちぬ殿も御まいり。御こあり。御かゆいつものことく、しゆこうよりく御まいり。「御湯殿の上の日記」

庚申。冬二至之間天氣快然。(中略)月待沙汰了。勸行千返。如常佛供、灯明備之。講問一座。心經。三十頌。光明真言副沙汰了。月明奉拜之。「多聞院日記」

○多聞院日記の記述は、月待と庚申待とが合致した際の例として興味がある。この記述によると、このころから月待が大分佛教的に行われてることがわかる。

一月十七日庚申

御かうしんにて、おとこたちめして御まいり。しゆこうより入そろまいる。御かゆあり。
大いてゝくもしあり。「御湯殿の上の日記」

三月十八日庚申

けふのかうしんおとこたちめしてみな／＼まいり、御かゆあり。しゆこうよりく御まい
らせらるゝ。「御湯殿の上の日記」

庚申。當社御田植也。「多聞院日記」

五月二十日庚申

庚申也。「多聞院日記」

七月二十一日庚申

とんけいん殿なる。御みやまいる。こよひかうしんにて、おとこたちみな／＼しこうあ
り。御かゆいつものことくあり。大いてゝくもしまいる。御五あり。けふかららい人
のほりたるよし申。「御湯殿の上の日記」

九月二十一日庚申

かうしん。いつものことくおとこたち御まいり。御かゆあり。御あそひ、御五あり。
はてゝのち、大にてくりまいる。めうしんしより、御かれいのまつまいる。御くはりあり。
いせ、たかの御なで物しゆこうよりまいる。「御湯殿の上の日記」

庚申也。「多聞院日記」

今日かうしん。かうしん堂のおしやうまいる。とのさま今日しぶやへ御こし。所々地わ
り御らん被成候。「天正日記」

○ここにあげた天正日記の記述は、いさか興味がある。天正年間に、すでに江戸に庚申堂が建立され、その住持が

庚申の日に主な檀家のもとへ赴くようになつていたらしいことを窺わせるからである。江戸の庚申堂といえど、高輪にあつたそれが、有名でもあり、最も古かつたから、ここにいう「かうしん堂」とは、おそらくそれをさしているのであるまいか。

十一月二十一日庚申

おとこたちいつものことく、みな／＼御まいり。御ゆ殿上にてくもし、御うたいあり。

御かうしんの御かゆも、女中、おとこたち、みな／＼いつものことくまいる。五の宮の御かたもならします。〔御湯殿の上の日記〕

1591
天正十九年

十月二十八日庚申

午后河原内スイ衛門懸竹來。於方丈侑晚炊。同道三人。晚來於富春庚申會。自近衛殿下爲仁叔長老官使來。文選一部拜領云々。〔鹿苑日錄〕

1592
文祿元年（天正二十年）

二月二十九日庚申

周暉爲庚申待歸里。迎來矣。〔鹿苑日錄〕

七月二日庚申

庚申日。〔多聞院日記〕

十一月四日庚申

庚申。〔多聞院日記〕

1593 文祿二年

三月五日庚申

庚申也。入夜雨下。〔多聞院日記〕

五月六日庚申

庚申也。千部論在之。〔多聞院日記〕

七月八日庚申

庚申。〔多聞院日記〕

1594 文祿三年

八月十四日庚申

庚申。〔多聞院日記〕

十月十六日庚申

庚申。〔多聞院日記〕

1595 文祿四年

一月十七日庚申

御かうしんにて、おとこたちしこうあり。御あそひに御かうあり。御かゆいつものこと

し。〔御湯殿の上の日記〕

一、庚申。春日祭在之。〔多聞院日記〕

かうしんにて、御あそひ、御五あり。めうほうるん殿御まいり。おとこたちしこう。御かゆあり。御かゆまいる。おとこたちはすべにてまいる。大いてよくもしまいる。女中はひさしにてまいる。しゆこう神事にてまいらす。女御御所にてまいる。かうしんのほ

そん、きりかくしのまへにかけらるゝ。色々の物ともまゝる。「御湯殿の上の日記」

○本條は、いまで全く宴遊的であつた宮中の庚申の行事が、宗教儀禮をともなうようになつたことを示めす最初の記述である。その意味で、きわめて重要な意義と價値をもつてゐる。「からしんのはそん」とあるから、おそらく後世のいわゆる「庚申の軸」にいたようなものであつたであろうが、とにかく、そのようなものをかけたのであるから、きわめて大きな變化といわなければならない。このように變化したのは、從來の宮中の庚申の行事に、しげしげと出入していた僧侶たちの影響をうけた結果だらうと考えられる。とはいふものの、その儀禮の具體的な内容は、記述があまりにも簡単なので、全くわからない。けれども、本尊をかけたのであるから、必ずや何らか勤行めいたものが行われたに相違ない。その場合に思いおこされるのは、花園天皇宸記、藤原頼長の台記の記述や、永正三年につくられたと考えられる「庚申之本地」の内容である。おそらく、これらの資料にのべられてゐるような形の儀禮が行われたのではなかろうか。全くの臆測ではあるが、ここに一試見として提出しておく。

八月二十日庚申
かうしんにて、御あそひ、御五、しやうきあり。八てうとの、新宮、竹のうちとの、おとこたち御まいり。御かゆありて、く御あり。新宮の御かたよりかき一折まゝる。「御湯殿の上の日記」

十月二十一日庚申
十一月二十二日庚申
入夜御神樂。令參候了。無出御。夜半許入眼。「親綱卿記」
庚申。水帳小ワリ是ニテ沙汰之。日中、夕飯申付之。最福院、妙光院來。「多聞院日記」
今夜内侍所御神樂。無出御。奉行藏人右少辨經遠。「續史愚抄」

○この二條は、庚申の御會とは無關係かもしけないが、一應かかげておく。

1598 慶長三年

一月四日庚申
かうしんにて、おとこたちめす。御かゆあり。ほそんへ色々まいる。「御湯殿の上の日記」

六月六日庚申
かよひかうしんにて、おとこたちしこうあり。御かゆまいる。大の物にて、くもしまる。

る。「御湯殿の上の日記」

十月八日庚申
かうしんにて、いつものことく御かゆまいる。りしやうじんより御なで物、くわんしゅまいる。「御湯殿の上の日記」

十一月九日庚申
かうしんにて、いつものことくほそんへ色々まいらせらるゝ。御かゆあり。新宮の御かたより御てん、大の物まいる。御たるまいる。「御湯殿の上の日記」

1599 慶長四年

二月十日庚申
かうしんにて、ほそんへ色々まいる。御かゆあり。七くはんおんへ大御ちの人正月分御まいり。「御湯殿の上の日記」

閏三月十一日庚申
かうしんにて、おとこたちしこう。御あそひあり。御かゆまいる。「御湯殿の上の日記」
五月十二日庚申
かうしんにて、おとこたちしこうにて、御あそひあり。御かゆまいる。「御湯殿の上の日記」

七月十三日庚申

九月十四日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。御かゆまいる。大の物にてくもしまる。しなないし殿よりかき一折まいる。しゆこうの御かた、ちらと御まいりあり。「御湯殿の上の日記」

こよひの御あそひ、御くちとり十五色いつる。「御湯殿の上の日記」

今夜庚申也。故粥相催。松橘右來。且閑話。梅蘭市右衛門尉來。同市十郎も同途。粥相伴。受用メ舉一盞。亥刻ニ退出。予亦就睡。「鹿苑日錄」

十一月十四日庚申
かうしんにて、おとこたちめす。御かゆ、く御まいる。御くちとりあり。大の物にてくもしまる。「御湯殿の上の日記」

1600 慶長五年

三月十六日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう。しん宮の御かた、たけのうち殿、かち井殿なる。とんけん殿もなる。く御、御かゆあり。くろとて御あそひあり。御くちとりあり。

「御湯殿の上の日記」

かうしんにて、おとこたちめして、しこうあり。かち井殿、たけのうち殿なる。く御あり。御くちとり十五色いつる。御かゆもあり。大いてくもしまる。ほそんへいつものことくいろ／＼まぐる。「御湯殿の上の日記」

七月十九日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。く御、御かゆまいる。御とりありて御あそひ也。大の物にてくもしまりて、みなたいしゆつなり。いよ殿よりもまくる。「御湯殿の上の

日記」

九月二十日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。く御、御かゆあり。御くちとりあり。大いてゝ、くもしまいる。「御湯殿の上の日記」

十一月二十日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう。たけのうち殿、かち井殿御まいり。く御、御かゆまいる。御くちとり、御五などにて、御あそひとなり。たいの物にてゝ、みな／＼大きくもじにて御うたあり。ひしくとめてだし。「御湯殿の上の日記」

1601 慶長六年

一月二十一日庚申

タさり、かうしんにてとめまいられ候。めうぼうゐん殿、かち井殿、おとこしゆうめして御あそひあり。く御、

かち井との御まいり。御くちとりあり。女中しゆへも御くちとり／＼つる。「御湯殿の上の日記」

の日記」

五月二十三日庚申

かうしんにて、めうぼうゐん殿、かち井殿、おとこしゆうめして御あそひあり。く御、御かゆまいる。御くちとりあり。たいの物にてゝ、くもしまいる。「御湯殿の上の日記」

七月二十四日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。く御、御かゆまいる。御くちとりあり。たいの物にてゝ、くもしまいる。「御湯殿の上の日記」

九月二十六日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。めうぼうゐん殿、きとう殿御まいり。御くちとりあり。く御、御かゆあり。みなせぢうしやうよりかき一おりまじる。「御湯殿の上の日記」

十一月二十六日庚申

かうしんにて、御所々々おとこたちしかう。御あそひあり。こんゑ殿御まいり。く御ま
いる。御かゆもまいる。めうぼうゐん殿より御てん、たいの物、御さか月のたい、御た
るまい。とんけゐん殿御まいり。〔御湯殿の上の日記〕

十二月二十七日庚申

かうしんにて、おとこたちめす。大かく寺殿、めうぼうゐん殿、こんゑ殿、かち井殿な
る。く御、御かゆまいる。女院の御所より、ひしはなひらまいる。〔御湯殿の上の日記〕

1603 慶長八年

三月三日庚申

かうしんにて、おとこたちしこうあり。く御、御かゆまいる。御ひし／＼なり。〔御湯
殿の上の日記〕

五月四日庚申

かうしんにて、めうぼうゐん殿、正こゐん殿なる。おとこたちもしこう。女御の御かた
より、まき、はしまいる。(中略) 夕かた、く御、御かゆまいる。〔御湯殿の上の日記〕

七月六日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう。しんみやの御かた、たけのうち殿、めうぼうゐん殿
なる。く御あり。あか月御かゆにて、くもしまいる。女ゐんの御所よりうりまいる。

〔御湯殿の上の日記〕

九月七日庚申

かうしんにて、おとこしゆうしこうあり。く御まいる。御かゆもまいる。みなせよりか
き一折しん上あり。〔御湯殿の上の日記〕

十一月八日庚申

及夕陽赴柳芳庚申。木工頭・將監同床。先有酒。後又赤飯。及亥刻喫粥賜酒。及子尾聽

鶴鳴歸院。無餘事。〔鹿苑日錄〕

1604
慶長九年

一月九日庚申

かうしんにて、おとこたちしこうあり。く御まいる。たいあみ、御かうはしん上す。
おもしたふ。「御湯殿の上の日記」

三月九日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう有。く御まいる。御かゆまいる。たいの物にてくもし
まいる。「御湯殿の上の日記」

五月十日庚申

かうしんにて、八てう殿、めうぼう院殿なる。おとこたちもしこう有。ひるより御あそ
ひあり。く御まいる。あか月も御かゆまいる。御くちとりもいたさるゝ。「御湯殿の上
の日記」

七月十一日庚申

かうしんにて、御所々々、おとこたちしこう。ひしひし也。く御、御かゆまいる。「御
湯殿の上の日記」

閏八月十二日庚申

かうしんにて、みな／＼しこう有。く御まいる。御かゆもまいる。「御湯殿の上の日記」
十月十四日庚申

日記

十一月十五日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう。く御まいる。御かゆもまいる。「御湯殿の上の日記」

二月二十七日庚申

かうしんにて、おとこたち六七人めして、御ひしひしなり。さまのかみより御くわし一
おりまいる。「御湯殿の上の日記」

四月二十八日庚申

被行内侍所臨時御神樂。奉行藏人頭左中辨總光朝臣。「續史愚抄」

かうしんにて、おとこたち十人はかりめして、御あそひともあり。八てう殿、正ごくん
殿なる。く御まいる。みかわのかみ、わづらいさんへにて、きとうに御から申さる
る。ふ行とうの辨なり。しゆつきよなし。ないし所へは、新大すけ殿、へいないし殿ま
いる。夜中時分にはつる。そろへにて御さか月一こんまいる。「御湯殿の上の日記」
○御湯殿の上の日記の記述によつて、續史愚抄にのべられてゐる神樂が病氣平癒の祈禱であつたことがわかる。これ
が庚申の信仰と關係があるか否かは、いまのところ判斷がつきかねるので、とりあえずかかげておく。

五月二十九日庚申

於富春庚申待在之。「鹿苑日錄」

○なお、鹿苑日錄の同じ條には、知恩寺で藤大典侍の葬禮が行われた記述があるから、このころでも、庚申待は葬禮
とは無關係に行われるものであつたといつてよいのではなかろうか。

九月三十日庚申

かうしんにて、八てう殿、おとこたち六七人めして、御あそひともあり。「御湯殿の上
の日記」

十一月一日庚申

かうしんにて、八てう殿、大かく寺殿、正ごくん殿、たけのうち殿なる。おとこしゅう

も七八人めして、御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

1608 慶長十三年

二月二日庚申

四月四日庚申

六月五日庚申

八月六日庚申

かうしんにて、おとこたち十人はかりしこう。御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕
かうしんにて、大かく寺殿なる。おとこたちめす。〔御湯殿の上の日記〕

かうしんにて、おとこしゅう十人あまりしこう也。大かく寺殿なる。御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

かうしんにて、おとこたち十人はかりしこう申さるゝ。御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

十月六日庚申

かうしんにて、おとこたちしこう。せうかう院殿もなる。色々御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

十二月七日庚申

かうしんにて、おとこたち十人はかりめして御あそひあり。〔御湯殿の上の日記〕

1609 慶長十四年

二月八日庚申

かうしんにて、おとこたち十人はかりしかうなり。御あそひともあり。〔御湯殿の上の日記〕

四月九日庚申

かうしんにて、おとこしゅう四五人めす。〔御湯殿の上の日記〕

六月十日庚申

八月十一日庚申

十月十二日庚申

かうしんにて、おとこたち四五人めして御なくさみあり。「御湯殿の上の日記」

かうしんにて、御所御所、女中へ、く御、御かゆまいる。おとこたちはしこうなし。

〔御湯殿の上の日記〕

かうしんにて、御所々々、女中へ、く御、御かゆまいる。御かいおほいあり。「御湯殿の上の日記」

以庚申故歸私寮。到鶴鳴矣。「鹿苑日錄」

かうしんにて、御所御所、女中へ、く御まいる。「御湯殿の上の日記」

1610 慶長十五年

かうしんにて、く御、御かゆあり。「御湯殿の上の日記」

かうしんにて、く御、御かゆまいる。御所御所ならします。御かいおほいあり。「御湯殿の上の日記」

殿の上の日記

三月十五日辛酉
片主ト同途赴御城。且相待。昨夜庚申故。秀賴公御睡中ト云々。御膳午時上ル。「鹿苑日錄」

七月十七日庚申

九月十八日庚申

十一月十九日庚申

かうしんにて、御所々々、女中しゆうへ、御かゆ、く御まいる。「御湯殿の上の日記」

かうしんにて、御所々々、女中しゆうへ、御かゆ、く御まいる。「御湯殿の上の日記」

かうしんにて、御所々々、女中へ、く御まいる。めう法なん殿御てし、御おひなをしと

て、御たる三色三かまいる。〔御湯殿の上の日記〕

1615 元和元年（慶長二十年）

閏六月十五日庚申 入夜招如天西庵。則携酒肴而來過。清談到曉。月色清朗散鬱懷者也。〔鹿苑日錄〕

○けだし、守庚申であろう。

1617 元和三年

二月二十四日庚申

庚申。〔多聞院日記〕

1620 元和六年

十二月十七日庚申

庚申。於坊城殿有夜聯。〔鹿苑日錄〕

1621 元和七年

一月十七日庚申

入夜。從女院御所召候。則伺公。御庚申御とき申候。禁中御庚申如常承及候。〔土御門泰重卿記〕

北野へ一巡草ヲ遣候。庚申也。〔時慶卿記〕

○土御門泰重卿記および時慶卿記は、ともに原本をみることができず、大日本史料所引の記述によつた。以下同じ。

三月十八日庚申

日出時分從御所庚申御觸。精進之衆也。御番也。御匱。すゝの鉢三ツ拜領也。中御門宣衡卿はさみ箱。萬里小路入道塗重箱。高倉ちりめん一卷。園縛三巴。姉小路あやしま一たん。五辻杉原二束。各拜領也。〔土御門泰重卿記〕

庚申也。〔時慶卿記〕

五月十八日己未

五月十九日庚申

明日御庚申伺公可申の由仰也。〔土御門泰重卿記〕

今日愚詠十首書付。中院へ遣候。晩炊以後禁中伺公。四辻、阿野、中御門、中院、白川二位、高倉、予七人也。予は西園寺殿番代。宿計也。女院無御出之。御雑談共也。左大臣殿、一乘院殿御參也。丑刻御匱取有之也。予綿三把拜領也。四辻杉原、阿野銀子、中御門中納言薰衣香。、白川まき物一、中院板物一拜領也。〔土御門泰重卿記〕

庚申也。〔時慶卿記〕

七月十九日己未

七月二十日庚申

明日御庚申可致伺公之由。勅定也。〔土御門泰重卿記〕

今日綾小路漢和興行出座也。入夜相満。頓而朝參。遅參也。今夜女院御所。御領所成等寺ヨリ念佛躍まいり、御見物也。御雑談共及鶏鳴。御匱有之。洒布一疋拜領也。〔土御門泰重卿記〕

庚申也。〔時慶卿記〕

九月二十二日庚申

庚申御觸有之也。申刻御用有之。伺公可仕之由仰也。則伺公申候。晩、召候衆各伺公也。萬里小路入道、中御門大納言父子、阿野中納言父子、正親町三條、園、中院中納言兄弟、

白川、高倉、予等也。御闈取有之也。中御門大ひき三束、萬入さや一包、正中吉野紙十束、北畠湯續三、白川あやしま一たん、阿野侍從茶椀十、園綿三把也。〔土御門泰重卿記〕

一庚申也。於端亭有粥田樂等。到鶴鳴。〔時慶卿記〕

御番也。庚申精進之由御觸。畏之由申畢。早朝伺公。學文講也。入夜御闈取有之也。予しらか糸一結拜領也。〔土御門泰重卿記〕

一庚申也。(中略)一内義ハ脇中書女中ヘ庚申トテ、重箱、サケ錫持せて、晚ニ被歸。長野殿同道也。〔時慶卿記〕

1625 寛永二年

十一月十五日庚申

こよひかう神にて、七人またせらるゝ。御くしひとりも出る。から井殿なる。「御湯殿の上日の日記」

1628 寛永五年

十一月三日庚申

今夜庚申。吉藏主請葉室殿催聯會。〔鹿苑日錄〕

1633 寛永十年

五月二十九日庚申

今夜庚申。與如天西庵話到夜半鐘。〔鹿苑日錄〕

十二月一日庚申

今日庚申。〔鹿苑日錄〕

1635 寛永十二年

七月十二日庚申

今夜庚申。吉首座他出。與郁藏主、求藏主言句。(中略)到鶴鳴。〔鹿苑日錄〕

九月十三日庚申

就梅岑。咸藏主催聯句。予亦出而聽。至曉鐘六句猶在。予先歸。今夜庚申也。〔鹿苑日

錄〕

1636 寛永十三年

三月十五日庚申

今日庚申。招如天西庵、郁藏主。待庚申。〔鹿苑日錄〕

1638 寛永十五年

二月一十六日庚申

今夜榮藏主於梅岑設藥石。藥石粥也。今日庚申也。予喫粥。暫而歸。〔鹿苑日錄〕

1639 寛永十六年

五月三日庚申

今夜庚申。〔鹿苑日錄〕

1642 寛永十九年

六月二十二日庚申

今日庚申之心乎。少虫起而吐。吐後無別事。〔鹿苑日錄〕

○本條は、三戸説を知つてゐた例として、まことに面白い記述である。

八月二十二日庚申

庚申也。〔鹿苑日錄〕

1653 承應二年

三月十二日

新宮神倉麓。庚申堂建立。願主修驗庵主願職支配下山伏大正院也。新宮庚申是爲始。庚申本尊出所。菩提山之同行多賀ノ連藏院同行袈裟大正院所持之本尊也。〔熊野年代記〕

○本條は、熊野の新宮に庚申堂がたてられた記事であるが、修驗との關係が明らかなのでかげた。なお本書は、二河良英氏の御教示による。

1660 萬治三年

七月七日庚申

御歌御會。題庚申七夕。〔續史愚抄〕

1677 延寶五年

二月十三日庚申

かうしんにて、御おもては御くし取有。〔御湯殿の上の日記〕

1679 延寶七年

七月二十七日庚申

かうしんにて、御あかしまる。〔御湯殿の上の日記〕

1682 天和二年

五月十三日庚申

かうしんにて、御あかし、七色まじる。新院の御かたへ、しゆかく院のいちこまじる。

〔御湯殿の上の日記〕

1684 貞享元年(天和四年)

二月二十五日庚申

かうしんにて、七色、御あかしまる。〔御湯殿の上の日記〕

1686 貞享三年

八月八日庚申

かうしんにて、御あかし、七々色まじる。〔御湯殿の上の日記〕

1693 元祿六年

一月

現長野市中越の庚申講始まる。〔長野市中越、庚申講中所藏「庚申人別覺帳」〕

○私が今日まで全國的に調査した文献資料の範囲からいえば、ここにあげた長野市中越の庚申講が資料的にもつとも

古い由緒をはつきりともつてゐる。この講中が所蔵している、講仲間の姓名をかいた、いわゆる人別帳（トウヤの控帳）は、元祿六年正月から始まり、途中とだえることなく現在におよんでいる。この記録によつて、この講が始まつた年月が判明する。しかし、實際にはもつと前からあつたらしい。第二番目に古い講は長野縣湯田中在のもので、ここには元文二年からの人別帳が残つてゐる。ただし、この講はいまでは消滅してしまつた。中越の講は現存し、いまなおさかんである。その人別帳には、講の席上での話題や、米その他の當時の物價までも記入されているので、社會經濟史の資料としても貴重な價値があると考えられる。

1753

寶曆三年

七月七日庚申

和歌御會。題庚申七夕。奉行權中納言重熙。日野大納言^{光綱}詠進。「續史愚抄」

寶曆三年の七夕庚申にあたりければ、其夜の公宴御會、庚申七夕といふ題にて

萬千えてもあふかひなしと織女は

ねぬ夜を今宵空に恨みむ

御製

ひととせに一たび契る星合の

けふはねぬよやわきてうらみん

中務卿職仁親王

此秋のねぬよのうさも行合の

絶ぬに星や思ひのどめん

權大納言藤原光綱

今宵あふ星の契りやいかならん

天には三のあだもあらじを 権中納言藤原光胤〔風のしがらみ卷下〕

1784
天明四年

七月七日庚申

(前略)あひにあひて、今宵庚申にあたれば

稀に逢ふ夜もぬることは櫛の葉の

うらみて明けん星合の空 主の法師峨月

障りある夜をかこちつつ棚機の

逢ふもかたみに丸寝なるらん〔眞澄遊覽記〕

1793
寛政五年

十月二日

二日、やのしりなる社の庚申の堂あるに、相りしたる人さはに居て、はいかいのつらね
歌して、夜は更にふけ行くころ、われにも、おなしさまにあそひてと人のいへと、えや
は其みちたとらんと、おほつかなくも

衛聞てねぬ夜まづらん神のむろ〔菅江眞澄「尾駿の牧」(菅江眞澄集第六)〕

○本條によつて、このころの庚申待が庚申堂で行われる場合もあつたことがしられる。なお本條は、秋月觀曉氏「下
北半島に殘る庚申信仰の諸形態」所引によつた。次條も同様である。また、寛政五年の十月には、庚申の日はない。
もつとも近いのは、九月三十日である。本條は、庚申待を正しく庚申の日に行わず、延期して行つた例となるであ

ろう。場所は青森縣大畠である。

1794 寛政六年

十月六日庚申

庚申すとて、夜とともにかたらふに、鹿の聲したるはいつこにやあらん。つまごぶるならひはすれど、こよひとて鹿もねぬ夜を鳴あかすらし。〔「奥乃手風俗」（菅江眞澄集第六）〕

○本條の場所は、青森縣田名部である。

1796 寛政八年

七月十七日庚申

くれて人々の集来るにましりて、庚申そしたりける。

圓居して聞あかさましなれもかく

ねぬ夜をこらなくむしのこゑ〔菅江眞澄集卷六〕

○本條は、秋月觀暎氏「庚申待の思想的源流——近世津輕に於ける道教の三戸信仰を中心として——」所引によつた。そこには、場所および書名が明記してないので、よくわからぬいため、ここには、そのままのせた。いづれ原本によつて補訂したい。

1828 文政十一年

一月二十日庚申

三月二十一日庚申

五月二十二日庚申

七月二十二日庚申

九月二十三日庚申

十一月二十四日庚申

1832
天保三年

一月十二日庚申

三月十三日庚申

五月十四日庚申

七月十六日庚申

九月十七日庚申

十一月十八日庚申

記

今夕庚申祭。如例神酒、菓子等獻供。神燈四ヶ時迄。〔瀧澤馬琴「戊子日記」〕

今夕庚申祭。畫像奉掛之。獻供並に四時迄。神燈如例。今夕如例四時過就枕。〔壬辰日記〕

今夕庚申祭。神燈、神酒、七色くわし供獻之。四時畫幅とり納め、其後就枕。〔壬辰日記〕

今夕庚申祭。如例畫幅へ神酒、備餅供之。四時畫幅とり納め奉る。今日尤大暑中、終日予机にかかり、いろ／＼稿案致し候に付、夕方より休息。四時例如就枕。〔壬辰日記〕

今夕庚申祭。獻供、神燈等如例。〔壬辰日記〕

今夕庚申祭。獻供、神燈等四時迄。今夕四時神影藏之。〔壬辰日記〕

十二月十八日庚申

今夕庚申祭。如例神酒、□神燈等。神像供之。四時畫幅とり納め、四時過如例一同就枕。
〔壬辰日記〕

1833
天保四年

二月十九日庚申

今夕庚申祭。畫像奉掛之。神酒、備もち如例。夜四時神影奉納入之。〔瀧澤馬琴「癸巳日記」〕

四月二十日庚申

今夕庚申祭。如例御畫像に神酒、七色くわし供之。拜禱。四時過とり納め卒。〔癸巳日記〕

六月二十一日庚申

今夕庚申祭。如例神酒、果子、神燈、獻供。父子拜禱畢。四時畫像納之。杉浦氏（大家）である。——筆者註）にて今夕義太夫有之。（中略）睡りがたく候に付、四半時比一同就枕。予九半時比この音曲しづまり候てより熟睡。〔癸巳日記〕

八月二十二日庚申

產穢中に付、今夕不祭庚申。〔癸巳日記〕

十月二十三日庚申

今夕庚申祭。如例畫像奉掛之、神燈、神酒卓上に獻供し、四時畫像を納め、四時過一同就枕。〔癸巳日記〕

十二月二十四日庚申

今夕庚申祭。如例神像へ神酒、備餅祭之。〔癸巳日記〕

1834
天保五年

二月二十五日庚申

四月二十五日庚申

六月二十六日庚申

八月二十八日庚申

十月二十九日庚申

十二月三十日庚申

1840
天保十一年

一月二十八日

此頃庚申甲子にても有之候はば、別而よく祭るべし。〔中澤伴藏日記〕

○二十八日は、私がしらべたところでは、己未の日であつて、二十九日が庚申の日である。筆者中澤伴藏のあやまりと思われる。それにしても、この文の「庚申甲子にても」という冒頭の一句の意味はわからない。庚申祭と甲子祭とが、このころ、この土地で結びつけられていたのかとも思われるが、そうでないことは、この日以後の文面によつて明らかである。おそらく、「甲子」の文字はあやまつてここに入つたのではないかと考えられる。筆者の中澤伴藏は、天保年間から安政年間ごろの人で、そのころ、いまの群馬縣佐波郡境町で、河岸荷問屋をいとなむかたわら、町役人組頭の職についていたといふ。従つてその日記は、このころ、そのような階層の人々がやつていた庚申待の姿をあらわす、貴重な一例となるわけである。なおこの日記は、現在境町におられる郷土史研究家篠木弘明氏

今夕庚申祭。獻供如例。奉祭之。〔瀧澤馬琴「甲午日記〕
今夕庚申祭。獻供、神燈四時□如例。〔甲午日記〕
今夕庚申祭。如例神□□奉祭之。今夕四時とり納め奉卒。今夕四半時比一同就枕。

〔甲午日記〕

今夕。庚申畫像かけ奉り、獻供例の如し。(中略)四時過一同就枕。〔甲午日記〕

今夕庚申祭。如例畫像奉掛之。神酒、□□□、神燈等四時まで如例。〔甲午日記〕

今夕庚申祭。獻供神□例の如し。但四時過迄。〔甲午日記〕

の御教示によつて知ることができた。所引文は、すべて同氏の筆寫本による。

三月二十九日庚申

庚申に付祭る。〔中澤伴藏日記〕

六月一日庚申

此日庚申に當り候に付、隨分丁寧に拜す。〔中澤伴藏日記〕

八月三日庚申

庚申に付、云々〔中澤伴藏日記〕

十月四日庚申

庚神に付、猿田彦大神様御せん香、御灯明、御せん、御神酒を上る。今日庚申待を致す。
親類、店のもの、店受、其外七十人參り、うどん振舞有。〔中澤伴藏日記〕

おわりに

以上、現在までに私がみた範囲の日記、史書などを中心として、ほとんど文獻資料のみによつて、奈良時代から江戸時代にいたる間の年譜をつくつてみた。これによると、いかに宮中や、それをとりまく宮廷貴族たちの間で、守庚申や庚申の日の遊びが流行していたかが、よくわかるであろう。かれらが、何故にこのように庚申の日にある行事を行つたかという理由については、よくわからないけれども、おそらくさきの拙著でもべたように、中國の道教でとく三戸説にあつたであろうと思われる。とはいへ、それはおそらく初期のころのことであつて、時代が下るにつれて、そのような考えは、知識としてはもたれていたであろうが、實感としては次第にうすらぎ、宴遊や作詩、作文などのいわゆる「遊び」が中心になつてしまつたであろう。時に、勤行めいたことをする場合もないではなかつたが、それは一時か、もしくは一部の人々にかぎられていたのである。

ところが、室町の末期からは様子が變り、宮中できえ、「ほぞん」をかけ、供物を供えて、ある宗教儀禮が行われるようになつた。その儀禮が、宮中において寶曆三年以後いつまで行われていたかといふ點は、はつきりしない。けれども、前例をたつとぶ宮中のことであるから、相當長く行われていたのではないかと推測される。

このような宮中の傾向は、民間にながれ、「庚申之本地」に始まる「庚申縁起」の民間での流布と相俟つて、江戸時代には一般の人々の間で、庚申の信仰が非常なきおいでさかんになつた。寛文書籍目録や元祿書籍目録に、「釋迦の本地」、「あみだの本地」などとならんで、「庚申之本地」がかかげられているのは、そのころ、このような本地物が民間に流布したことを示めすものであろうが、そのような風潮もまた、庚申の信仰を鼓吹するのに與つて力があつたであろう。そうして、その名残りが現在までおよんでいるわけである。

この年譜をみると、宮中や宮廷貴族たちが庚申の日に行つていた「遊び」と、いまの庚申講中が庚申の晩にやつてのこと、もしくはやつていたこととの間に、共通する要素のすくなくないことがわかるであろう。もちろん、ちがう點もある。けれども、雜談、貝おおい、賭などは、民間においてもまたよく行われた「遊び」である。その上、「庚申縁起」の中には、平安時代の人々の考え方や行事のやり方、呪言、誦文、そのほか佛教的に變容させられた三戸説もとりいれられている。その呪言、誦文、三戸説などの片鱗は、いまでも各地でときどきみいだされる。とすれば、平安以降の宮中や宮廷貴族たちの間で行われていた庚申の日の行事や信仰と、江戸時代の一般の人々がやつていたそれとを、全く異質的なものとみなすわけにはいくまい。むしろ、關係があるといわなければならぬ。「庚申縁起」を媒介として、平安時代の守庚申と江戸時代の庚申待とが關係づけられるという私の見解については、すでに「守庚申と庚申待」と題して「社會と傳承」誌上に發表したから、ここではくりかえさないが、この年譜は、その見解をあ

るいみで補足するものである。

この年譜は、資料の關係から、庚申の信仰が全國的にさかんに行われた江戸時代に關して、きわめてうすくなつてしまつた。今後補足するつもりではいるけれども、江戸時代の庚申侍の有様をのべた文獻資料を御存じの方があつたら、御教示いただきたいと、ここに重ねてお願いする次第である。年譜にかけた資料が少いから、江戸時代には庚申の日の行事や信仰がさかんでなかつたということはできない。それは、庚申塔とよばれる供養塔が、全國的に實に多く現存していること、隨筆、芝居の脚本、川柳などに庚申關係の記述が多くみえること、各地に多くの傳承が残つていること、などから明らかである。しかしここでは、年譜という建前から、年月日の明らかなそれらの資料は一切はぶいた。いづれ公刊豫定の拙著には、それらの點も含めて、日本の庚申信仰の變遷の大要と、中國の道教とく三尸說との關係を考えて見るつもりである。

(昭和三十二年一月二十四稿)

〔附記〕 本研究は、財團法人偕成會から昭和三十二年度學術獎勵金をうけた、「日中宗教文化交渉史—庚申信仰の比較研究—」と題する研究の一部をなすものである。なお、三輪善之助、小花波平六、二河良英、渡邊健一、兒玉信久、太田正治の各氏からは、いろいろと御教示をうけ、天理圖書館、早稻田大學圖書館、金輪院、金谷山三光寺では、貴重圖書の閲覽に關して多大の便宜をえた。また、篠木弘明氏からは、わざく中澤伴藏日記を筆寫して送つていただいた。ここに記して、ふかい感謝の意をあらわす。

〔追補〕 本稿なつてのち、各地の方々の御教示や、自分でしらべた結果によつて、今日までにわかつたことを、ここに追記して補足しておく。

一、栃木縣芳賀郡茂木町生井の生井英俊氏の御教示によると、弘化元年刊の「明細年代記」という書物の、長保五年六月二

日の條に、「庚申の御遊びはじまる」とかいてあるそらである。

一、兼邦百首歌抄（別名、神道百首歌抄）によると、ト部兼邦は、文明十八年正月十一日巳未の夜、神道に關する百首の歌をよんでいる。江戸時代の末ごろには、宵庚申といつて、庚申の日の前晩に徹夜をする風習があつたので、兼邦のこの徹夜が宵庚申だとすれば、すでに文明年間からそのような風習があつたことになるけれども、前書に「雨風あれて神さへみじうなれば、ねられぬまゝ、云々」とあるから、どうも宵庚申とは關係がつけられないようである。なお本書は、神道でとく猿田彦の機能、三猿と山王と猿田彦との關係などがとかれてるので、その意味でおもしろい資料である。

三、大分縣史料第一部四には、明應五年につくられたと思われる、「庚申因縁記」と題する庚申縁起が收められている。本文では、永正三年の「庚申之本地」が現存最古の庚申縁起だとべたが、その年號を信用すれば「庚申因縁記」の方が古い。こゝに訂正しておく。内容は、「庚申之本地」と大同小異である。原本は宇佐八幡宮にあることである。なお、本書は、前條の兼邦百首歌抄とともに、小花波平六氏の御教示によつて知つた。

四、長野縣更級郡川中島町南原の世茂井神社境内にある應永四年にたてられた庚申塔については、本文でふれたが、その後機會をえて、したしく調査することができたので、こゝに簡単にのべておく。高さは一米一纏で、磨滅はひどい。けれども應永四歳と青面金剛明王塔という文字だけは、はつきりよめる。その文字のほり方はあさいが、附近にある文明ごろの墓石と、大體においてよくにたほり方である。これだけでは、果してその年號が信用できるかどうか、うたがわしい。三輪善之助氏は、上部左右に雲を伴つた日月があること、および青石板碑でないことなどから、偽塔ではないかと疑つておられる。けれども、附近にはそのころ、行者や山伏がそうとう多かつたから、それらの人々の指導でたてたのかとも考えられる。といふのは、暦應四年に京都で定められた「晦山臥神事餐膳事」（吉備溫故祕錄所收、岡山縣兒島郡郷内村、五流會瀧院藏）と、修驗道内の規定のなかに、行者講とならんと、公達庚申という語がみえているためである。ここに「公達」とは、格式のたかい「長床衆」とよばれた修驗者の子弟である。從つてそれらの人々が、すでに暦應年間に庚申講のような集

りをやつていたわけである。そこで、この塔が、そのような人々の指導をうけてたてられたとすれば、あながち偽塔とはいきれないことになる。したがつてこの庚申塔の眞偽をきめるためには、應永のころ、川中島の地方が、どの程度修驗道の影響をうけていたかという點を解明することが、そのかぎとなるのである。

五、長野縣上高井郡綿内村森部落の小内神社境内には、天永元年二月と刻んだ宮形の庚申塔があるが、天永と改元したのは同年七月十三日なのにかわらず、その前の二月に新年號が使つてあるから、明らかに偽塔と思われる。なお靜岡縣下田町河内の畠中に、建武三年にたてられたといふ庚申塔がある旨、同縣相良の川原崎次郎氏から報告があつたが、疑點があるので、目下問合せ中である。

(昭和三十四、一、二七追記)